

第5次静岡県障害者計画

2022年3月

静岡県

はじめに

静岡県では、富国徳の「美しい“ふじのくに”」づくりを県政運営の基本理念に掲げ、「県民幸福度の最大化」のため、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指し、様々な施策を推進してまいりました。



昨年5月には、障害のある方やその御家族、関係の皆様が待ち望んでおられた、「合理的な配慮の提供」を民間事業者にも義務付ける改正障害者差別解消法が成立し、再来年の6月までに施行されることとなっております。また、昨年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されており、本県においても、医療的ケア児等支援センターを早期に開設いたします。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために定着した「新しい生活様式」が、障害のある方にとっては、コミュニケーションや情報を取得する手段が制約されるなど、日々の暮らしの中で不安や不便を感じる場面が少なくないと伺っております。

こうした時代の変化や課題に対応するため、「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）」を策定しました。当プランでは、第4次計画に引き続き、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を基本目標としつつ、①障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進、②「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり、③新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実、④医療的ケア児等に対する支援の充実の4項目を「重点的に取り組む施策」として位置付けております。プランの着実な推進により、東京2020パラリンピック競技大会において高まった障害のある方への理解と関心を行動へと移し、誰もが身近な地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指してまいりますので、県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、プランの策定に当たりましては、「静岡県障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、障害者関係団体の皆様、障害のある方の実態調査に御協力いただいた方々など、広く県民の皆様から御意見・御提言をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

2022年3月

静岡県知事 川勝 平太

目次

はじめに

【第1部】総論

I 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	5
3	計画期間	7
4	障害保健福祉圏域	8
5	計画の推進と検証・見直し	9
	(1) 推進体制	9
	(2) 検証見直し	9
	(3) 県・市町の役割分担	9
	(4) 県民の役割	10

II 障害のある人を取り巻く状況

1	障害のある人の状況	11
	(1) 身体障害	11
	(2) 知的障害	12
	(3) 精神障害	13
	(4) 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）	13
	(5) 発達障害及び強度行動障害	14
	(6) 難病等	14

III 計画の基本的方向性

1	基本理念と基本目標	15
2	第5次障害者計画における重点施策	16
3	施策の体系	18

【第2部】各論

I 障害に対する理解と相互交流の促進

- 1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進…………… 21
 - (1) 差別解消の推進…………… 21
 - (2) 権利擁護の推進…………… 24
 - (3) 虐待防止対策の推進…………… 25
 - (4) 福祉教育・地域交流の推進…………… 26
 - (5) 関係団体等との協働の推進…………… 27
 - (6) 投票しやすい環境の整備…………… 27
- 2 情報保障の推進…………… 29
 - (1) 情報保障の推進…………… 29
- 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興…………… 32
 - (1) 障害者スポーツの振興…………… 32
 - (2) 文化芸術活動の振興…………… 33

II 地域における自立を支える体制づくり

- 1 身近な相談支援体制整備の推進…………… 35
 - (1) 相談支援の充実…………… 35
 - (2) 相談支援従事者等の人材育成…………… 37
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実…………… 39
 - (1) 地域での支え合い活動の推進…………… 39
 - (2) 介護保険制度との連携…………… 40
 - (3) 福祉人材の養成・確保…………… 41
 - (4) 適切なサービスの確保…………… 42
 - (5) 施設サービスの充実…………… 44
 - (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充…………… 45
 - (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発…………… 46
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進…………… 48
 - (1) 訪問系・日中活動系サービスの充実…………… 48
 - (2) 居住の場の充実…………… 49
 - (3) 精神障害のある人の地域移行の促進…………… 50
 - (4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実…………… 51
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進…………… 52
 - (1) 一般就労への支援…………… 52

(2) 障害のある人の雇用の推進	53
(3) 職場定着の支援	54
(4) 福祉的就労への支援	55
(5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進	56
5 地域での保健・医療体制の充実	58
(1) 健康づくりの推進	58
(2) 自殺総合対策の推進	59
(3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実	60
(4) 地域リハビリテーション体制の充実	61
(5) 質の高い医療及び歯科医療の提供	61
6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進	63
(1) 施設における防災体制・防犯対策の充実	63
(2) 施設における感染症対策の充実	64
7 安心して暮らせるまちづくり	65
(1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進	65
(2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進	67
(3) 地域における防災体制の充実	68
(4) 防犯対策の推進	71
(5) 交通安全対策の推進	72
(6) 消費者としての利益の擁護及び増進	73

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

1 早期支援体制の整備	75
(1) 早期発見対策の充実	75
(2) 早期療育の充実	76
2 教育の振興	78
(1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実	78
(2) 特別支援教育の充実	79
3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実	83
(1) 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援	83
4 発達障害のある人に対する支援の充実	85
(1) 発達障害のある人に対する支援	85
(2) 強度行動障害のある人に対する支援	86

5	精神障害のある人に対する支援の充実	87
	(1) 精神障害のある人に対する支援	87
6	難病のある人に対する支援の充実	90
	(1) 難病患者に対する支援	90

【資料】

資料1	静岡県障害者施策推進協議会条例	93
資料2	静岡県障害者施策推進協議会委員名簿	94
資料3	静岡県障害者計画等策定・推進協議会設置要綱	95
資料4	策定経緯	97
資料5	「静岡県障害のある方の実態調査」の結果概要	98
資料6	「県政インターネットモニターアンケート」の結果概要	104
資料7	用語の説明	106
資料8	主な障害に関する啓発マーク	119

凡例

- 1 本計画の本文中で「*」が付されている用語については、巻末の資料で用語の説明をしています。
- 2 本計画の本文中に出てくる障害のある方の実態調査とは、2020年9月から11月に実施した「静岡県障害のある方の実態調査」のことをいいます。

【第 1 部】

総 論

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

<本県の障害者施策関連計画策定の経緯>

- 本県では、1993年5月に、2002年度までの障害者施策の基本指針である「静岡県障害者対策行動計画」（ふじのくに障害者プラン）を策定するとともに、国の「障害者プラン」（ノーマライゼーション7か年戦略）の策定を受けて、1997年3月には、県施策を具体的に推進するため、数値目標等を盛り込んだ静岡県障害者対策行動計画実施計画を策定しました。
- 2003年3月には、2006年度末までの「第1次静岡県障害者計画」（ふじのくに障害者プラン21）を策定しました。
- また、2007年3月には、障害者基本法に基づく2011年度までの「第2次静岡県障害者計画」と障害者自立支援法に基づく2008年度までの「第1期静岡県障害福祉計画」を一体のものとして、「ふじのくに障害者プラン21」を策定しました。更に、2013年には「ふじのくに障害者しあわせプラン」に改称し、障害者施策の総合的な推進に努めてきました。
- その後、障害者計画については、2013年7月には2017年度までに「第3次静岡県障害者計画」を、2018年3月には2021年度までの「第4次静岡県障害者計画」を策定しました。
- また、障害福祉計画については、3年ごとの見直しを行い、2009年7月には2011年度までの「第2期静岡県障害福祉計画」を、2012年8月には2014年度までの「第3期静岡県障害福祉計画」を、2015年3月には2017年度までの「第4期静岡県障害福祉計画」を、更に2018年3月には2021年度までの「第5期静岡県障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすために障害福祉サービス等の充実に努めてきました。

<静岡県障害者計画策定の背景>

- 2011年に障害者基本法が抜本的に改正され「障害者」の定義が見直されるとともに、2013年度からは障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。
- 2014年1月には障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に批准し、2016年からは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されるなど、諸制度の改革が急速に進んでいることから、これらの趣旨を踏まえ、県においては、2017年3月には、障害のある人に対す

る差別の解消に積極的に取り組むため、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」*（以下「障害者差別解消条例」という。）を制定、2017年4月から施行し、合理的配慮*の提供の徹底など、差別解消についての取組を推進しています。

- また、①地域生活への移行を希望する障害のある人や、一般就労に移行する障害のある人の数が増加していることを踏まえた、自立生活援助や就労定着支援といった新たな障害福祉サービスの創設、②障害福祉サービス利用者の高齢化を踏まえた、高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用の支援、③医療的ケアを必要とする障害児等、障害児支援のニーズへの多様化へのきめ細かな対応等を内容とする改正障害者総合支援法が2016年5月に成立し、2018年度から施行されました。
- 2016年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、施設の前職員が、多数の入所者等を殺傷するという事件が発生しました。このような痛ましい事件が二度と起こることがないように、共生社会の実現を目指す強い姿勢を明確に示しつつ、障害及び障害のある人に対する更なる理解を深め、あらゆる機会を活用して、共生社会の実現に向けた様々な啓発等の取組を着実に展開していくことが必要です。

<第5次静岡県障害者計画策定の趣旨>

- これまで本県では、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる「魅力ある“ふじのくに”の実現」を目指して、「障害者働く幸せ創出センター」*を拠点に、障害のある人が働く幸せを感じられるように就労支援を行うなど、障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談体制や支援体制の確保に努めてきました。
- また、地域においてきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充し、垣根のない福祉を目指す「ふじのくに型福祉サービス」*の推進を図るなど、障害のある人の自立と社会参加に向けた支援を充実するとともに、文化や芸術、スポーツを通じて障害のある人の社会参加を進め、障害のある人への理解を深める施策も講じてきました。
- 加えて、全国で初めてユニバーサルデザイン*の理念を県政全般に導入し、その推進に取り組むとともに、地震対策推進条例に基づき、障害のある人を含めた社会的弱者の視点等に立った防災対策に取り組むなどの障害のある人への先進的な施策を展開してきました。
- しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中であっても、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別を受け、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があります。

- 2021年5月、障害者差別解消法が改正され、法施行までに民間事業者に対して「合理的配慮*の提供」が義務化されることになりました。法改正の趣旨を踏まえ、今後、本県においても「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」*の改正を行います。
- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加、多様化していることから、2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために定着した「新しい生活様式」が、障害のある人にとって不安や悩みにつながることで顕在化しました。
- 一方で、2021年度に開催した「東京2020パラリンピック競技大会」では、日本は過去最多となる13個の金メダルを獲得し、このうち、静岡県勢の金メダル獲得は6個と半数近くを占め、多くの県民が感動し、勇気付けられました。また、大会開催後のマスコミ機関のアンケートでは、「大会の開催は障害の理解につながったと思う」との回答が70%に上り、今後、障害及び障害がある人への理解促進が更に進むことが見込まれます。
- そこで、今回の障害者計画では、このような社会情勢の変化に対応し、今後の障害者施策の基本的方向を示しつつ、施策の総合的な推進を図るため、今後4年間の新たな計画を策定します。

<計画を通じて実現を目指す社会>

- 「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人と障害のない人が、お互いに自然な態度で接することが日常となるような社会の実現を目指します。
- SDGs（持続可能な開発目標）や、障害者権利条約、障害者差別解消法及び障害者差別解消条例*の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

- 「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、障害者基本法第11条第2項に定める「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法第89条第1項に定める「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に定める「都道府県障害児福祉計画」に位置付けられます。
- この計画は、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」により、総合的に推進します。
- この計画は、静岡県総合計画の分野別実行計画であることから、総合計画との一体性を確保しながら、全庁が一丸となって取り組むものです。また、「静岡県地域福祉支援計画」*、「静岡県保健医療計画」、「ふじのくに長寿社会安心プラン」、「ふじさんっこ応援プラン」等の関連する計画との連携・整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進します。
- この計画は、地域の社会資源を有効に活用し、地域の実情に応じたサービスの提供ができるように、市町の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の円滑な推進を支援するものです。

【前回計画期間中の主な制度改正等】

年 月	主な制度改正等の内容
2018年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ①文化芸術の鑑賞・参加・創造、障害者の文化芸術活動の幅広い促進 ②障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化 ③障害者による文化芸術活動の発表、交流の促進 など
2019年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 ①視覚障害者等が利用しやすい書籍・電子書籍等の普及 ②視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮 など
2020年4月	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正公布 ①事業主に対する短時間労働の障害者の雇入れ及び継続雇用の支援 ②地方公共団体等における障害者の雇用状況についての的確な把握など
2020年12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行 手話*通訳オペレータ等を介して意思疎通を仲介する電話リレーサービスに関する制度の創設
2021年6月	障害者差別解消法の改正公布 ①民間事業者による合理的配慮*の提供が努力義務から義務に改正 ②施行日は公布の日から3年以内で政令で定める日
2021年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行 ①医療的ケア児等支援センター*の設置 ②保育所・学校における看護師等の配置

3 計画期間

第5次静岡県障害者計画の期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。

また、社会情勢の変化等によって必要が生じた場合には、計画の見直しを行うこととします。

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画		旧総合計画 ～2017				総合計画（前期） 2018～2021				総合計画（後期） 2022～2025			
ふじのくに 障害者 しあわせプラン	障害者計画 (障害者基本法)	第3次 2013～2017				第4次 2018～2021				第5次 2022～2025			
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第3 期 ～2014	第4期 2015～2017			第5期 2018～2020			第6期 2021～2023				
	障害児福祉計画 (児童福祉法)	—				第1期 2018～2020			第2期 2021～2023				

4 障害保健福祉圏域

障害者施策は、市町の人口規模や地域の実情、施策の内容等に応じて、地域の社会資源を有効に活用し、広域的な視点から展開することが必要であるため、次の8つの障害保健福祉圏域を設定します。

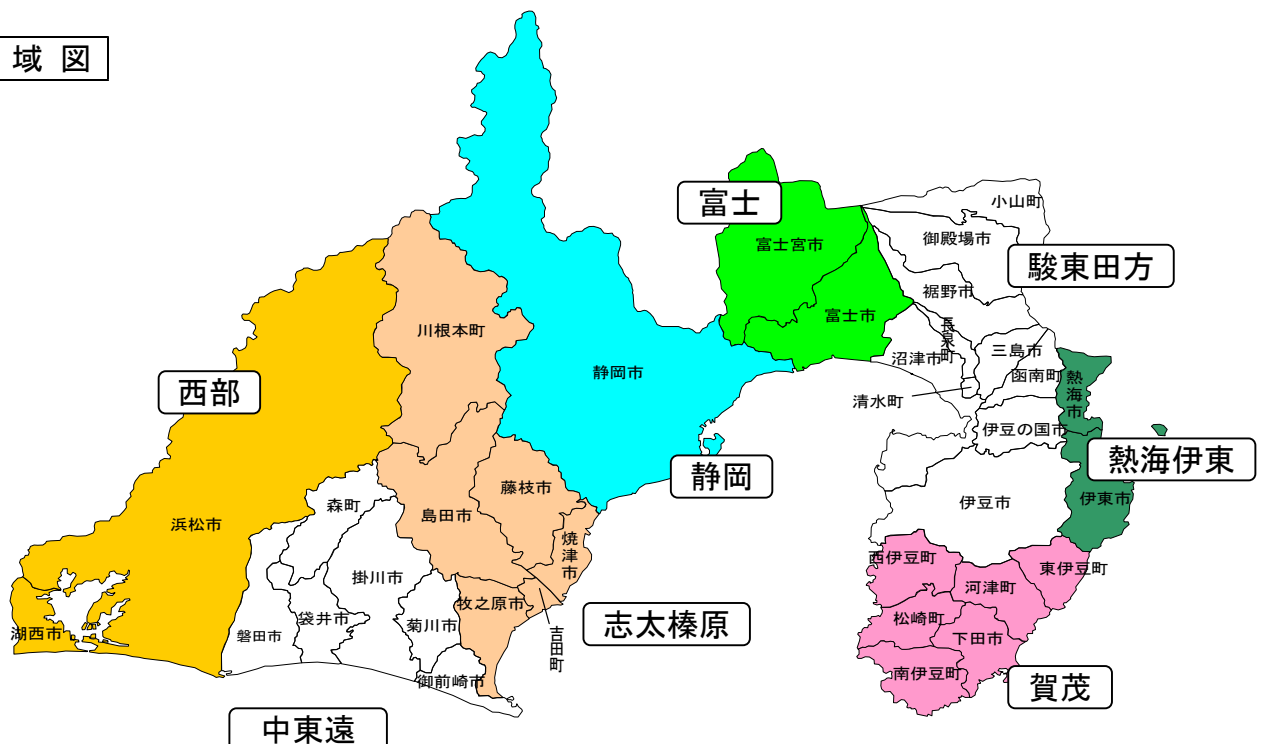
障害保健福祉圏域は、障害者施策と保健・医療や高齢者保健福祉施策との連携を図るため、県保健医療計画の2次保健医療圏と同じ圏域とします。

また、障害保健福祉圏域は、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」となります。

[障害保健福祉圏域] (2022年3月現在)

圏域名	構成市町
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	富士宮市、富士市
静岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市

圏域図



5 計画の推進と検証・見直し

(1) 推進体制

- ・ 障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境等多くの分野にまたがっているため、障害の特性やライフステージに応じたきめ細かな一貫したサービスが提供できるよう関係部局・機関が連携し、総合的に取り組みます。
- ・ 県庁内の関係部局で構成する静岡県障害者計画等策定・推進協議会において、計画目標の進捗状況等を把握するとともに、計画の着実な推進を図ります。
- ・ 障害のある人に対する保健福祉サービスを地域の実情に応じて計画的に提供できるように市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めるとともに、圏域自立支援協議会*を核として、圏域単位での計画的な推進を図ります。
- ・ 県と市町だけでなく、各関係機関、団体、事業所等の連携の下、全ての県民の参加と協力を得て、目標の実現を目指します。

(2) 検証見直し

- ・ 障害者基本法に基づき設置された静岡県障害者施策推進協議会において、計画に基づく施策の実施状況の検証・評価を行うことに加え、関係団体が主催する会議に参加するなどして、障害のある人やその家族を始めとする関係者の意見を聴き、障害者施策のPDCAのサイクルを構築し、施策の適時適切な見直しを図っていきます。
- ・ 国における障害保健福祉制度の改革、社会情勢の変化及び静岡県障害者施策推進協議会の意見等を踏まえ、計画内容の見直しを行います。

(3) 県・市町の役割分担

① 県の役割

県は、広域的な立場から、施設・事業等の適正配置の調整や障害保健福祉圏域間の調整、先導的施策の誘導、市町が行うことが困難な広域的あるいは専門的な取組を行うとともに、市町が行う事業や民間団体などの福祉活動への支援を行います。

また、市町単独では実施困難な事業等にあっては、障害保健福祉圏域内の市町間で連携を図りながら事業の推進に当たる必要があります。

② 市町の役割

市町は、住民に最も身近な立場から、住民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるための基礎的できめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。このため、保健、医療、福祉サービスを総合的・一体的に提供するための基盤整備などを進めていく役割が求められています。

(4) 県民の役割

障害福祉の推進に当たっては、障害のある人もない人も地域社会の中でともに支え合う県民総参加による地域共生社会の実現が求められており、障害のある人及びその障害に対する理解を深めるとともに、県民一人ひとりがお互いに、福祉の受け手であると同時に担い手でもあるという認識の下に、それぞれの立場で、自主的・積極的な活動を行うことが期待されています。

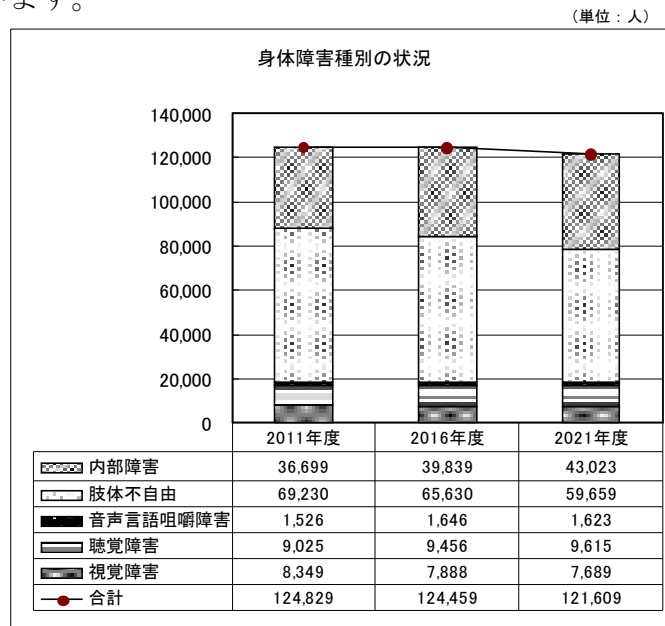
このため、地域活動やボランティア活動に積極的に参加するとともに、地域の中でお互いに支え合う組織づくりや仲間づくりが望まれます。

Ⅱ 障害のある人を取り巻く状況

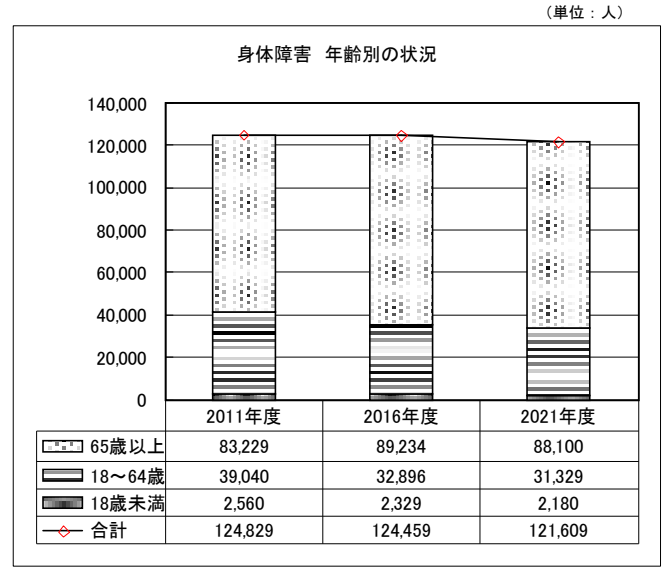
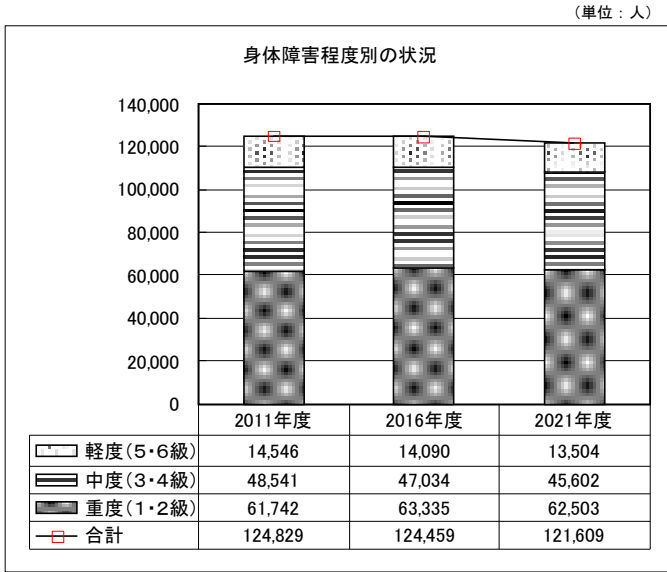
1 障害のある人の状況

(1) 身体障害

- ・ 県内の身体障害のある人は、2011年度の124,829人から2021年度には121,609人へと3,220人（2.6%）減少しています。
- ・ 障害の種別では、「肢体不自由」が49.1%（2011年度：55.5%）を占め、次いで「内部障害」が35.4%（2011年度：29.4%）、以下、「聴覚障害」7.9%（2011年度：7.2%）、「視覚障害」6.3%（2011年度：6.7%）、「音声・言語・咀嚼障害」1.3%（2011年度：1.2%）という状況です。
- ・ 視覚障害、肢体不自由のある人の比率は減少している一方で、内部障害は6.0ポイント増加しています。

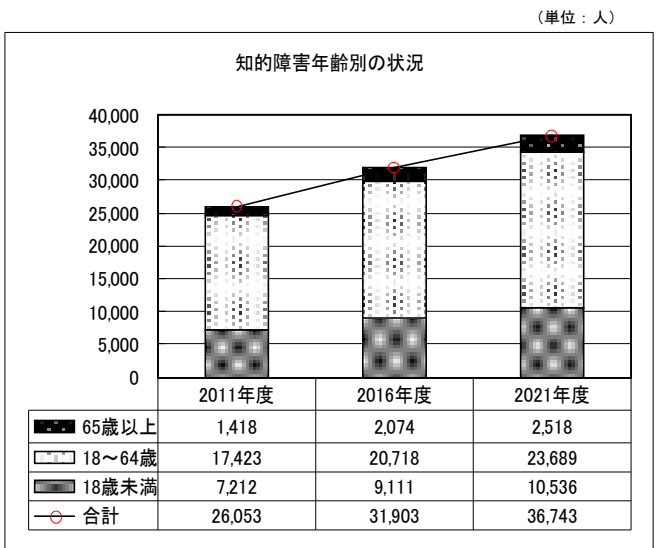
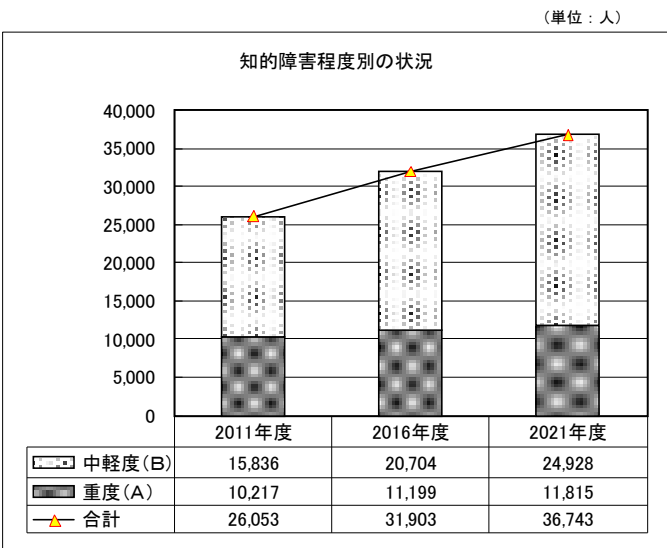


- ・ 重度障害（1級、2級）のある人の割合は、2011年度の49.5%から2021年度には51.4%へと、1.9ポイント増加しています。
- ・ 65歳以上の人の割合は、2011年度の66.7%から2021年度には72.4%へと、5.7ポイント増加しています。近年の状況は、65歳未満の障害のある人は減少している一方で、65歳以上の障害のある人の増加により障害のある人全体の数が高止まりしている状態であり、障害のある人の高齢化が加速しています。
- ・ また、身体障害となる原因は、後天的な疾病によるものが多いことが特徴です。



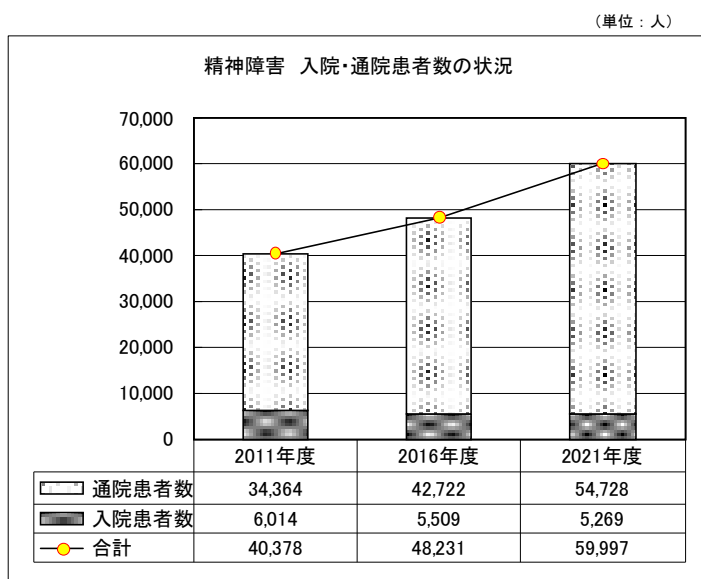
(2) 知的障害

- ・ 県内の知的障害のある人は、2011年度の26,053人から2021年度には36,743人へと、10,690人(41.0%)増加しています。全体数は、増加していますが、重度者の割合は、2011年度の39.2%から2021年度には32.2%へと減少傾向にあります。
- ・ 65歳以上の人の割合は、2011年度の5.4%から2021年度には6.9%へと、1.5ポイント増加しています。



(3) 精神障害

- ・ 県内の精神障害のある人の入院患者数は、2011年度の6,014人から2021年度には5,269人へと、745人（12.4%）減少している一方、通院患者数は、2011年度の34,364人から2021年度には54,728人へと、20,364人（59.3%）増加しており、入院医療中心から地域におけるケア中心へ進みつつあります。
- ・ 入院では、平均在院日数は2011年度の270.0日から2020年度には216.4日／人と短くなっておりませんが、1年以上の長期入院者が全体の60.8%を占めています。
- ・ 医療環境としては、治療技術の向上や向精神薬の開発等が進み、精神障害に関する医療環境が改善されていることから、早期退院が可能な状況になっています。



(4) 重症心身障害児（者）*及び医療的ケア児（者）

- ・ 2021年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、保育や教育を行う体制の拡充とともに、医療的ケア児等支援センター*における相談支援や情報提供、関係機関と連携した支援体制の整備が求められています。
- ・ 2020年度に実施した「在宅で生活する重度の心身障害のある方及び日常的に医療的ケアが必要な方に関する調査」では、当事者の家族が在宅生活における医療的ケアへの不安、介護等にかかる時間的・体力的負担などを抱えていることがうかがえます。
- ・ 重症心身障害児（者）*が受診できる身近な診療所の調査を行い、県ホームページで情報提供（2020年度時点93診療所）することで、当事者家族等が医療を受けやすい環境を整えています。

(5) 発達障害*及び強度行動障害*

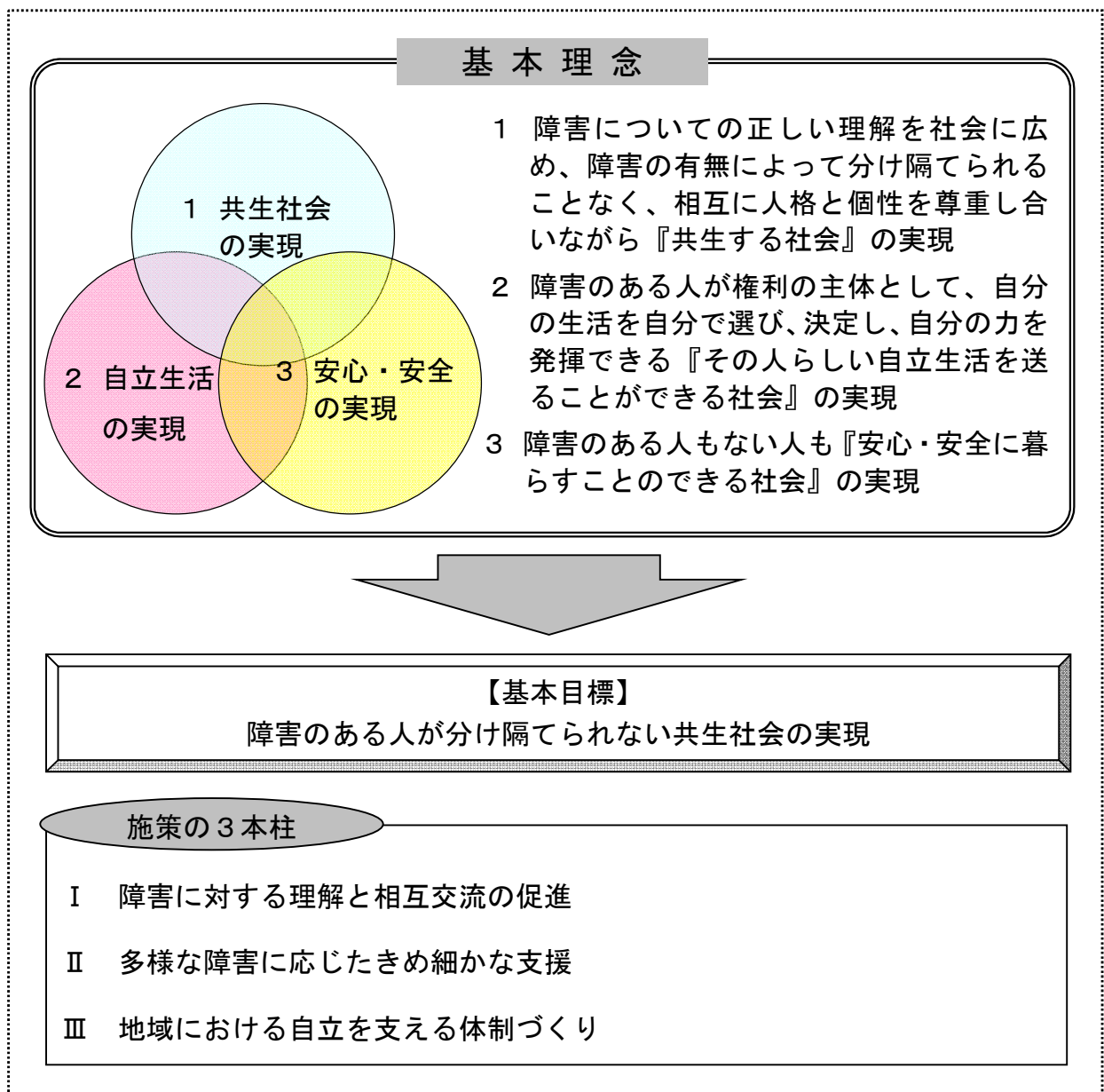
- ・ 県内の自閉症スペクトラム障害*等の発達障害*のある人の正確な人数は把握できていない状況ですが、発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数は2016年度末の2,082人から、2020年度末で4,234人へと、2,152人（203%）と大幅に増加しています。
- ・ 本県では、東部（沼津市）と中西部（島田市）の2か所に発達障害者支援センター*を設置しており、2020年度の相談実績は1,110件となっています。
- ・ 2018年度に医療、福祉、教育、労働などの有識者から構成される「発達障害者支援地域協議会」を設置し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行っています。
- ・ 強度行動障害のある方の人数は、療育手帳交付者数（36,743人）の1%程度であるとされ、本県では約400人弱と推計されます。

(6) 難病等

- ・ 2021年11月より、障害者総合支援法の対象となる疾患が366疾患に拡大されました。
- ・ 2014年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立したこと等により、現在、指定難病338疾患、特定疾患等7疾患（国指定4疾患、県指定2疾患、先天性血液凝固因子障害等）が医療費助成の対象となっています。
- ・ 平成30年度からは指定難病に関する事務が政令市に移管され、政令市と合わせた県内の受給者証交付件数は、2016年度の26,996人から2019年度に24,732人減少しています。
- ・ 対象疾患の分類が神経系、血液系等多岐にわたり、患者の年齢も乳幼児から高齢者までおり、日常生活の動作についても全介助が必要な人から自立できている人まで多様です。また、患者は、病状により入院している人から在宅で療養を続けている人まで療養形態も単一ではありません。

Ⅲ 計画の基本的方向性

1 基本理念と基本目標



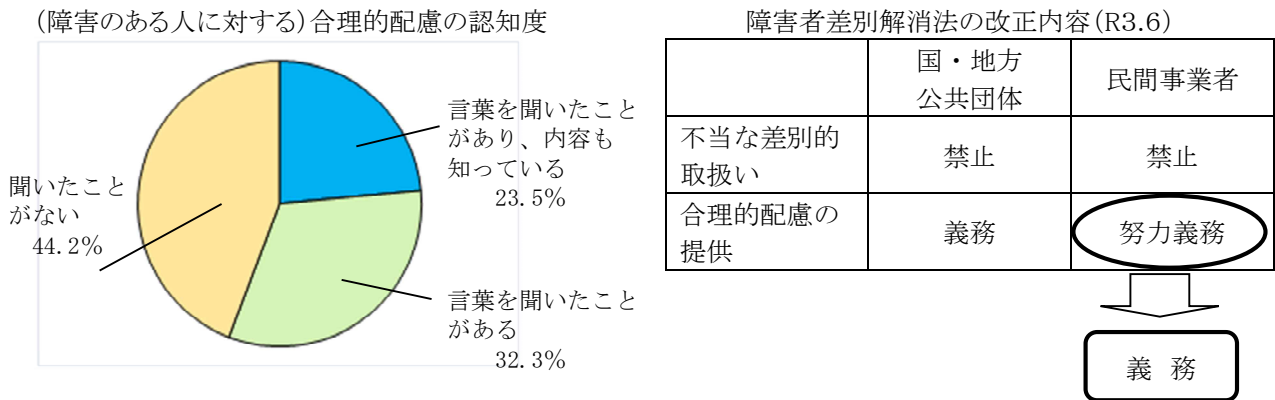
2 第5次障害者計画における重点施策

第5次計画では、第4次計画を継承しつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、下記の4項目を「重点的に取り組む施策」として位置付け、取組の推進を図ります。

＜重点1＞障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者による合理的配慮*の提供促進

令和3年6月に障害者差別解消法が改正され、「合理的配慮の提供」が3年以内に民間事業者にも義務化されますが、令和2年度のインターネットモニターアンケートによると、「(障害のある人に対する)合理的配慮の言葉を聞いたことがあり、内容も知っている」と答えた方は23.5%に留まり、障害に対する理解が十分に進んでいない状況です。

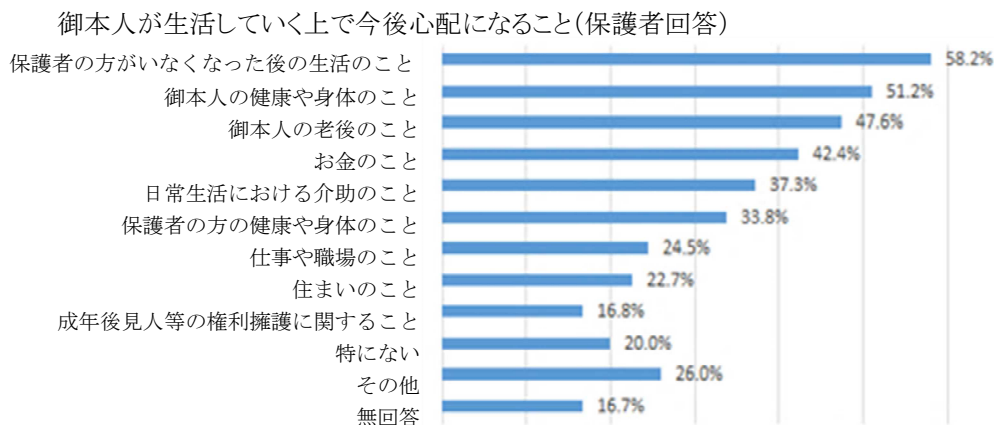
このため、障害者差別解消法の改正を踏まえ、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例*」の改正とともに、「障害を理由とする差別解消県民会議」と連携し、障害の特性や障害に応じた適切な配慮について、一層の理解と促進を図ります。



＜重点2＞「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり

障害のある人の高齢化等が進み、昨年度の実態調査によると、今後の心配事は「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多い結果となりました。

「親亡き後」も障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実や日中から夜間、また休日も含めて必要な支援を行うことができるようグループホーム*の整備促進や日中活動系サービスの充実について、計画的な整備を進めると共に、強度行動障害*など支援の難しい方に対する適切な支援が行われるよう人材の育成についても強化します。



＜重点3＞新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実

災害時やコロナ等の緊急時において、音声や点字等が必要な視覚障害者や文字情報が必要な聴覚障害者に対する情報の遅れが指摘されていることから、障害の特性に応じ、情報を入手しやすい環境の充実が必要となっています。

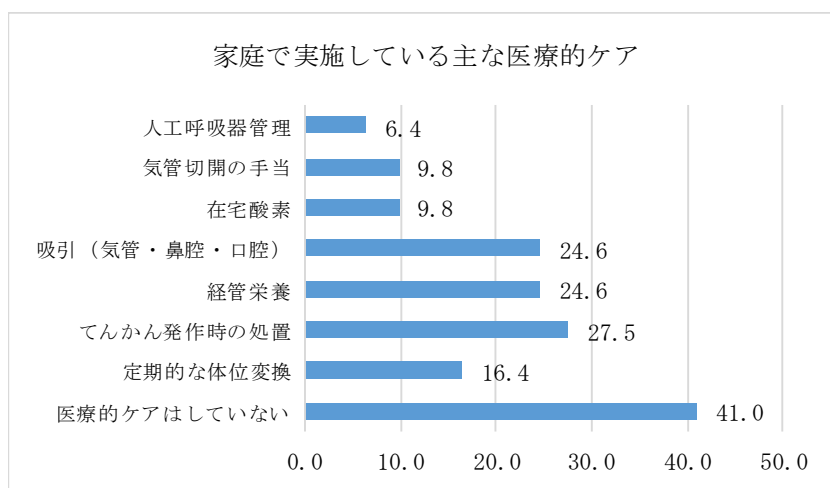
このため、ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、障害のある人が「いつでも」「どこからでも」情報にアクセスし、意思表示やコミュニケーションができる環境を目指し、遠隔手話通訳の活用など障害分野でのICTの活用を推進します

また、感染症拡大時においても、障害のある人が障害福祉サービス等を継続して利用できる必要があることから、施設内での感染症の発生や感染の拡大を防止するため、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を強化します。

＜重点4＞医療的ケア児等に対する支援の充実

医療技術の進歩等を背景にして、新生児特定集中治療室（NICU）等からの退院後、たんの吸引や経管栄養など、在宅で医療的ケアが必要な「医療的ケア児」が増加しています。医療的ケア児が抱える課題は、医療、介護、福祉、教育など多岐に渡ることから、関係機関が連携した支援の充実が求められています。

このため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受け、医療的ケア児等支援センター*を設置するとともに、医療、介護、福祉、教育など多職種による連携の促進や支援に携わる専門人材の養成など、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる支援体制の構築を図ります。



(令和2年度在宅で生活する重度の心身障害のある方及び日常的に医療的ケアが必要な方に関する調査)

3 施策の体系

施策の柱	施策の方向性	具体的な施策の内容
Ⅰ 障害に対する理解と相互交流の促進	1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮*の提供の推進	(1) 差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止対策の推進 (4) 福祉教育・地域交流の推進 (5) 関係団体等との協働の推進 (6) 投票しやすい環境の整備
	2 情報保障の推進	(1) 情報保障の推進
	3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興	(1) 障害者スポーツの振興 (2) 文化芸術活動の振興
Ⅱ 地域における自立を支える体制づくり	1 身近な相談支援体制整備の推進	(1) 相談支援の充実 (2) 相談支援従事者等の人材育成
	2 暮らしを支える福祉サービスの充実	(1) 地域での支え合い活動の推進 (2) 介護保険制度*との連携 (3) 福祉人材の養成・確保 (4) 適切なサービスの確保 (5) 施設サービスの充実 (6) 福祉用具・身体障害者補助犬*の普及・拡充 (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
	3 施設や病院から地域生活への移行の促進	(1) 訪問系・日中活動系サービスの充実 (2) 居住の場の充実 (3) 精神障害のある人の地域移行の促進 (4) 矯正施設*退所障害者に対する社会復帰支援の充実
	4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	(1) 一般就労への支援 (2) 障害のある人の雇用の推進 (3) 職場定着の支援 (4) 福祉的就労への支援 (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進

	5 地域での保健・医療体制の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 自殺総合対策の推進 (3) ひきこもり*の状態にある人に対する支援の充実 (4) 地域リハビリテーション*体制の充実 (5) 質の高い医療及び歯科医療の提供
	6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進	(1) 施設における防災体制・防犯対策の充実 (2) 施設における感染症対策の充実
	7 安心して暮らせるまちづくり	(1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進 (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進 (3) 地域における防災体制の充実 (4) 防犯対策の推進 (5) 交通安全対策の推進 (6) 消費者としての利益の擁護及び増進
Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援	1 早期支援体制の整備	(1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実
	2 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システム*の推進と教育相談体制の充実 (2) 特別支援教育の充実
	3 重症心身障害児(者)*・医療的ケア児(者)に対する支援の充実	(1) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援
	4 発達障害*のある人に対する支援の充実	(1) 発達障害のある人に対する支援 (2) 強度行動障害*のある人に対する支援
	5 精神障害のある人に対する支援の充実	(1) 精神障害のある人に対する支援
	6 難病のある人に対する支援の充実	(1) 難病患者に対する支援

【第2部】 各 論

I 障害に対する理解と相互交流の促進

1 障害者差別解消条例*に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮*の提供の推進

(1) 差別解消の推進

【現状と課題】

- 障害のある人の権利の実現に向けた措置などを規定した障害者権利条約が、2006年12月の国連総会において採択され、2008年5月に発効しました。我が国は、2007年9月に署名しましたが、締結に当たっては、まず国内法令の整備に取り組んでほしいとの障害者団体の意見を踏まえて、関係法令の整備等を経て、2014年2月から発効しています。
- 障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、差別の禁止を規定した改正障害者基本法が2011年8月に、その規定を具体化する障害者差別解消法が2013年6月に公布されました。さらに2021年6月に改正障害者差別解消法が公布され、事業者による「合理的配慮*の提供」の義務化が盛り込まれ、3年以内に施行されます。
- 県内では、障害福祉団体の要望、意見等を踏まえた障害者差別解消条例が、2017年3月に公布、同年4月に施行されました。
- 県が2020年度に実施した「県政インターネットモニターアンケート」によると、障害者差別解消法やヘルプマークについては、県民の約半数が知っているなど、5年前と比較して着実に認知度が上昇していますが、合理的配慮*の言葉や内容を知っている人は23.5%に留まり、県民への理解、認識が十分に進んでいません。
- 県が2019年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」によると、障害のある人をめぐる人権上の問題点として、49.9%の人が「障害のある人に対して社会の中に偏見や差別意識があること」と回答しており、5年前と比較して約7ポイント改善されています。

【県の取組】

ア 障害に対する正しい理解と合理的配慮*の推進

- ① 障害及び障害のある人に関する正しい知識を県民が習得するため、障害当事者と協働した啓発活動など必要な施策を実施します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 障害者差別解消条例に基づく「障害を理由とする差別解消推進県民会議」*を開催し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ③ 2021年6月の改正障害者差別解消法を踏まえ、本県においても民間事業者による「合理的配慮*の提供」義務化を盛り込んだ障害者差別解消条例の改正を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 改正障害者差別解消法の施行までに、全ての民間事業者において「合理的配慮*の提供」ができるよう、取組事例の作成、出前講座などにより、より一層の周知啓発を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 静岡県障害者差別解消相談窓口に専門の相談員を配置し、障害を理由とする差別に関する相談に対応します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑥ 障害を理由とする差別事案の解決を図る申立てがあったときは、静岡県障害者差別解消支援協議会による助言・あっせんや、知事による勧告、公表により紛争の解決を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑦ 障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があった個人、事業者又は団体を表彰します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑧ 義足や人工関節の人、難病の人など援助を必要としていることが外見で分からない人々が必要な援助を得やすくするための「ヘルプマーク」の配布、企業等への出前講座等による啓発、警察などへの周知を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑨ 日常生活においても障害のある人への声かけを行う「声かけサポーター」の養成を図ります。[健康福祉部障害者支援局]

イ 啓発・広報の推進

- ① 障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の浸透のため、「障害者週間」*（12月3日～9日）や「精神保健福祉普及運動週間」（10月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「愛の援聴週間*」（3月3日～9日）「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）など様々な機会をとらえ、障害のある人や関係団体、市町と連携を図りながら、障害のある人に対する理解を図るための啓発活動を推進します。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部福祉長寿局]
- ② 障害のある人とのふれあい・交流をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や障害者週間*のポスターを広く県民から募集し、障害及び障害のある人に対する理解を促進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 全ての県民が障害の有無に関わらずお互いを理解し、認め合い助け合って生活していくため、幼少期からの相互理解を深める教育や地域における交流を推進します

- ④ 身体障害者補助犬*が果たす役割の重要性について、県民の理解を深めるため、パンフレットの作成配布、小学校等での講習会の開催などの広報啓発を行います。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑤ 「ふじのくに福産品」*の愛称、ロゴマークを活用したPRや「ふじのくに福産品一人一品運動」*による販路拡大を通じて、県民への障害のある人に対する理解を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕

ウ 心のユニバーサルデザイン*の普及

- ① 共生社会への理解を深めるため、ユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ講座や、「心のユニバーサルデザイン」を促進するため、誹謗中傷・差別の防止や、障害のある人や高齢者のサポートなど様々な事例に対応するための実践的な講座を実施します。〔くらし・環境部県民生活局〕

エ 人権教育・人権啓発等の推進

- ① 障害のある人の人権が尊重されるよう、人権啓発センター*を中心に学校、地域社会、関係機関と連携しながら、出前人権講座や講演会などの開催、マスメディアを活用した効果的な広報活動の展開などあらゆる場における人権教育・人権啓発を推進します。〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ② 人権に対する理解を深め、自他の人権を大切にす態度や行動力を育むため、学校教育関係者及び保護者等に対する人権教育・啓発事業を推進するとともに、各教科、特別の教科である道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動など、学校教育活動全体を通じた人権教育を推進します。〔教育委員会〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害を理由とする差別解消推進県民会議*参画団体数	(2020年度) 266 団体	340 団体
2	障害者差別解消支援協議会による助言・あっせん申立て件数	(2020年度) 0 件	毎年度 0 件
3	ヘルプマーク周知啓発出前講座等開催数	(2020年度) 2 回	毎年度 12 回
4	声かけサポーター養成数	(2020年度) 255 人	毎年度 250 人
5	「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じる人の割合	(2021年度) 39.5%	(2025年度) 50%以上

6	人権啓発講座等参加者数	(2020年度) 18,940人 ※コロナ影響により 参加者数減少	毎年度3万人
---	-------------	--	--------

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 障害者権利条約の目的である、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人に対する権利利益の侵害等の対策を更に推進していくことが求められています。
- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な人もおり、結果として人権や財産に対して不利益を受ける恐れがあるため、支援体制などの充実が求められています。
- 障害のある人が自己の判断能力が十分でないために、様々なサービスを適切に利用できない場合等にも、その権利を擁護していく必要があります。

【県の取組】

- ① 判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、成年後見制度*の利用促進に向けて市町の地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の整備などの取組を支援します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ② 障害のある人が地域で安心して自立した生活を送れるようにするため、県社会福祉協議会と連携し福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業*を推進します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ③ 利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供に向け、運営適正化委員会*による日常生活自立支援事業*の適正な運営の確保や的確・迅速な苦情解決を促進します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ④ 利用者の支援や権利擁護等の取組が、指定基準等に基づいて適切に行われるよう、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して実地指導等を実施します。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑤ 障害のある人をめぐる人権問題の解決のため、人権啓発センター*による人権相談等を実施します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑥ 利用者保護のため、障害福祉サービス事業所等における苦情解決体制を整備します。

(3) 虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2020年度)によると、生活をしている中で、差別や虐待を受けたことが「ある」という回答が17.3%でした。「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」という障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)の趣旨の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所をはじめとする、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る必要があります。
- 障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者や障害のある人を雇用している使用者に対し、障害者虐待防止法の理解を深めるための取組が必要です。

【県の取組】

- ① 県障害者虐待防止支援センター*を拠点として、障害者虐待の防止や通報義務等について、障害のある人やその家族、事業者等へ広報・啓発を行うとともに、権利擁護等の支援を担う市町障害者虐待防止センターの活動を支援します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 障害者虐待の未然防止を図るため、相談窓口となる市町職員や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等に対して研修を実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 養護者による障害者虐待のうち、権利擁護など対応が難しいケースに関して、弁護士、社会福祉士による専門職チームを派遣し、市町の活動を支援します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 障害者虐待のおそれが認められる事案において、市町障害者虐待防止センターから警察に立入調査に関する援助要請があった場合には、個々の事案に応じて市町の活動を支援します。[健康福祉部障害者支援局]、[警察本部]
- ⑤ 精神科病院における患者の療養環境の向上を図るとともに、入院患者の人権に配慮した適切な医療を確保するため、入院の必要性や入院患者の処遇に重点をおいた指導・審査を実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑥ 障害福祉サービス事業所等における障害者虐待の通報があった場合には、市町と連携し、立入調査等の権限を適切に行使します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑦ 精神科病院に入院中の者に対し、虐待による人権侵害がないよう、事務指導監査時に研修実施の確認等を行います。[健康福祉部障害者支援局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数	(2017年度) 226人	(2017～22年度) 累計1,300人

(4) 福祉教育・地域交流の推進

【現状と課題】

- 地域コミュニティの機能の低下や家庭環境の変化が進み、子どもたちが地域や家庭で障害のある人や高齢者と接する機会が減少しています。子どもたちが、地域での介護・福祉体験やボランティア活動を通じ、障害のある人や高齢者に対する理解を深めることにより、人権を尊重し、相手のことを思いやる気持ちを持つ心豊かな人づくりを進めていくことが必要です。
- 障害に対する理解を深めるためには、障害のある人と関わりを持ち、その人の障害特性だけでなく人となりを知ることが重要です。コロナ禍においては地域行事や障害者支援施設での行事も自粛されており、障害のある人との接する機会が減少しています。

【県の取組】

- ① 学校と障害者支援施設等との交流を進めるなど、学校での総合的な探究の時間・総合的な学習の時間や道徳科・特別活動等、教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。
[教育委員会]
- ② 幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進します。幼少期から地域で暮らす多様な人々との触れ合いや交流などの体験を通じて、お互いの個性や多様性を認め合い、人を思いやる福祉の心を育みます。[健康福祉部福祉長寿局]
- ③ ボランティア活動などふれあいを大切にした体験学習を実施し、個性や多様性を認め合う教育を推進します。[教育委員会]
- ④ 子どもの多様性を認め、全ての子どもが共に学び、共に育つ環境を整備するため、特別支援学校*と地域の幼稚園等・小学校・中学校・高等学校の幼児児童生徒や地域社会の人々との交流を推進します。[教育委員会]
- ⑤ 障害のある人も無い人も、地域で共に暮らす仲間としての理解が深まるよう、障害者支援施設等の行事への住民参加や、地域行事への施設利用者の参加などを通じて相互交流を図ります。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑥ 障害のある人や高齢者、子どものふれあいの場となる地域の見守り拠点や交流の場で

ある「居場所」づくりを推進します。〔健康福祉部福祉長寿局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	保育・介護体験実習を行った高等学校の割合	(2020年度) 26.4% ※コロナ影響により 実施率減少	(2025年度) 100%

(5) 関係団体等との協働の推進

【現状と課題】

- 障害当事者団体においては、構成員の高齢化と新規加入者の減少による組織力の低下が懸念されています。障害のある人の自立した地域生活や社会参加の促進のため、障害当事者団体の主体的な福祉活動を支援していく必要があります。

【県の取組】

- ① 身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神保健福祉会連合会、難病団体連絡協議会ほか関係団体と協力しながら各種事業を実施するとともに、各団体の主体的な福祉活動への必要な支援を行います。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部医療局〕
- ② 障害のある人の生活の支援や社会参加を促進するため、県社会福祉協議会などと連携して民間社会福祉団体の活動の充実強化を図ります。〔健康福祉部福祉長寿局〕

(6) 投票しやすい環境の整備

【現状と課題】

- 障害のある有権者が選挙に関する情報を取得できるよう、選挙公報の点字版・音声版を作成するとともに、期日前投票所を含む投票所において、障害のある有権者が円滑に投票することができるよう、引き続き投票所のバリアフリー化に取り組んでいくことが必要です。

【県の取組】

ア 選挙情報の提供

- ① 政見放送が可能な選挙については、政見放送への手話通訳や字幕の挿入について円滑な運用に努めます。
- ② 県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、点字版や音声版を作成して候補者情報の提供に努めます。〔選挙管理委員会〕

イ 投票に対する配慮

- ① 投票所において、障害のある人のための駐車スペースの確保や段差がある場合にスロープを設置してバリアフリー化を図るなど、障害のある人にとって投票しやすい環境を整備するように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]
- ② 投票所において、車イス用の投票記載台、点字による候補者名簿、点字器、文鎮など、障害のある人や介助が必要な人がより投票しやすい設備や備品を準備するように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]
- ③ 自書ができない人に対し、代理投票が可能であることを周知するように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]
- ④ 障害のある人に対し、投票のわかりやすい説明・対応ができるように市区町選挙管理委員会に働きかけます。[選挙管理委員会]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	投票所のうち、入口に段差のない投票所又は段差を解消するための措置が採られた投票所の割合	(2016年度) 100%	(2021年度) 100% (維持)

2 情報保障の推進

(1) 情報保障の推進

【現状と課題】

(全般)

- 障害のある人もない人も、相互のコミュニケーションを確保するためには、言語である手話*の普及や障害特性に配慮した要約筆記、点字、録音等のコミュニケーション手段の充実を図ることが重要です。
- コロナ禍での「新しい生活様式」において、マスクの着用や人と人との接触機会の縮減が求められる中、障害のある人のコミュニケーション手段の確保が求められます。

(聴覚障害)

- 県は、手話*が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する施策の推進を図ることなどを目的とした手話言語条例を2018年3月に公布、施行しました。
- 2020年12月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行され、電話による意思疎通を手話*や文字チャットにより仲介する「電話リレーサービス」が2021年7月から開始されています。

(視覚障害)

- 2019年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を踏まえ、障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現が求められています。

(その他)

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、視覚に障害のある人が希望する情報提供の媒体として、「録音物」という回答が38.1%と最も多く、次いで「拡大文字」が28.5%、「パソコンによるテキストデータ」が13.3%でした。また、聴覚に障害のある人がコミュニケーション手段として回答したものは、「補聴器」が64.8%と最も多く、次いで「筆談（要約筆記）」が33.0%でした。
- ICT関連機器等の発達は、障害のある人の情報収集や発信、コミュニケーション等をサポートし、就労も含めた社会参加を促進しています。ICTの進展等を踏まえ、情報のユニバーサルデザイン化を進め、障害のある人の自立と社会参加を更に促進していく必要があります。
- 警察の捜査手続において、障害があるためにコミュニケーションや理解の面で制約を受けることがあります。このため、障害の程度・特性を踏まえた適切な配慮が必要です。

【県の取組】

ア コミュニケーション手段の充実

- ① コロナ禍や災害時など、聴覚に障害のある人への手話通訳者*の派遣が困難な場合の情報保障として、「遠隔手話通訳」を活用します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 電話リレーサービスの認知度向上に向けた周知・広報を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 視覚や聴覚に障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スマートフォン等のICT機器を活用した生活訓練を行い、コミュニケーション能力の向上を支援します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 障害のある人の職場等における業務内容への適応やコミュニケーションの確保のため、職場適応援助者（県ジョブコーチ）*を派遣します。精神障害者雇用に関する従業員の理解や職場環境整備を支援するため、精神障害者職場環境アドバイザーを企業等に派遣し、研修会や相談会を実施します。[経済産業部就業支援局]
- ⑤ 事件当事者等となった障害のある人に対しては、障害特性に応じたコミュニケーション手段を確保し、事情聴取を始め、適切な対応を図ります。また、研修会等を開催し、担当者の実務能力の向上に努めます。[警察本部]

イ コミュニケーション支援人材の養成・派遣

- ① 聴覚や音声・言語機能に障害のある人となない人が、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者*、要約筆記者*、失語症者向け意思疎通支援者*を養成・派遣します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 盲ろう者のコミュニケーション及び移動を支援するための盲ろう者向け通訳兼介助者*を養成・派遣します。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 視覚や聴覚に障害のある人が情報を取得しやすい環境を拡充するため、点訳や手話*等の奉仕員（ボランティア）を養成し、資質の向上を図る研修を行います。[健康福祉部障害者支援局]

ウ 情報のユニバーサルデザイン化の推進

- ① 県聴覚障害者情報センターにおける字幕・手話*入りDVDの制作や、情報機器の貸出しなど、聴覚に障害のある人への情報提供体制の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 県視覚障害情報支援センターの機能強化を図り、メールマガジンの配信やICTを活用した図書の提供等、視覚に障害のある人への情報提供体制の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]

- ③ 視覚に障害のある人が必要とする情報を正確に届けるため、点字、拡大文字、音声（SP）コード、電子データ（テキスト形式）による情報提供に取り組みます。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 静岡県手話言語条例第8条第1項において、県は手話*を使いやすい環境の整備等に関する施策を定め、これを計画的に推進することが規定されていることを踏まえ、条例の基本理念や手話及びろう者*に対する理解・啓発を推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 県民誰もが手話*で簡単なあいさつができることを目指す「手話であいさつを」運動を進めるほか、学校における手話体験教室や民間事業所・団体が開催する手話講習会に講師を派遣して手話の普及に取り組みます。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑥ すべての人が利用しやすいホームページを目指して、「ウェブアクセシビリティ方針*」を定め、県ホームページのアクセシビリティ適合試験を行うなど、アクセシビリティを向上させます。[知事直轄組織知事戦略局]、[知事直轄組織デジタル戦略局]
- ⑦ 県の「ウェブアクセシビリティ方針」を踏まえ、障害のある人が見やすい配色や音声等に配慮したホームページを作成し、保健・福祉関係の情報をインターネット等で提供します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑧ 障害のある人が利用しやすい観光施設や宿泊施設などの観光情報をインターネット等で提供します。[スポーツ・文化観光部観光交流局]
- ⑨ 知事記者会見への手話通訳導入や、「県民だより」の点字版・音声版の作成、動画への字幕挿入などにより、県政の話題や施策に関する情報を提供します。[知事直轄組織知事戦略局]
- ⑩ 障害のある人が、県議会の活動状況を知り、県議会への理解を深められるよう、「県議会だより」の点字版・音声版を発行するとともに、音声版を県議会ホームページへ掲載するほか、県議会ホームページでの本会議インターネット生中継・録画中継映像に手話通訳映像を挿入して配信します。[議会事務局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	手話通訳者*養成研修修了者	(2016～2020年度) 平均 29.8 人	(2022～2025年度) 累計120人
2	「手話であいさつを」運動参加者数	(2020年度) —	毎年度 2,000 人

3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

(1) 障害者スポーツの振興

【現状と課題】

- スポーツ基本法では、スポーツとは「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と位置付けられており、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進」しなければならないとされています。
- 障害者差別解消条例*では、障害のある人のスポーツの振興を通じて、スポーツの機会の確保や障害のある人とない人との相互理解の促進に努めるとしています。
- 障害のある人が生涯を通じてスポーツに参加することは、健康維持や社会参加に大きく役立つとともに、共に支え合う共生社会の実現につながります。東京2020パラリンピック競技大会では、静岡県勢は11競技に15人が出場し、陸上、競泳、自転車、ボッチャ、車いすラグビー、男子車いすバスケットで、金メダル6個を含む計13個のメダルを獲得しました。本県ゆかりの選手の活躍により高まった障害者スポーツへの関心を一過性のもので終わらせないよう、更なる振興のための取組が必要です。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、最近1か月間に行った社会参加（複数回答可）として、スポーツは9.6%と前回調査（14.0%）より低くなっていますが、今後したい社会参加（複数回答）では、17.2%と前回（16.2%）とほぼ同じ割合となっています。

【県の取組】

- ① 障害者スポーツ振興の中核的役割を担う、（公財）静岡県障害者スポーツ協会の活動を支援するとともに、競技団体等の関係者から意見を伺いながら、誰もが利用しやすい施設の整備・運営を進め、障害のある人もない人も共にスポーツに参加できる環境を整備し、障害者スポーツの裾野拡大を図っていきます。[スポーツ・文化観光部スポーツ局]
- ② （公財）静岡県障害者スポーツ協会と連携し、障害のある人の地域スポーツ活動が円滑に推進されるように障害者スポーツ団体の育成・振興や地域の各団体等への支援を行うとともに、多様化する障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成・確保し、技術の指導や競技レベルの向上を図ります。[スポーツ・文化観光部スポーツ局]
- ③ 普及が遅れている精神障害のある人のスポーツの振興に取り組みます。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ パラリンピックや国際大会等に出場するトップアスリートに対して、県障害者スポーツ協会や競技団体と連携し、強化活動を支援します。[スポーツ・文化観光部スポーツ局]

- ⑤ 障害のある人に対する社会の理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）を開催します。[スポーツ・文化観光部スポーツ局]
- ⑥ 障害者スポーツ応援隊を招いた講演や実技指導を開催し、障害者スポーツに取り組む人を増やします。[スポーツ・文化観光部スポーツ局]
- ⑦ 障害者スポーツを通じた社会参加の促進及び自己実現が達成できるよう、関係団体や関係者のニーズ把握をしていきます。[スポーツ・文化観光部スポーツ局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	(2020年度) 48.3%	(2024年度) 70%
2	静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）への参加者数	(2020年度) 454人 ※コロナ影響により 出場者数減少	毎年度 3,000人

(2)文化芸術活動の振興

【現状と課題】

- 障害者文化芸術活動推進法では、文化芸術は、「これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすもの」とされており、芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、幅広い障害のある人のニーズや多様な特性に応じた環境づくりを行う必要があります。
- 障害者差別解消条例*では、障害のある人の文化芸術活動の振興を通じて、文化芸術活動の機会の確保や障害のある人となない人との相互理解の促進に努めるとしています。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、最近1か月間に行った社会参加（複数回答可）として、文化・芸術活動は10.4%と前回調査（15.5%）より低くなっていますが、今後したい社会参加（複数回答可）では、20.2%と前回（18.2%）よりも高い割合となっています。
- 文化芸術活動に取り組む障害のある人や、その支援者等を支援するために、平成30年度に開設した静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の積極的な事業展開が求められています。

【県の取組】

- ① 障害のある人が文化芸術に親しむことができるよう、文化施設等において、障害のある人に配慮した多様な展示方法や、舞台発表、ワークショップ等の取組を進めます。

[スポーツ・文化観光部文化局]

- ② 県民の文化芸術活動に参加する機会の充実と、相互理解の促進による共生社会を実現するため、県文化協会及び障害者福祉団体等との連携により、「ふじのくに芸術祭」と「障害者芸術祭」を一体化して開催します。[スポーツ・文化観光部文化局]

- ③ 「みらーと」では、支援コーディネーター・専門アドバイザーを配置し、活動環境や発表機会の創出、権利保護などの相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業所の支援員などへ特性に応じた指導方法等のセミナーを開催します。また、支援者のネットワークを構築し、情報共有等により支援体制の強化を図ります。[スポーツ・文化観光部文化局]

- ④ 県内各所で障害のある人の作品を日常的に鑑賞することができるようにするため、「まちじゅうアート」事業を強化し、展示作品数を拡大するほか、障害者芸術ポータルサイトを開設し、Web美術館や作者紹介等のコンテンツを充実するなど、いつでも手軽に鑑賞する機会を提供し、障害者文化芸術の魅力を発信します。[スポーツ・文化観光部文化局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	静岡県障害者芸術祭参加者・鑑賞者数（ふじのくに芸術祭、障害者芸術祭の参加者及び鑑賞者数）	(2019年度) 26,114人	(2025年度) 35,000人

Ⅱ 地域における自立を支える体制づくり

1 身近な相談支援体制整備の推進

(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

- 障害のある人の地域での自立した生活を支えていくために、乳幼児期から高齢期に至るまで、様々なライフステージに応じた相談支援体制を確立していく必要があります。
- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉の課題解決に向けた検討や情報共有の場として、県内全35市町において単独又は共同で市町自立支援協議会*が設置されるとともに、市町単位では解決できない課題を検討する場として、各障害保健福祉圏域（全8圏域）に圏域自立支援協議会*が設置されています。
- 障害のある人が個々の特性・状況・ニーズに応じた、多様なサービスを主体的に選択し、計画的に利用していくための専門的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

【県の取組】

ア 広域的な相談支援体制の整備

- ① 障害のある人の地域生活支援の中核を担う相談支援事業所及び市町自立支援協議会*に対して、技術的助言等を行うなど各障害保健福祉圏域に圏域スーパーバイザー*を配置し、市町の相談支援体制整備を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 各障害保健福祉圏域（全8圏域）に設置した圏域自立支援協議会*において専門部会を設置し課題解決に向けた検討を進めます。障害のある人の一般就労や地域移行、障害児支援といった特定の専門的課題への対応を図っていきます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 親元からの自立や地域生活への移行等に係る相談機能を持つ地域生活支援拠点*や、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センター*の設置促進による市町の相談支援体制整備を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕

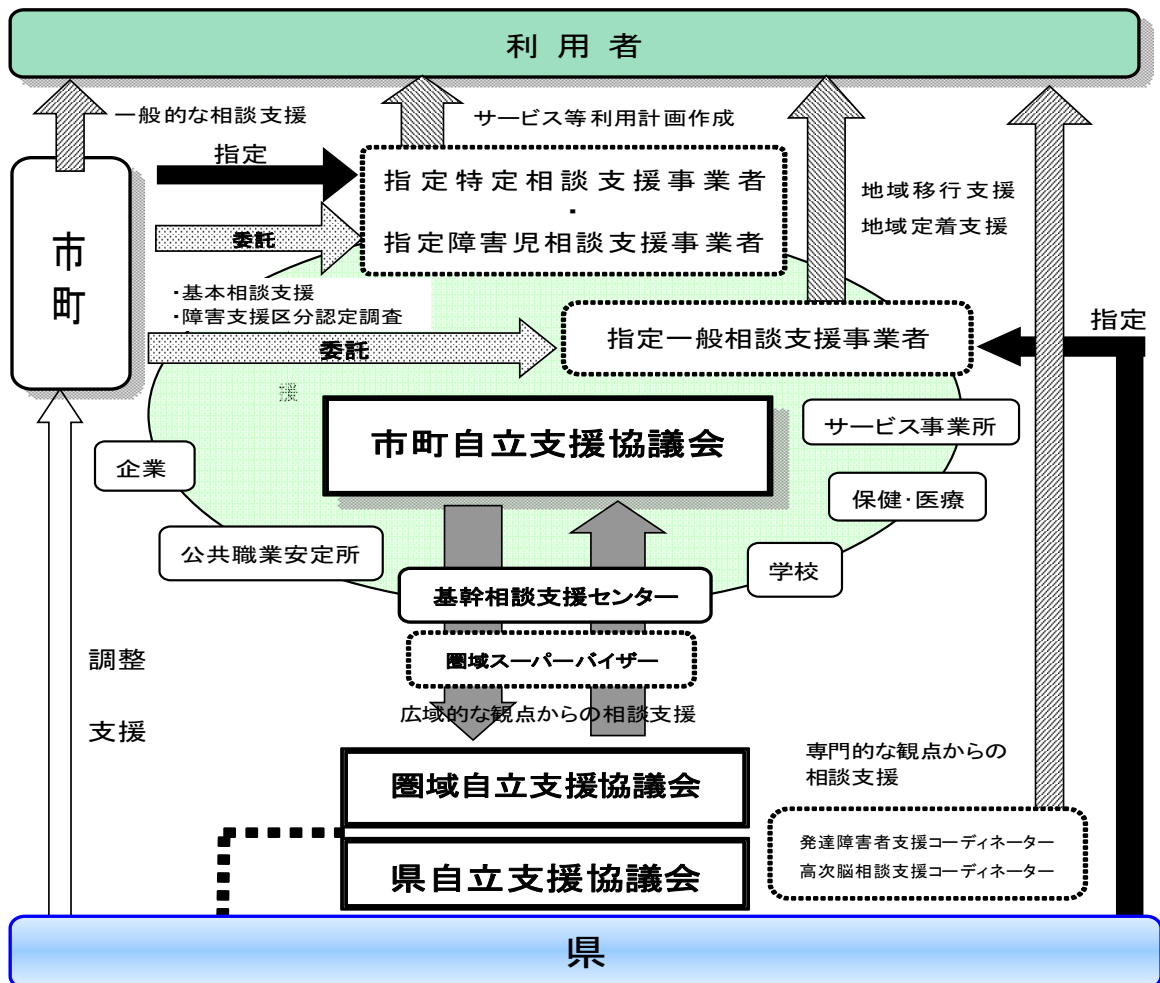
イ 専門的な相談支援の実施

- ① 身体障害者更生相談所*、知的障害者更生相談所*、児童相談所*、精神保健福祉センター*、発達障害者支援センター*、医療的ケア児等支援センター*、福祉事務所、保健所などの専門機関の機能を強化するとともに、一層の連携を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕、〔健康福祉部こども未来局〕

- ② 当事者及びその家族の福祉の向上に努めるため、発達障害者支援コーディネーター、高次脳機能障害*のある人に対する相談支援コーディネーター*、を県内に配置するとともに、医療的ケア児等コーディネーター*の計画的な配置を促し、地域における相談・支援業務を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 障害のある人が地域で自立した生活ができるように、障害者就業・生活支援センター*による、就業面及び生活面での相談支援を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 保健師、精神保健福祉士等による精神障害のある人等への訪問相談活動を充実します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 緊急的な医療相談等に対応できる精神科救急情報センター（精神科救急情報ダイヤル）の機能の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	地域生活支援拠点*等設置数	(2020年度) 14箇所	(2023年度) 24箇所



(2) 相談支援従事者等の人材育成

【現状と課題】

- 障害のある人の様々なニーズに対応し、障害福祉サービスを適切に提供するためには、支援計画を作成する相談支援専門員*、サービス管理責任者*等の養成と資質向上を図ることが必要です。
- 近年は、特に就労系及び児童通所系のサービス事業者が増加しており、これらのサービスの質を確保するために、適切なスキルを持った人材の養成が必要となっています。また、障害のある人の高齢化及び重度化の進展に伴い、より高い専門性を持つ人材の養成が必要となっています。
- 障害により明確な意思表示ができない方についても、可能な限り意思疎通手段を確保し、本人の意思を尊重できる支援者を育成することが必要です。
- 多様な障害特性やライフステージに応じた相談支援ができる人材の育成が必要となっています。

【県の取組】

- ① 静岡県障害福祉人材育成ビジョンに基づき、質の高いケアマネジメントを含むソーシャルワークを実践できる相談支援専門員*や、相談支援に関して指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成するための研修を実施します。また、専門コース別研修を実施し、質の高い相談支援を推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 障害福祉サービス等の支援方針に関して重要な役割を担うサービス管理責任者*及び児童発達支援管理責任者*を養成するための研修を実施します。また、スキルアップ研修を実施し、サービスの質の向上に努めます。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 相談支援専門員*、サービス管理責任者*等の養成に際しては、障害により明確な意思表示ができない方についての意思決定支援や虐待防止に関するカリキュラムを実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 身体障害者相談員*や知的障害者相談員*、民生委員・児童委員*に対して、専門知識向上のための研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑤ 在宅の重症心身障害児(者)*及び医療的ケア児(者)の介護ニーズは、24時間対応等の包括的・継続的なサービス提供が不可欠であるため、地域における行政、福祉、教育、医療等の連携を図り、重症心身障害児(者)*等を支援するための総合調整を行うコーディネーターを養成します。[健康福祉部障害者支援局]

- ⑥ 障害のある人のほか、高齢者、子どもなど家族が抱える様々な課題について、介護・福祉・医療・保健の垣根を越えて相談を受け付け、関係機関が連携して解決できるよう、地域包括支援センター*職員のスキルアップを支援します。[健康福祉部福祉長寿局]

【数値目標】

	指 標	現状値	
1	相談支援専門員*養成数	(2020年度) 85人	毎年度120人

2 暮らしを支える福祉サービスの充実

(1) 地域での支え合い活動の推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、障害者支援施設等に入所・入院している人のうち24.9%が、今後施設以外で暮らすために必要なこととして、「地域住民の障害者への理解」と回答しています。
- 障害のある人、高齢者、子ども、生活困窮者等、全ての人が世代やその背景を問わず、一人ひとりの個性や多様性を尊重し認め合いながら、人と人、人と社会がつながり、役割や生きがいを持って社会に参加し、誰もが支え、支えられる地域共生社会の実現が求められています。
- 個人や世帯が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野を越えた支援に加え、地域住民がこれらの人をコミュニティの中で受け入れ、公的な支援などと連携して支えていくことが必要です。
- 障害福祉サービス事業所は、高齢者福祉サービス事業所に比べて数が少ないことから事業所まで通うのが困難といった状況があり、障害のある人が身近な地域で利用できるサービスの充実が求められています。また、2018年度からは障害者と高齢者が共に利用できる「共生型サービス」*が導入されています。
- 障害のある人、高齢者、子どもの相談窓口がそれぞれ分かれています。相談を希望する人の中には複合的な問題を抱えている場合があります。よりよい解決のために、複合的な問題を総合的に受け付けることができる体制が必要となっています。
- 障害のある人が、その人らしい自立した地域生活を実現するためには、地域の創意工夫によるきめ細かな支援が必要であり、市町や自治会をはじめ、社会福祉協議会等の福祉団体、民生委員・児童委員*、NPO*、ボランティア、企業等の多様な主体による地域福祉活動を促進するとともに、その連携を強化し、地域力を向上する必要があります。

【県の取組】

ア ふじのくに型福祉サービス*の推進

- ① 障害のある人や高齢者の孤立防止、地域での支え合いやコミュニティづくりのため、障害のある人、高齢者、子ども等、誰もが利用できる地域の交流の場である「居場所」づくりを推進します。〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ② 障害のある人のほか、高齢者、子どもなどの家族が抱える様々な課題について、身近にある地域包括支援センター*で幅広く、介護・福祉・医療・保健の垣根を越えて相

談を受け付け、関係機関が連携して解決できるような相談体制の構築を支援します。

[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部福祉長寿局]

- ③ 障害のある人が身近な場所で障害福祉サービス等を受けることができるよう、介護事業所等における共生型サービス*等の提供拡大を支援します。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部福祉長寿局]

イ ボランティア・NPO*活動の促進

- ① NPO等による社会貢献活動を促進するため、NPO活動を支援する市民活動センターとの連携の充実を図るとともに、NPOを対象とした講座の開催等によりNPOの運営基盤強化を後押しします。[くらし・環境部県民生活局]
- ② ボランティアの活動拠点や中間支援組織としての機能を有する県・市町の社会福祉協議会のボランティアセンターや県ボランティア協会の活動を支援し、住民のボランティア活動を促進します。[健康福祉部福祉長寿局]

ウ 地域福祉計画*等の推進

- ① 住民参加の地域福祉活動を促進するため、県地域福祉支援計画に基づき市町地域福祉計画の推進を支援します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ② 多様な主体の連携により地域福祉を推進するため、県社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画と連携し、市町社会福祉協議会の取組を支援します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ③ 地域福祉活動の核となって活動する人材を育成するため、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)*の養成研修を実施します。[健康福祉部福祉長寿局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害のある人を受け入れている介護サービス事業所数	(2021年度) 62箇所	(2025年度) 90箇所
2	地域福祉コーディネーター*養成者数	(2020年度) 398人	(毎年度) 30人養成

(2) 介護保険制度*との連携

【現状と課題】

- 本県の身体障害のある人のうち65歳以上の割合は、2012年3月末には66.7%でしたが、2021年3月末には72.4%となっており、高齢化が進んでいます。
- 障害のある人も介護保険適用年齢に達すると介護保険制度が利用できるようになりま

す。被保険者における介護保険給付と自立支援給付*との適用関係については、給付調整規定に基づき、介護保険給付が優先されることになっています。

【県の取組】

- ① 高齢の障害のある人が自立支援給付*から介護保険給付へ円滑に移行できるように、適切な制度運用に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ② 介護保険制度の介護保険給付に加え、更にサービスを必要とする高齢の障害のある人に対し、引き続き障害者施策において適切なサービスの提供に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ③ 介護保険制度による訪問介護との連携を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕

(3) 福祉人材の養成・確保

【現状と課題】

- 福祉の仕事に対するマイナスイメージや理解不足等から、人材が集まりにくい福祉分野では、人材不足の状況が続いています。
- 障害のある人の多様な福祉ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、障害福祉従事者の資質の向上を図る必要があります。
- 福祉・介護職と他の業種との賃金格差を縮め、福祉職が確固とした雇用の場として成長していけるように、障害者支援施設等で直接処遇に従事する福祉・介護職員の賃金の処遇改善を図る必要があります。

【県の取組】

- ① 障害福祉分野を含む社会福祉に従事する人材の確保と資質向上のため、県社会福祉人材センター*において、福祉人材のマッチングやきめ細かな個別就労支援や充実した研修を実施します。〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ② 障害の特性に対応できる専門性の高いホームヘルパー*や重度訪問介護*従業者、障害のある人の外出支援を行う同行援護従業者*や移動介護従業者*等を養成するための研修を実施するとともに、指定研修事業者の充実に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 知的障害のある人が、福祉サービスの「受け手」から「担い手」となるように障害当事者向けの知的障害者等居宅介護職員養成研修を実施します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ 聴覚に障害のある人とない人が、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう

に、手話通訳者*及び要約筆記者*の養成と資質向上を図るための研修を実施します。

[健康福祉部障害者支援局]

- ⑤ 盲ろう者（視覚及び聴覚に重複した障害のある人）の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援、移動支援に従事する盲ろう者向け通訳兼介助者*の養成と資質向上を図るための研修を実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑥ 障害のある人の就労や通勤の支援を行う職場適応援助者（県ジョブコーチ）*の養成と資質向上を図ります。また、企業内ジョブコーチを育成し、日常的な配慮や社員同士の協力体制の充実に努めます。[経済産業部就業支援局]
- ⑦ 重症心身障害児（者）*及び医療的ケア児（者）に対応できる在宅支援サービスを県下全域に広げていくため、看護・介護・福祉職等への研修を行うとともに、医療・看護・介護・福祉職といった多職種ネットワーク化による重症心身障害児（者）等の在宅支援を担う人材の確保・充実に努めます。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑧ 障害福祉サービス等の報酬における処遇改善加算制度*を活用し、福祉・介護職員の賃金の引上げを今後一層図り、更なる人材の確保に努めます。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑨ 障害福祉サービス施設等の職員の業務負担軽減のため、介護ロボットやICT機器等の導入を推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑩ 他業種で働いていた方等の障害福祉分野への転職を促進するため、就職支援金の貸付を実施します。

（４）適切なサービスの確保

【現状と課題】

- サービス提供事業者は、新型コロナウイルス感染症のクラスターを発生させないために、日頃から感染対策の徹底を行う必要があります。
- 障害のある人が身近な地域で生活していくためには、居宅介護（ホームヘルプサービス）*等の訪問系サービス、生活介護（デイサービス）*等の日中活動系サービス等、在宅サービスの充実が不可欠です。
- 地域で暮らす障害のある人に障害福祉サービス等を適切に提供するため、事業者に対する指導・監督等を行う必要があります。
- たんの吸引等の医療的ケアについては、一定の研修を受け県から認定を受けた介護職員等に加え、2017年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士にも認められることに

なりました。

【県の取組】

- ① 身近な地域でいつでも必要な障害福祉サービス等が利用できるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、各市町と連携してサービスの内容や手続き等の周知に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 障害福祉サービスが不足する場合に、事業者の指定要件を満たしていなくても市町が自立支援給付費の対象と認めることができる基準該当障害福祉サービス*制度を活用してサービスが提供できるよう、事業者への周知と制度の普及に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 障害福祉サービス事業者等に対し、サービス利用者のニーズに的確に対応した事業を実施するとともに、不正行為を未然に防止し、法令遵守義務の履行を確保する観点から業務管理体制*の整備についての指導・助言を実施します。〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ④ 介護職員等によるたんの吸引等が適正に行われるように制度の普及啓発に努めるとともに、喀痰実施事業者の登録・指導を実施します。また、たんの吸引等を実施する介護職員が、必要な時に適切な研修が受講できるように、研修機関の登録・充実に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ⑤ 福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアルを作成し、感染予防チェックリストや感染者発生時の対応フローを示すなど、サービス提供事業者の対応を支援しています。〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ⑥ 障害福祉サービス事業所等で利用者や職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、事業所の消毒などのかかり増し経費や衛生物品の確保を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害福祉サービス1か月当たり利用人数	(2020年度) 31,025人	(2025年度) 39,703人
2	障害福祉サービス事業所数	(2020年度) 2,220箇所	(2023年度) 2,774箇所
3	たんの吸引登録研修機関数	(2016年度) 9箇所	(2022年度) 12箇所

(5) 施設サービスの充実

【現状と課題】

- 障害者支援施設に入所している人の地域生活への移行を進め、県内の施設入所者数や入所定員は減少しましたが、一方で、施設入所サービスを必要としている人がいるため、施設入所待機者が解消されていません。また、地域移行した施設利用者が、高齢化や身体状況の悪化などにより地域生活が困難となり、再び施設入所が必要となる場合もあります。
- 施設サービスを充実させるため、利用者の障害種別、程度、ライフステージに応じた指導・訓練や健康管理支援等の充実に努め、施設利用者の視点に立った施設福祉サービスの向上を図っていく必要があります。
- 養護者による障害者虐待があった場合の一時的保護の受入や福祉避難所*など、施設による地域への支援機能の充実に努める必要があります。
- 県立施設は、利用者のニーズに対応した支援等をより効果的に提供していく必要があります。

【県の取組】

ア 入所を必要とする人への施設サービスの提供

- ① 真に入所による支援を必要とする人がサービスを利用することができるよう、県内の障害者支援施設の入所定員を維持するとともに、地域での生活を希望する又は生活する能力がある施設入所者の地域生活への移行を促進し、施設入所待機者の減少に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 障害の状況や介護者の状況などに応じて、施設入所を必要とする人が施設サービスを円滑かつ公平に利用することができるように、待機者の入所の必要度を客観的に評価し、入所順位を決定する入所利用調整を行います。〔健康福祉部障害者支援局〕

イ サービスの質の向上

- ① 施設の有する様々な機能を、地域で生活する障害のある人が利用できるように、地域への支援機能の充実に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 事業者指導等を通じて、職員の適正配置、設備の確保、適切な利用者の処遇などに関する事業者のサービス提供体制をチェックするほか、施設における苦情解決体制や評価制度を整備するとともに、障害者支援施設等に対する研修の充実に努めることによって利用者本位のサービスの質の向上に努めます。〔健康福祉部福祉長寿局〕

ウ 県立施設の適切な管理

- ① 磐田学園については、引き続き県内の知的障害児施設の中核として、入所支援はもとより、福祉人材の確保・養成等にも積極的に取り組んでいきます。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 浜松学園及び富士見学園については、利用者ニーズの変化や施設の老朽化を踏まえて、民間法人の経験と創意工夫を活かした民営化への移行を円滑に進めていきます。[健康福祉部障害者支援局]

(6) 福祉用具・身体障害者補助犬*の普及・拡充

【現状と課題】

- 障害のある人の自立と社会参加の促進のため、障害のある人の個々のニーズに合った福祉用具の活用を推進することが必要です。

【県の取組】

- ① 身体に障害のある人の自立や社会参加を促進するため、市町が実施する補装具*の給付に関して、要否の判定など専門的な支援を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 障害のある人や難病患者の日常生活の質の向上が図られるよう、市町が実施する日常生活用具*の給付等事業の円滑な実施を支援します。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 視覚、聴覚、肢体に重度の障害のある人の自立や社会参加を支援するため、日常生活動作を補助する身体障害者補助犬*（盲導犬*、聴導犬*、介助犬*）の育成・給付を推進します。また、店舗等での受入れ拒否等が発生しないよう身体障害者補助犬法の趣旨・目的等の啓発を行うほか、相談窓口を設置します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 県工業技術研究所で行う新成長戦略研究や企業・大学等と連携した福祉機器分野の研究、技術指導などを通じて、ニーズに対応した福祉機器の開発を支援します。[経済産業部商工業局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	身体障害者補助犬*利用希望者に対する給付率	(2020年度) 100%	(2025年度) 100%

(7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、障害のある人の40.0%が障害を理由とする年金を、9.2%が障害を理由とする手当を受給しています。また、月平均の収入は5万円から10万円未満が最も多く、29.3%を占めています。
- 主な収入源について障害種別で見ると、身体障害のある人は「障害を理由とする年金以外の年金を受給している（38.3%）」、知的障害のある人は「働いて収入を得ている（30.6%）」、精神障害のある人は「家族からの援助・仕送りを受けている（16.6%）」の割合がそれぞれ高い傾向にあります。また、行政に力を入れてほしいこととして、障害のある人の35.7%が「年金・手当などの所得保障の充実」を、31.9%が「医療費の負担軽減」を挙げています。
- 障害のある人や家庭の生活の安定を図るため、障害のある人やその家族に対して、医療や福祉の制度、年金や手当の制度、税の減免や各種料金の割引等、各種経済的支援制度の充実と制度の周知が必要です。
- 医療費助成の充実や生活資金の貸付等の充実による経済的負担の軽減が必要です。

【県の取組】

ア 医療の給付・医療費の助成

- ① 心身の障害状態の軽減又は障害を除去するために必要な障害者総合支援法に基づく自立支援医療*を給付します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 重度の障害のある人が適切な医療サービスを受けることができるように医療費の自己負担分を助成する重度障害者（児）医療費助成を実施します。[健康福祉部障害者支援局]

イ 生活資金の貸付

- ① 障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるように、生活福祉資金の貸付や相談支援を行う県社会福祉協議会に対し事業費を助成します。[健康福祉部福祉長寿局]

ウ 特別障害者手当等の支給

- ① 20歳以上の常時特別な介護を必要とする著しく重度の障害のある人に特別障害者手当、20歳未満の常時介護を必要とする重度の障害のある子どもに障害児福祉手当、障害基礎年金と特別障害者手当制度創設による経過措置分としての福祉手当をそれぞれ支給するとともに、これらの手当についての周知を図っていきます。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 心身に重度又は中度の障害を持つ20歳未満の児童の監護者に特別児童扶養手当を支

給するとともに、手当についての周知を図っていきます。[健康福祉部障害者支援局]

エ 心身障害者扶養共済制度の実施

- ① 心身障害児（者）の保護者が毎月一定の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度障害となった場合に残された心身障害児（者）に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を実施することにより、保護者の不安の軽減を図ります。[健康福祉部障害者支援局]

オ 地方税の減免

- ① 障害のある人等が所有する自動車や障害のある人等の利用に供する自動車について、一定の条件のもと自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を行います。

[経営管理部財務局]

3 施設や病院から地域生活への移行の促進

(1) 訪問系・日中活動系サービスの充実

【現状と課題】

- 障害のある人が住み慣れた地域社会で当たり前の暮らしが保障されるべきというノーマライゼーションの理念に基づき、施設や病院から地域生活への移行を促進することが重要であり、地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の支援体制を充実させていく必要があります。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、全体の6.4%が入所型の福祉施設を利用しています。また、これらの方々が入所している施設以外で暮らすために必要だと考えることは、困ったときに相談できる人がいることが35.4%、一人暮らしを支える居宅介護（ホームヘルプサービス）*等の充実が30.6%という結果が出ており、地域で生活を送るには、居宅介護（ホームヘルプサービス）等の在宅サービスや日中活動の場である通所系サービスなどの充実が求められています。
- 障害の程度にかかわらず、親亡き後の住まいや必要なサービスが適切に確保されるよう、グループホーム*の整備促進や日中活動系サービスの充実が必要です。
- 障害児入所施設の入所児童の地域生活への移行支援に当たり、強度行動障害*や医療的ケアを有する場合や、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要な場合、また保護者が養育上の困難を抱えている場合などがあり、円滑な移行のために様々な支援が必要です。

【県の取組】

- ① 障害のある人の重度化・高齢化に伴う相談支援や、「親亡き後」に備えて家族の不安を解消するため、家族が健在な内にグループホーム*や一人暮らしを体験する機会を提供したり、家族の緊急事態に短期入所*が利用できる、地域生活支援拠点*の整備を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 障害のある人の地域での主体的な生活を支援するため、ヘルパーの養成や事業者の増加など居宅介護（ホームヘルプサービス）等の訪問系サービスの充実を図ります。また、障害特性に配慮し、利用者のニーズに見合った研修を実施する等、サービス内容の質の向上に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 日中の活動の場として、生活介護（デイサービス）*や自立訓練*、就労移行支援*、就労継続支援等のサービスの提供体制の整備を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ 保護者のレスパイト*や家庭での介護が一時的に困難になった場合などに利用する短期入所（ショートステイ）*について、地域の医療機関等での受入拡大と充実を図る

とともに、地域の日中一時支援*事業所での日中受入の充実等に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ⑤ 障害のある人の地域生活の質的向上を図るため、様々な障害に応じた機能回復、社会適応等の日常生活上必要な訓練、研修等の充実等に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑥ 移行調整が難しいケースに対して、必要に応じて、各関係機関と連携・協力して円滑な移行に向け調整を行うとともに、必要な地域資源の整備等の協議を行います。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	(2016～19年度) 累計 196 人	(2020～23年度) 累計 206 人

(2) 居住の場の充実

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」(2020年度)によると、入所している施設以外で暮らすために必要だと考えることのうち、13.1%がグループホーム*等の整備をあげていることから、地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホーム等の整備を一層促進していく必要があります。

【県の取組】

- ① 障害のある人の地域生活の場を確保するため、国の補助制度を活用し、グループホームの計画的な整備を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 障害の重度化・高齢化に対応できるよう、昼間も支援を受けることが可能な日中サービス支援型グループホーム*の整備を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 公営住宅や民間の賃貸住宅等を活用して、グループホーム等が運営できるように支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ グループホームに入居する障害のある人に対する国の家賃補助制度について、市町と連携して、利用の促進と周知を図っていきます。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	日中サービス支援型グループホーム*1ヶ月 当たり利用人数	(2020年度) 232 人	(2025年度) 521 人

(3) 精神障害のある人の地域移行の促進

【現状と課題】

- 精神障害のある入院者の、入院後1年時点の退院率は高くなってきましたが、1年以上の長期入院者の地域移行を進めるため、様々な支援が必要です。
- 長期入院している精神障害のある人の地域移行を進めるに当たっては、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

【県の取組】

- ① 精神障害のある人の早期退院や社会復帰の支援のため、精神障害のある人の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士*等の多職種チームによる退院支援や同じ課題や環境の経験を生かしたピアサポートの活用等を推進するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び行政の協力体制を強化し、段階的、計画的に地域生活への移行を促進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることができるよう、市町、病院や相談支援事業所等関係機関との相互調整を実施し、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や精神障害のある人の主体性に応じた社会参加を促進するための支援を行います。
- ③ 精神障害のある人が地域で生活しながら医療を受けることができるよう、精神障害のある人の精神疾患の状態やその家族の状況に応じていつでも必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供できる体制を確保し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。さらに、受療中断者等を医療受診や福祉サービスにつなげるため、行政と医療機関が連携した精神障害者訪問支援（アウトリーチ）を実施します。

[健康福祉部障害者支援局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	精神病床における1年以上長期入院患者数	(2020年度) 3,188人	(2023年度) 2,783人
2	精神障害者地域移行定着推進研修の修了者数	(2019年度) 120人	(2022～25年度) 累計500人

(4) 矯正施設*退所障害者等に対する社会復帰支援の充実

【現状と課題】

- 矯正施設退所障害者は、福祉的な支援（障害者手帳の発給、年金受給等）が必要にもかかわらず適切な支援を受けることができず、行き場所も定まらない場合が多く、その結果再犯に至るケースが多い状況です。
- 地域に戻るにあたり、受け入れ先となる施設等の抵抗感が強いいため、帰住先の決定が難しいケースがあります。また、住民票が抹消されているケース等では、福祉制度の利用の際に援護の実施者となる市町の確定が難しい場合があります。

【県の取組】

- ① 司法と福祉を結ぶ機関である「地域生活定着支援センター」を設置し、福祉的支援を必要とする被疑者、被告人等の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助を行うとともに、帰住先を含めたニーズ把握、受入先調整、退所後のフォローアップ業務を行うことにより、社会復帰を支援しています。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 受入先の確保や円滑な福祉サービス利用等のため、関係事業者や市町に対する普及啓発に努めます。[健康福祉部障害者支援局]

4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

(1) 一般就労への支援

【現状と課題】

- 障害のある人の自己実現を図り、社会参加を促していくためには、就労を促進していく必要があります。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、現在仕事をしている人は27.8%おり、うち民間企業等で働く一般就労者は58.0%となっています。また、現在仕事をしている人の17.3%が公共職業安定所（ハローワーク）で仕事を見つけているほか、学校の紹介が17.2%、家族等の紹介が15.6%と就労に至る手段は、多岐にわたっています。このことから就労支援を充実するためには、関係機関の連携を図ることが重要です。
- 障害のある人が一般就労するためには、就労相談支援とともに就労訓練等の充実を図っていくことが必要です。

【県の取組】

ア 就労に向けた支援の充実

- ① 障害者就労施設、相談支援事業所、特別支援学校*、企業等の連携を強化し、障害者就労施設等や特別支援学校等から一般就労への移行が円滑に進むよう、一人ひとりの適性に応じた職場開拓や職場実習など、就労に向けた支援体制の充実を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔経済産業部就業支援局〕、〔教育委員会〕
- ② 障害のある人や企業等からの就労に関する相談に対応するため、障害者働く幸せ創出センター*に就労相談員を配置します。〔経済産業部就業支援局〕
- ③ 就労を促進し、継続していくために、就業面及び生活面を一体的に支援する障害者就業・生活支援センター*の整備や職場適応援助者（県ジョブコーチ）*による人的支援など就労から職場定着・再就職までの相談・援助体制の充実を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔経済産業部就業支援局〕
- ④ 障害のある人の一般就労を進めるため、静岡労働局、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害者就労施設等利用者の公共職業安定所経由による就職を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔経済産業部就業支援局〕

イ 職業能力開発の充実

- ① あしたか職業訓練校、工科短期大学校及び浜松技術専門校において、職業訓練を実施し、障害のある人の一般就労を図るとともに、在職中の方に対しては、雇用継続に資する知識・技能の付与を目的とした在職者訓練を実施し、職場定着を支援しま

す。〔経済産業部就業支援局〕

- ② 障害のある人の適性や希望に応じた、職場適応訓練を実施します。〔経済産業部就業支援局〕
- ③ 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）*への参加を通じて、障害のある人の職業能力の向上や社会活動への参加、就業を促進します。〔経済産業部就業支援局〕

（2）障害のある人の雇用の推進

【現状と課題】

- 障害者の雇用の促進等に関する法律では事業主に対して雇用する労働者に占める障害のある人の割合（法定雇用率）が義務付けられています。
- 2021年の民間企業における障害者雇用率（毎年6月1日現在）は、過去最高の2.28%となりましたが、2021年3月に引き上げられた法定雇用率2.3%には届きませんでした。そのため、法定雇用率達成に向け、就労支援と定着支援の体制を強化する必要があります。
- 就労を希望する精神障害や発達障害*のある人が増加している状況を踏まえ、企業等が精神障害・発達障害に対する理解を深め、雇用できる環境づくりを進めていく必要があります。

【県の取組】

- ① 民間企業等で障害のある人の新たな雇用を創出するため、障害者雇用推進コーディネーターを配置し、障害のある人一人ひとりの実情を踏まえた求人開拓や、職場内の受入体制等についての助言を行うとともに、障害のある人の希望や能力に応じた職務を選定する等、障害者雇用における職域の拡大を図ります。また、精神障害のある人の雇用や障害のある人の多様な働き方を促進するため、アドバイザーを派遣し、企業への障害のある人の雇用に対する理解促進及び職場定着等に対する助言を行います。〔経済産業部就業支援局〕
- ② 障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用に実績のある企業等を障害者就労応援団*として登録し、これらの企業等を活用してセミナーや見学会を開催します。〔経済産業部就業支援局〕
- ③ 障害者雇用促進大会を開催し、優良障害者雇用事業所や優秀勤労障害者の表彰を行うとともに、「障害者雇用企業に対する入札制度」等により、障害のある人を多数雇用する企業等を優遇します。〔経済産業部就業支援局〕
- ④ 障害のある人の雇用促進及び安定を図るため、親会社と同一の事業主体として雇用率を算定する特例子会社制度の周知及び普及に向けた支援を行います。〔経済産業部就業支援局〕

- ⑤ 静岡労働局と連携し、事業主に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）*制度、障害者試行雇用（トライアル雇用）*制度や障害のある人の雇用に係るその他の各種助成金制度の周知・普及を図り、雇用促進に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔経済産業部就業支援局〕
- ⑥ 障害のある人の農業分野での就労機会を確保し、農業分野における労働力不足の解消を図る「農福連携」のため、農業者と障害のある人とのマッチングを強化するとともに、受入れを行う農業経営体を支援します。〔経済産業部農業局〕
- ⑦ 障害のある人の雇用に取り組む中小企業者・組合に対し、必要な資金調達の円滑化を図ります。〔経済産業部商工業局〕
- ⑧ 「静岡県障害者活躍推進計画*」に基づき、障害のある人の県職員への採用を進めるとともに、障害のある職員の定着に努めます。〔経営管理部行政経営局〕、〔教育委員会〕
- ⑨ 入札参加資格の審査項目に障害のある人の雇用率を設け、障害のある人の雇用に取り組む企業への発注を促進します。〔出納局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害者雇用率	(2021年度) 2.28%	(2025年度) 2.40%
2	障害者雇用推進コーディネーター支援による就職者数	(2020年度) 537人	(2025年度) 650人

(3) 職場定着の支援

【現状と課題】

- 障害のある人の就労定着には、就職先企業の理解と周囲の協力が不可欠ですが、周囲の人たちの障害に対する正しい知識や理解が足りないため、就労が安定せずに離職してしまう事例があります。このため、就職した後、職場での障害への理解、仕事へのフォローアップなど障害のある人が働きやすい環境づくりを推進していくことが重要です。
- 精神障害や発達障害*のある人の就労において、長く働くための支援内容が複雑化・多様化している状況を踏まえ、企業等において、日常的・継続的な定着支援ができる体制づくりを進めていく必要があります。

【県の取組】

- ① 障害のある人に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性についての理解を深めるた

め、正しい知識の普及・啓発を更に進めます。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ② 障害のある人が職場の習慣・環境等に適応できるように、職場適応援助者（県ジョブコーチ）*を派遣し、障害のある人の社会的自立と職業生活の安定に努めます。また、企業内ジョブコーチを育成し、日常的な配慮や社員同士の協力体制の充実を図ります。さらに、支援経験豊富な職場適応援助者（県ジョブコーチ）による企業内ジョブコーチへの個別支援を実施し、困難な事例等への対応策について助言を行います。

〔経済産業部就業支援局〕

- ③ 精神障害者雇用に関する従業員の理解や職場環境整備を支援するため、精神障害者職場環境アドバイザーを企業等に派遣し、研修会や相談会を実施します。〔経済産業部就業支援局〕

- ④ 通勤が困難などの理由により、在宅で就労する障害のある人に対して、静岡労働局と連携して、仕事を発注する事業主に報奨金等を支給する「在宅就業障害者支援制度*」等の周知・普及を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔経済産業部就業支援局〕

（４）福祉的就労への支援

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、稼働年齢層（16歳～64歳）で現在仕事をしている人のうち、30.6%の人が障害者就労施設等で働いています。
- 本県の福祉的就労を行う人の平均工賃月額、年々増加傾向にありましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、15,529円と大きく減少しました。障害のある人が働くことを通して、働く実感と喜びを持ち自立生活を送ることができるよう、福祉的就労を支援し、障害者就労施設等での工賃水準の向上を図る必要があります。

【県の取組】

- ① 障害のある人の経済的な自立を促進するため、「静岡県工賃向上計画」に基づき、事業所の受注機会の拡大や収益向上のための支援などにより、更なる工賃向上を推進します。

〔健康福祉部障害者支援局〕

- ② 福祉と企業をつなぐ拠点である障害者働く幸せ創出センター*による事業所の受注機会の確保とともに、ふじのくに福産品*の継続的な購入を県民に呼び掛ける「ふじのくに福産品一人一品運動」*の地域への展開などにより福産品の販路拡大を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ③ 「ふじのくに福産品」*の愛称やロゴマーク、ふじのくに福産品Webカタログ*を活用し

ながら、県民向け広報誌や各種イベントなど様々な場面において福産品のPR強化に取り組み、認知度向上を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ④ 障害者働く幸せ創出センター*に設置した農福連携ワンストップ窓口*による施設外就労のマッチング支援や農業の専門家による技術的支援等を通じて障害のある人の農業分野への職域拡大を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑤ ふじのくに福産品*の付加価値向上を図るため、マーケティングアドバイザーなど専門家の助言、指導による製品改良や新商品開発を支援し、福産品の品質向上やブランド化（ふじのくに福産品ブランド認定製品*）を推進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑥ ふじのくに福産品*のオンライン販売を導入する事業所を支援し、ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応した販路拡大を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害者働く幸せ創出センター*の年間受発注仲介件数	(2020年度) 1,071件	(2025年度) 1,200件

（5）物品及び役務サービスの優先調達への推進

【現状と課題】

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、県や市町から障害者就労施設等への物品や業務発注の拡大に向けた取組を強化する必要があります。
- 障害者就労施設等へ発注する場合に、事業所や製品・サービスに関する情報が少ないという状況があります。また、個々の障害者就労施設等では生産能力に限りがあるため、大量発注への対応が困難な状況にあります。
- 県から障害者就労施設等への物品購入と役務サービスの発注合計額は、2020年度実績で5,444万円となっており、その内訳は47.3%が物品購入で、52.7%が役務サービスの発注となっています。コロナ禍の影響で各種イベントが中止になったことから、発注が減少したことが影響しています。

【県の取組】

- ① 障害者優先調達を推進するため、「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達推進本部」において、毎年度の調達方針を策定し、全庁を挙げた発注の拡大に取り組みます。また、市町ごとの発注実績や具体的な発注事例を取りまとめて情報提供するなど、市町の受注拡大に向けた取組を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ② 単独の事業所では受注困難な大量発注に対応するため、障害者働く幸せ創出センター*に設置する共同受注窓口の利用を推進し、官公需の受注拡大を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 施設管理や建設・建築関連工事、業務委託を所管する部署等での業務発注の推進を図ります。[交通基盤部建設経済局]
- ④ 障害者就労施設等への優先発注が官公庁だけでなく、民間事業者へも広がるよう、障害者就労施設等の物品や役務の情報を提供し、発注を促進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 「ふじのくに福産品」*など、障害福祉サービス事業所で作られた商品を購入するなど、人や社会、環境に配慮した「人が幸せになるエシカル消費*」を推進します。
[くらし・環境部県民生活局]

5 地域での保健・医療体制の充実

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、現在、悩んでいることとして、前回調査から変わらず「健康や身体のこと」という意見が32.4%と最も多く、障害のある人の多くが自身の健康に不安を抱いていることが分かります。
- 生涯を通じて健康に暮らせるように、疾病等の予防、早期発見を目指した県民の健康づくりを推進していく必要があります。

【県の取組】

- ① 市町や保険者等関係機関と連携し、特定健診、特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症の重症化予防などに取り組み、生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防を推進します。〔健康福祉部健康局〕
- ② 子どもの頃からの正しい生活習慣の定着や働く世代に向けた事業所における健康経営の普及、高齢者に向けた社会参加機会の創出に取り組むなど、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。〔健康福祉部健康局〕
- ③ 障害のある人の歯科保健の向上を図るため、関係機関との連携により、歯科健診の推進や歯科専門職への研修等を通じ、歯科保健医療サービスの充実を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部健康局〕
- ④ 精神疾患を予防・治療し、こころの健康を保持・増進させるため、ライフステージに応じたこころの健康対策を推進するとともに、家庭・学校・職場・地域など各生活の場における関係者と連携し、こころの健康づくりを推進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑤ 学校等における危機発生時に、児童生徒や学校職員等への早期にこころのケアを行うため、混乱している現場へこころの緊急支援チームを派遣し、こころの健康管理対策を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	障害者歯科対応研修受講者数（2013年までは障害者歯科相談医数）	（2016年度） 454人	（2021年度） 550人

（２）自殺総合対策の推進

【現状と課題】

- 本県の自殺者数は、2011年以降減少傾向にあります。年代別自殺者数では、全体が減少傾向にある中、30歳代以下の若年層の自殺者数が占める割合が増えており、かつ、年齢階級別の死因順位では、10歳代から30歳代以下では自殺が第1位であることから、若年層の自殺対策を引き続き推進する必要があります。
- 自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等、様々な要因が複雑に関係していることから、自殺に追い込まれる状況に陥らないよう、社会全体の自殺リスクを低下させるためには、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

【県の取組】

- ① 県、市町、多様な主体が一体となり、地域における自殺対策ネットワークを作り、総合的に自殺対策を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、困難を抱えている人の心情を踏まえた適切な対応を図ることができるゲートキーパー*の役割を担う人材を養成し、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図ります。また、自殺の危険性が高い相談者に対応するために支援者の資質向上を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 自殺の原因は様々であり、複数の要因が複雑に絡み合っているため、1つの原因を解決するだけでは、自殺を防ぐことはできないことから、社会における自殺のリスクを減らし、生きることの支援を通じて、社会全体で総合的に自殺対策を推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 悩みを抱えている人が相談しやすい環境を整備するため、市町等と連携した地域における相談体制の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 若年層向けの相談窓口の充実や教育委員会との連携、LINEやインターネットの検索連動型広告等を活用した相談窓口の周知により、若年層の自殺対策をさらに推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑥ 若者が自ら抱える問題を解決し、適切に対処できる力を身につけることができるよう支援します。[健康福祉部障害者支援局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	自殺対策ネットワーク設置市町数	(2020年度) 27市	(2025年度) 全市町
2	自殺による死亡者数	(2020年) 583人	(2025年) 500人未満
3	ゲートキーパー養成数	(～2020年度) 累計56,319人	(～2025年度) 累計75,000人
4	こころのセルフケア講座受講者数	(2020年度) 45人	(2022～25年度) 累計800人

(3) ひきこもり*の状態にある人に対する支援の充実

【現状と課題】

- 「ひきこもり」とは、様々な要因の結果として、就学・就労・家庭外での交遊等の社会的参加を回避し、原則6か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態を指します。県及び市町の調査（2019年）によると、県内の民生委員・児童委員*が把握しているひきこもり状態にある人はおよそ2,100人であり、ひきこもりの長期化や当事者とその家族等の高年齢化が進む「8050問題」*が深刻な社会問題となっています。
- ひきこもり*は家庭内に潜在しており、外部からの支援が届きにくいいため、相談窓口への誘導や自立に向けてのサポートが課題となっています。
- ひきこもり*状態が長期化すると、社会参加につながるまでには長い期間を要します。早期に適切な支援機関につなげるためには、保健・医療・福祉・就労支援・教育等関係機関が連携する必要があります。

【県の取組】

- ① ひきこもり*状態にある人やその家族を早期に支援するため、静岡県ひきこもり支援センターにおいて電話・来所相談等の支援を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ② ひきこもり支援関係機関からなる連絡協議会や情報交換会の開催等により、保健・福祉・教育等関係機関との連携強化を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ ひきこもり*状態にある人が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」を設置し、社会参加に向けた支援を行います。[健康福祉部障害者支援局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	ひきこもり*状態にある人の「居場所」利用者数	(2020年度) 448人	(2025年度) 880人

(4) 地域リハビリテーション*体制の充実

【現状と課題】

- 障害のある人、高齢者、その家族等が住み慣れた場所で、そこに住む人々とともに、安全に生き生きとした生活を送ることができるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織が協力し合って活動する地域リハビリテーション*を推進していく必要があります。
- 障害のある人の地域での安心した生活を支えていくために、地域の保健・医療・教育・福祉及び生活に関わるあらゆる人々や関係機関の連携による包括的な支援体制の整備を進める必要があります。
- 様々な障害特性に応じた適切なリハビリテーションを地域で継続して提供するため、社会福祉施設と関係行政機関、医療機関、相談機関等との連携体制が求められています。

【県の取組】

- ① 地域リハビリテーションサポート医*・推進員*の養成などに取り組み、予防期、急性期、回復期、生活期の各段階を通じて、多機関・多職種が連携した切れ目のない地域リハビリテーション体制を構築します。〔健康福祉部健康局〕

(5) 質の高い医療及び歯科医療の提供

【現状と課題】

- 障害のある人をはじめ県民が、安心して必要な医療サービスが受けられるよう、医療の確保・充実や提供体制の整備が重要です。
- 精神疾患については、うつ病・躁うつ病（双極性感情障害）の増加など、県民に広く関わる疾患となっており、予防、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される保健医療連携体制の整備が必要になっています。

【県の取組】

- ① 障害のある人をはじめ県民が、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、適切な医療サービスを切れ目なく受けられるように保健医療圏ごとの体制の整備を進めます。〔健康福祉部健康局〕

- ② 障害のある人が在宅で療養できるよう、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及の促進、在宅医療の中心的な役割を担う訪問診療を提供する診療所や訪問看護ステーションの充実を図ります。[健康福祉部健康局]
- ③ すべての日常生活圏において、必要な救急医療が受けられるように、体系的な救急医療体制を整備します。[健康福祉部医療局]
- ④ 障害を解消・軽減するために必要な自立支援医療*を給付します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 重度の障害のある人の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、医療費の自己負担分を助成する重度障害者（児）医療費助成を実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑥ 適正な精神医療を確保・普及するとともに、継続治療のための通院医療や急性期治療の確保と保護のための措置入院に係る医療費の公費負担を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑦ 小児慢性特定疾病*児童等の健全育成や指定難病・特定疾患の治療・研究のため、医療費の一部を公費助成し負担軽減を図ります。[健康福祉部子ども未来局]、[健康福祉部医療局]

6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進

(1) 施設における防災体制・防犯対策の充実

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、災害等の緊急時に自宅又は施設から一人又は支援を受けながら安全に避難できる環境にあるかとの質問に対し、53.5%の人が「避難できる」と回答している反面、14.8%の人が「避難できない」、27.0%の人が「わからない」と回答しています。このうち、「避難できない」と回答した人が挙げた理由では、49.9%の人が「移動が難しいため」、26.7%の人が「緊急時という判断がつかないため」、26.1%の人が「介助者が周りにいないため」と回答しています。
- 障害者支援施設等を利用する障害のある人が災害時に安全に避難するため、障害者支援施設等の耐震化を図るとともに、避難訓練の実施、正確で迅速な情報提供等施設における防災体制の充実が求められています。
- 2016年7月、神奈川県障害者支援施設において、多くの入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。障害者支援施設等が地域に開かれた施設運営に努める中での想定外の事件であり、防犯対策を強化する必要があります。

【県の取組】

ア 防災体制の充実

- ① 障害者支援施設等に対し、防災訓練・防災研修の実施、防災計画及び避難確保計画の策定を徹底するとともに、県主催の防災研修会による防災意識の啓発を図ります。更に地域の自主防災組織や企業と連携することにより、防災体制を強化するように指導します。〔健康福祉部政策管理局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ② 災害に迅速かつ適切に対応できるように障害者支援施設等に対し、災害対応マニュアル等の具体的な計画を策定することや食料その他生活に必要な物資を備蓄することを指導します。〔健康福祉部政策管理局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ③ 障害者支援施設等については、地域の防災拠点とするため、地震、水害等の自然災害に対する防災機能を有する施設の整備を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ 津波浸水予測による津波被害が想定される地域に立地する障害者支援施設等に対し、津波避難マニュアルの策定と津波避難訓練の実施を指導します。また、当該施設等が移転などを行う際には、国の「社会福祉施設等施設整備費補助金」を活用して、優先的に高台移転等の整備を行います。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ⑤ 土砂災害警戒区域に存在する要配慮者*利用施設を保全するため、土砂災害防止施

設の整備を行うとともに、土砂災害警戒情報の提供や市町による警戒避難体制の整備の支援を推進します。[交通基盤部河川砂防局]

イ 防犯対策の充実

- ① 防犯カメラ等の設備整備に対して、補助金の活用を支援します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 県が作成した福祉施設防犯対策マニュアルを活用して、障害者支援施設等における防犯体制の確保に努めます。[健康福祉部福祉長寿局]

(2) 施設における感染症対策の充実

【現状と課題】

- コロナ禍では、障害者支援施設等においてもクラスターの発生が見られたことから、十分に感染防止対策を行い、利用者に対して必要なサービス等が継続的に提供される必要があります。

【県の取組】

- ① 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応については、感染対策マニュアルや事業継続計画等の活用による、感染防止対策等の徹底を促進していきます。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 感染防止に向けた指導・助言を行うため、感染症対策専門家の派遣を行います。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 施設内感染発生時の人材確保のため、施設間での相互支援体制の確保を推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 施設職員の感染防止対策のための衛生資材を備蓄します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 事業所におけるオンライン面談等を可能にするため、ICT導入の支援を行います。[健康福祉部障害者支援局]

7 安心して暮らせるまちづくり

(1) ユニバーサルデザイン*に基づくまちづくりの整備促進

【現状と課題】

- 障害のある人が地域で生活していくためには、建物や道路の段差の解消や多機能トイレの設置など、障害のある人が生活しやすい環境の整備が必要です。誰にとっても生活しやすいというユニバーサルデザイン*の考え方を県として積極的に押し進めていく必要があります。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、街のバリアフリー化の進捗について、40.9%の方が「十分進んでいる」又は「ある程度進んでいる」と回答している一方、重い障害となる身体障害者手帳1級所持者の36.9%、療育手帳A所持者の30.6%の人が、バリアフリーについて「あまり進んでいない」と回答しており、更にバリアフリー化を推進していく必要があります。

【県の取組】

ア ユニバーサルデザイン*に基づくまちづくりの普及啓発

- ① 「静岡県福祉のまちづくり条例」*やユニバーサルデザインの考え方などに基づき、すべての人に配慮した施設・設備の整備や福祉のまちづくりについて、普及・定着を図ります。[健康福祉部福祉長寿局]
- ② 障害のある人や高齢者など誰もが社会参加しやすい環境の整備に向けて、利用しやすい施設や設備などの情報提供を行います。[健康福祉部福祉長寿局]、[文化・観光部観光交流局]、
- ③ ユニバーサルデザイン*に基づく社会づくりに対する県民の理解を促進するため、理念や知識を普及するとともに、先進的な取組や魅力的なサービス等について情報発信します。[くらし・環境部県民生活局]
- ④ 車いす利用者用駐車施設の適正利用を図るため、障害のある人、高齢者、妊産婦等に利用証を交付する取組（「静岡県ゆずりあい駐車場制度」）の利用促進と周知を行います。[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑤ 地域の実情に応じた人にやさしいまちづくりに向けて、移動距離の少ない集約連携型都市づくりを進めます。[交通基盤部都市局]

イ 暮らしやすいまちづくりの推進

(ア) 建築物等

- ① 県有施設の建設等に当たっては、障害のある人等も快適に利用できるよう、「ユニバーサルデザイン*を活かした建築設計」に基づき、エレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かりやすい案内誘導表示等の整備を行います。[交通基盤部建築管理局]

- ② 観光施設や宿泊施設において、障害のある人等も利用しやすい多機能トイレの設置や観光案内看板の多言語化などのユニバーサルデザイン*化を進めるほか、ユニバーサルツーリズムについての理解促進を図るなど、障害のある人など誰もが安全・安心・快適に旅行できるような環境を創出します。〔文化・観光部観光交流局〕
- ③ 県立学校について、エレベーターの設置、分かりやすい案内誘導表示、トイレの改善、段差の解消などによって、誰もが利用しやすい施設の整備を進めます。また、市町立学校及び私立学校についても、誰もが快適に利用できる施設の整備を支援・促進します。〔文化・観光部総合教育局〕、〔教育委員会〕

(イ) 公園・水辺空間

- ① 県営都市公園について、施設の新設、改修の際には、誰もが快適に利用できるようユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー化に配慮した整備に努めます。また、市町が管理する公園や広場についても、市町に助成し、段差の解消、スロープ、多機能トイレの設置等の整備を促進します。〔交通基盤部都市局〕
- ② 港湾や海岸の空間を利用した遊歩道等において、誰もが快適に利用できるよう、歩きやすい歩道やスロープ等の整備を行います。〔交通基盤部河川砂防局〕、〔交通基盤部港湾局〕

(ウ) 道路・歩行空間

- ① 駅や商店街、学校、病院、福祉施設を相互に結ぶ生活の主要な経路、通学路等について、誰もが安全で快適に移動できるように幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、無電柱化等の整備を行います。〔交通基盤部道路局〕
- ② 視覚障害者誘導用ブロックの敷設を積極的に推進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 公共交通機関への円滑な乗り換えのため、駅周辺の整備を行う市町を支援します。〔交通基盤部都市局〕
- ④ 地域住民等との対話型行政を積極的に進め、利用者の意見を取り入れた道路整備を行います。〔交通基盤部道路局〕
- ⑤ 土地区画整理事業により整備する公共施設について、ユニバーサルデザイン*に配慮するように市町・土地区画整理組合等に対して助言及び啓発を行います。〔交通基盤部都市局〕
- ⑥ 障害のある人や高齢者等の移動の利便性・安全性の向上を促進するため、バリアフリー対応型信号機等*の整備を推進します。〔警察本部〕

(エ) 交通機関等

- ① 障害のある人等の移動手段を確保するため、鉄道駅におけるスロープ・障害者対応型エレベーター・点字案内板等の設置や、超低床バス（ノンステップバス）*等の導入など、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設や設備等の整備がされるように、交通事業者に対し支援及び働きかけを行います。[交通基盤部都市局]
- ② 地域の実情に応じた利便性の高い生活交通の確保に向け、公共交通としての路線バスの維持や新たな生活交通手段の導入を図るため、市町や交通事業者を支援します。[交通基盤部都市局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	自分の住んでいる街が、安心して暮らせる ところだと思っている障害のある人の割合	(2020年度) 68.4%	(2024年度) 70.0%
2	通学路合同点検に基づく交通安全対策実施 率（箇所数）	(2020年度) 77.2% (265箇所)	(2025年度) 100.0% (343箇所)
3	乗降客2,000人／日以上以上の駅のユニバーサル デザイン化*の割合（身体障害者対応型エレ ベーターやスロープ等の設置による段差の解消 等、駅施設のバリアフリー化の整備率）	(2020年度) 86.2%	(2025年度) 100.0%

(2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、「持ち家」に暮らしている人が61.2%、「民間賃貸住宅」が15.4%、「公共賃貸住宅（市町営・県営・公団など）」が3.1%となっています。また、現在の悩み事として、3.5%の人が「住まいの確保」を挙げています。
- 障害のある人の地域生活を支えるためには、住宅のユニバーサルデザイン*化を進め、安定した生活の場が確保できるように支援していく必要があります。

【県の取組】

- ① 住まい関連イベントにおいて、障害のある人や高齢者が安心して安全に、快適に暮らすことができる質の高い住宅の普及と浸透を図ります。[くらし・環境部建築住宅局]
- ② 障害のある人の住宅内での移動等を容易にするため、市町が日常生活用具*給付等事業として実施する手すり、スロープなどの住宅改修費の給付を支援します。[健康福祉部障害者支援局]

- ③ 県営住宅の整備に当たっては、床の段差解消や手すりの設置などのユニバーサルデザイン*化を行うとともに、設備面でも障害のある人等に配慮した設計を行い、計画的に実施します。〔くらし・環境部建築住宅局〕
- ④ 市街地再開発事業により整備される住宅について、エレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置等を推進するため、事業を実施する組合等に対して、助言や啓発を行います。〔交通基盤部都市局〕
- ⑤ 住まいに関する相談体制を充実させるとともに、障害のある人などの住宅確保要配慮者*の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、障害のある人等に配慮した住宅に関する情報を提供します。〔くらし・環境部建築住宅局〕

(3) 地域における防災体制の充実

【現状と課題】

- 災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、2019年台風19号では約65%、2020年7月豪雨では約79%であるなど、近年の災害においても高齢者や障害のある人が犠牲となっています。
- 障害のある人が安心して生活していくためには、災害時等における十分な配慮と対応がなされることが重要であり、障害のある人の状況や視点に立った顔の見える防災対策が必要です。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、災害が発生したときに必要なものとして、47.3%の人が「避難や災害の情報をわかりやすく教えて欲しい」、29.8%の人が「必要な人に薬や車いす等の物資が行き渡るようにしてほしい」、27.9%の人が「避難を助けてくれる人を増やして欲しい」と回答しています。
- 避難行動要支援者*については、災害時に自力で迅速に避難することが困難であることや電話等の不通により安否確認に時間を要することが想定されるため、避難行動要支援者に係る情報（住所、氏名、避難支援者、避難先、配慮すべき事項等）について、市町において予め記載した個別避難計画を作成しておく必要があります。
- 要配慮者*については、一般的な避難所では避難生活に支障をきたすことも考えられるため、市町において、予め福祉避難所*（要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所）を確保しておく必要があります。また、福祉避難所が開設されるまでの避難スペースとして、避難所に要配慮者用のスペースを確保することも重要です。
- 障害のある人が災害時に安全に避難するために、正確で迅速な情報を提供するなどきめ細かな対策が求められています。

【県の取組】

ア 地域における防災体制の充実

- ① 県や市町の地域防災計画を随時見直し、社会状況の変化、地域の実情に応じた防災体制の充実を図ります。また、県地域防災計画及びこれに基づく各種防災対策の策定に当たっては、県防災会議の委員に障害者団体の代表者等を選任し、障害のある人の意見を反映します。[危機管理部]
- ② 緊急地震速報や津波警報、大雨・洪水警報、避難指示などの危機管理情報については、避難行動要支援者*に配慮した提供体制の構築、普及に努めるとともに、市町が行う情報提供体制の整備等を支援します。[危機管理部]
- ③ 危機管理情報を迅速かつ適確に伝達するため、緊急速報メールや登録型メール、SNS等多様な伝達ツールの充実を図ります。また、避難所における要配慮者*へ配慮した運営の必要性等を、マニュアルに記載します。[危機管理部]
- ④ 災害発生時に要配慮者*が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所*の指定や一般避難所における要配慮者スペースの確保、民間宿泊施設の福祉避難所としての活用を促進します。[健康福祉部政策管理局]
- ⑤ 近年、増加している風水害に対し、迅速な避難行動をとるためには、雨量や河川の水位情報をいち早く入手する事が重要であることから、雨量・水位情報や河川のリアルタイム映像を、パソコンやスマートフォン等から確認できる県の防災情報発信サイト「サイポスレーダー」*を、障害のある人を含む一般県民に対し、積極的に周知します。[交通基盤部河川砂防局]
- ⑥ 県の地震被害想定に係る情報を地図上でわかりやすく提供するため、津波浸水想定区域図や各種ハザードマップ等の整備を促進し、周知を徹底します。[危機管理部]
- ⑦ 災害等緊急時に備え、障害のある人など避難行動要支援者*の迅速な避難支援及び的確な安否確認等を行うため、個人情報の保護に配慮しつつ、市町における個別避難計画の作成を促進します。また、計画の実効性を高めるため、福祉専門職と自主防災組織等の連携による「災害時ケアプラン」の作成を推進します。[健康福祉部政策管理局]
- ⑧ 大規模地震災害発生時には、地域在住の重症難病患者については避難行動要支援者*として、その特性に配慮した独自の対策が必要であることが明らかになったことから、重度の障害等により寝たきりとなっている人や人工呼吸器などの特別な機器を必要とする患者に対して、災害時要支援者名簿や個別支援計画*の策定協力を行うほか、防災ベッドフレーム*や人工呼吸器用バッテリー等を購入する際に市町を通じて助成を行うなど、病院等や市町と連携して災害時に対応できるように支援体制の充実を図ります。[健康福祉部医療局]、[危機管理部]

- ⑨ 福祉避難所*が開設されるまでの間や、福祉避難所だけでは障害のある人の避難先が十分に確保できない場合等に備え、「宿泊施設への福祉避難所設置モデル（賀茂モデル）」、「指定避難所を活用した要配慮者受入れモデル（東部モデル）」の取組を市町に普及させ、福祉避難所の設置促進を図ります。[健康福祉部政策管理局]
- ⑩ 大規模災害発生時に福祉避難所*等へ災害派遣福祉チーム（DWA T）*を円滑に派遣し要配慮者*の福祉課題に対応するため、人材養成などに当たる県内福祉関係団体等の取組（静岡県災害福祉広域支援ネットワーク）を支援します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑪ 大規模災害の発生リスクが高まる中、被災地域において精神科医療機関の被災状況を確認し、適切な災害保健医療活動が行えるよう、災害派遣精神医療チーム（DPA T）*の体制を強化します。また、研修会や訓練により人材育成の強化を推進します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑫ 災害や事件・事故で心的外傷後ストレス障害（PTSD）*等に陥った人に、早期に被災者・被害者のこころのケアに対応できるよう、DPA Tの体制強化を図るとともに、県内の専門職団体等との地域連携体制を構築します。[健康福祉部障害者支援局]

イ 防災に関する広報・啓発や訓練の推進

- ① 防災に関する知識の普及を図るパンフレット等に、障害のある人への支援方法に関する情報を盛り込んで住民に対する普及に努めるとともに、災害発生時には、関係団体と連携し、手話通訳者*や要約筆記者*の派遣等、必要な災害情報等の提供を行います。[健康福祉部障害者支援局]、[危機管理部]
- ② 障害のある人に地域の防災訓練等への参加を啓発し、災害発生時の対応力強化と防災意識の高揚を図ります。[危機管理部]
- ③ 避難行動要支援者*に対する支援が充実するように地域防災力強化人材育成研修を通じて地域で活動する防災リーダーやボランティア活動を調整できる人を養成します。[危機管理部]
- ④ 市町に対して、市町が策定する避難行動要支援者*の個別避難計画の実効性を高めるための避難訓練を実施するよう求め、避難行動要支援者の避難支援を適切に行います。[健康福祉部政策管理局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	地域防災力強化人材育成研修修了者数	(2017～20年度) 累計 24,276 人	(2022～25年度) 累計 26,600 人

(4) 防犯対策の推進

【現状と課題】

- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、障害のある人の68.4%が「自分の住んでいる街が障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う」又は「ある程度安心して暮らせるところだと思う」と回答しています。
- 障害のある人は、警察への通報や相談にも困難を伴う場合もあることから、障害に配慮した通報手段を確保する必要があります。
- 不審者情報や犯罪発生情報等を容易に入手できるよう、情報提供に当たっては、視覚や聴覚に障害のある人などへの配慮が必要です。
- 県民の防犯意識を高めて、自らが自分の「まち」を守る意識を醸成し、地域住民や事業者による防犯活動を活性化させて「防犯まちづくり」の取組を推進する必要があります。

【県の取組】

ア 緊急時の通報手段の確保

- ① 聴覚や言語に障害のある人が緊急時に利用できるよう、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介した通報や携帯電話・スマートフォン専用アプリを利用した通報、Eメール、ファクシミリからの通報等、緊急通報手段を確保します。[警察本部]

イ 自主的防犯活動の促進・支援

- ① 犯罪の発生状況、効果的な防犯対策等の情報をインターネット等の多様な媒体を活用して広報・啓発することにより、県民の防犯意識を高めます。また、情報提供に当たっては、視覚や聴覚に障害のある人などへの配慮に努めます。[警察本部]
- ② 地域ぐるみの自主的防犯活動のリーダーとなる人材を育成することにより、地域の防犯まちづくり活動の推進を図ります。[くらし・環境部県民生活局]
- ③ 県防犯まちづくり条例に基づく指針を踏まえ、道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造・設備等の普及を図ります。[くらし・環境部県民生活局]
- ④ 地域、警察、行政等の連携による啓発、パトロール、家庭訪問など様々な活動を実施して、障害のある人、子ども、女性、高齢者等社会的弱者の安全確保を図ります。[くらし・環境部県民生活局]

ウ 犯罪被害防止活動の推進

- ① 住民に身近な犯罪の発生を抑制するため、住民の要望や犯罪発生状況の分析結果に基づき、警察官による実態に即したパトロールの実施などの警察活動を推進します。〔警察本部〕
- ② 学校等と連携した非行防止活動や街頭における少年補導等、少年非行防止・保護総合対策を推進します。〔警察本部〕

エ 犯罪被害者等に対する支援体制の確立

- ① 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができるように関係機関の連携・協力体制を確立し、支援の充実を図ります。〔くらし・環境部県民生活局〕、〔警察本部〕

(5) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

- 2020年中の県内の交通事故による死傷者数は2万6千人を超えています。交通事故発生件数は減少傾向にありますが、交通事故のない社会を目指して、交通事故防止対策を推進する必要があります。
- 障害のある人を含む交通弱者の安全に向けて、人に優しい交通環境を確保するとともに、県民一人一人の交通安全意識を啓発するなど、総合的な交通事故防止対策を推進していくことが重要です。

【県の取組】

ア 障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備

- ① 障害のある人や高齢者等の移動の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー対応型信号機*等の整備を推進します。〔警察本部〕
- ② 横断歩道や交差点といった駐停車禁止場所等における悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する取締りを強化するとともに、放置自転車等の撤去を行う市町と連携し、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている歩道等における二輪車の違法駐車についても積極的な取締りを推進します。〔警察本部〕
- ③ 障害のある人や高齢者等の利用の多い道路では、交通安全対策を進めるとともに、道路拡幅や歩道整備、無電柱化等を積極的に推進します。〔交通基盤部道路局〕、〔交通基盤部都市局〕

イ 交通安全教育の普及徹底等

- ① 障害者団体が行う障害のある人を対象とした自動車安全教室の開催を支援し、障害のある人の交通安全意識を高めます。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ② 障害のある人を含む交通弱者の安全を確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本とした交通ルールの遵守や交通マナーの実践を促す啓発活動を推進します。[くらし・環境部県民生活局]
- ③ 参加する県民の方に応じた交通安全教育を行います。[警察本部]
- ④ 地域交通安全活動推進委員に対し、必要な教養や資料提供を行うなどして、県民の方の交通安全意識を高めるための活動を推進します。[警察本部]

ウ 運転免許取得希望者等への配慮

- ① 障害のある人が、免許関係手続や運転者教育を受ける際の利便性を向上させるため、障害者団体の要望等を踏まえつつ、利用しやすい環境の整備に努めます。[警察本部]

(6) 消費者としての利益の擁護及び増進

【現状と課題】

- 障害のある人の相談は、増加傾向にあり、障害のある人をターゲットにした悪質商法も報告されています。
- 消費生活相談センター等への相談者の傾向をみると、消費生活相談全体で、本人から相談が寄せられる割合が約8割であるのに対し、障害のある人の相談においては、本人からの相談が約4割となっており、本人よりも家族など、周囲で見守る人からの相談が多くなっています。相談内容を見ると、判断力の不足や契約内容への理解不足でトラブルになっていると思われるケースが目立ちます。
- 障害のある人は、被害に遭ったと気付かない場合や、気付いても周囲に相談しない場合も多いため、周囲が見守り、早期に異変に気づき、消費生活センター等の相談窓口につながることが大切です。
- 障害のある人が医療・福祉サービスを受ける際に、障害のある人に配慮しつつ、主体的で合理的な選択ができるよう、より丁寧な情報提供が必要です。

【県の取組】

- ① 「自ら学び自立し行動する消費者」を育成するため、消費者教育の充実を図ります。
[くらし・環境部県民生活局]
- ② 特別支援学校*をはじめとし、学校、地域、家庭、職域等、ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発を実施します。[くらし・環境部県民生活局]

- ③ 相談支援事業所や民生委員が、障害のある人から消費者被害に関する相談を受けた場合には、速やかに消費生活相談窓口につなぐことができるよう、連携を図ります。[くらし・環境部県民生活局]
- ④ 日常の仕事や生活の中で、高齢者や障害のある人を見守り、声かけを行う団体等を「188（いやや）で見守り隊」として登録し、高齢者や障害のある人の消費者被害の防止を図ります。[くらし・環境部県民生活局]
- ⑤ 判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、成年後見制度*の利用促進に向けて市町が実施する市民後見人*の養成、権利擁護支援のための地域連携ネットワークやその中核となる機関の設置などの取組を支援します。[健康福祉部福祉長寿局]
- ⑥ 身体障害者福祉センター、発達障害者支援センター等により、障害のある人からの様々な相談に対応します。[健康福祉部障害者支援局]
- ⑦ 障害福祉サービス等の契約時には、利用者の能力に合った適切な手段で契約内容等を説明するように障害者支援施設等を指導します。[健康福祉部福祉長寿局]

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

1 早期支援体制の整備

(1) 早期発見対策の充実

【現状と課題】

- 低出生体重児等や未熟児については、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療を行うため周産期医療体制*の充実が求められています。
- 2017年度に実施した「障害のある方の実態調査」によると、療育手帳を持っている人のうち25.3%の人が「3歳児健診までに知的障害の診断・判定を受けた」と回答しているため、乳幼児健康診査*をきっかけに、障害の早期発見に結び付けていくことが必要です。
- 発達障害*を早期に発見できるよう相談・健診指導の充実とともに、専門的な診断及び発達支援のための医療体制の構築が求められています。

【県の取組】

- ① 市町、医療機関、福祉施設等と連携し、障害のある子どもの早期発見に取り組みます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供のため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療センターを支援し、地域の医療機関との連携体制を確保します。〔健康福祉部医療局〕
- ③ 保健師等による家庭訪問や健康相談、乳幼児健康診査*により、未熟児や障害のある子ども等に対し、きめ細かな相談指導や育児支援を行います。〔健康福祉部こども未来局〕
- ④ 健診に従事する保健師等の質の向上を図るための研修を開催するとともに、各健康福祉センター単位で市町の健診事業の課題を共有・検討する機会を設け、健診事業を行う市町に対し早期発見の効果的な取組を促していきます。〔健康福祉部こども未来局〕
- ⑤ 発達障害*の早期発見体制の充実を図るため、小児科医等のかかりつけ医に対する研修の実施や新たに診療を開始する病院の医師に対する医療技術の研修（陪席研修）のほか、発達障害に関する医療機関の情報提供などを行います。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑥ 疾患等の早期発見、早期治療により障害の軽減を図るため、こども医療費などの医療費助成事業により、負担の軽減を図ります。〔健康福祉部こども未来局〕
- ⑦ 小児慢性特定疾病*児童等の健全育成のため、医療費の一部を公費助成し負担軽減を図ります。〔健康福祉部こども未来局〕

- ⑧ 新生児聴覚スクリーニング検査*により、聴覚に障害（又は疑い）のある子どもを早期発見し、人工内耳、補聴器、手話*等に関する情報を提供することにより、必要な治療や療育へとつなげる支援を行います。〔健康福祉部こども未来局〕
- ⑨ 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児*の言語（手話*を含む）の習得と、教育等における健全な発達を図るため、補聴器購入費用を助成します。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	新生児聴覚スクリーニング検査*受検率	—	(2021年度) 100%

（2）早期療育の充実

【現状と課題】

- 子育ての不安や負担、悩みなどを地域の身近なところで必要な相談・支援を受けることができると同時に、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた支援を受けることができる体制が求められています。
- 放課後等デイサービス*事業所や児童発達支援事業所*は、サービスの創設以降、利用児童数、事業所数ともに大幅に増加していますが、厚生労働省によると、支援の質が低い事業所が増えているとの指摘があります。
- 障害のある子どもの在宅生活を支えるためには、平日の特別支援教育などのほか、週末等の居宅介護（ホームヘルプサービス）*などの訪問系サービス、短期入所（ショートステイ）*、日中一時支援*など、地域の様々な資源を組み合わせることによって、本人の育ちを支え、家族を支援する取組が必要です。
- 障害のある子どもの多くが保育所等を利用しているため、適切な療育が受けられるよう、施設に対する専門的支援が必要です。
- 家庭で十分な養育や療育支援を受けることができない障害のある子ども（要保護児童・要支援児童）については、迅速に家族支援を行い、社会的養育につなげることが必要です。

【県の取組】

- ① 発達障害*のある子どもやその家族が、身近な地域で安心して必要な在宅サービスや発達相談、指導を受けられるよう、児童発達支援事業*及び家族等支援事業*などの事業を充実します。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ② 医療・福祉・教育・労働等の関係機関や当事者団体、支援機関等で構成される静岡県発達障害者支援地域協議会により、障害のある子どもの地域療育支援体制を推進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 通所機能、相談機能、障害のある児童の通う保育所等を支援するアウトリーチ機能を備えた地域における身近な療育機関である児童発達支援センター*を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ 保育所等が行う障害児保育を支援するため、県内の全市町において、保育所等訪問支援が提供できる体制を整備します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑤ 国が策定した障害児支援の基本的事項である「放課後等デイサービスガイドライン」及び「児童発達支援ガイドライン」の順守の徹底を図ります。〔健康福祉部福祉長寿局〕
- ⑥ 障害のある子どもの生活の質（QOL）の充実のため、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画を策定し、関係機関等で情報共有することを推進します。〔教育委員会〕
- ⑦ 家庭では療育が難しい子どもについては、障害児入所施設や児童養護施設などにおける保護・支援を行います。また、強度行動障害児*や被虐待児など、他の施設では療育が難しい子どもについては、県立磐田学園や県立吉原林間学園で入所支援を実施するとともに、県内施設等への援助技術の普及を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部こども未来局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	児童発達支援センター*設置市町数	(2020年度) 21市町	(2022年度) 政令市除く全市町

2 教育の振興

(1) インクルーシブ教育システム*の推進と教育相談体制の充実

【現状と課題】

- 障害者基本法では、「障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮し」とうたっており、インクルーシブ教育システムの推進が求められています。
- 「障害のある方の実態調査」（2020年度）によると、通園・通学している障害のある人のうち、小中学校の通常学級に通学していると回答した人は13.2%、小中学校の特別支援学級は21.1%、特別支援学校*の小中学部は29.0%となっています。
- 誰もが利用しやすい施設・設備と教育環境の整備を進めるとともに、児童生徒や保護者の希望、教育的ニーズに的確に応えられる就学に対する相談体制を充実させることが必要です。

【県の取組】

ア インクルーシブ教育システムの推進

- ① 小中学校、高等学校等の教員に対して特別支援教育に関する理解促進研修等を実施します。[教育委員会]
- ② 障害のある子どもに対し、通常学級をはじめ、特別支援学級や通級指導教室*など多様な教育の場において個に応じた指導の充実を図るよう、市町に働き掛けます。
[教育委員会]
- ③ 小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対し、生活面や学習活動を支援するための会計年度任用職員を配置します。[教育委員会]
- ④ 障害のある子どもの受け入れをしている私立の幼稚園、小中学校及び高等学校を支援します。[スポーツ・文化観光部総合教育局]
- ⑤ 個々の児童生徒の障害の種類や程度、特性に応じた教育を充実するため、個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について、市町や県立高等学校に対して助言します。[教育委員会]
- ⑥ 学校生活を安心して過ごせるよう、学校施設のユニバーサルデザイン*化を進めます。
[スポーツ・文化観光部総合教育局]、[教育委員会]
- ⑦ 特別支援学級の児童生徒に対する理解を深め、お互いの個性を認め合える環境づくりを進めるため、校内や地域の人々との交流を促進します。[教育委員会]

イ 教育相談の充実

- ① 就学前の幼児を対象にした巡回教育相談等により、個々の教育的ニーズに応じた就学を推進するよう、市町に働き掛けます。〔教育委員会〕
- ② 県総合教育センター等で行っている教育相談を充実するとともに、保健・医療・福祉関係機関との連携の強化を図ります。〔教育委員会〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2020年度) 小学校 99.4% 中学校 98.8% 高等学校 92.2%	(2025年度) 100%
2	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2018年度) 幼稚園 93.6% 小学校 90.3% 中学校 89.1% 高等学校 49.6%	(2025年度) 幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 75%

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 視覚・聴覚においては超早期（0～2歳）からの切れ目ない支援が求められていることから、教育・医療・保健・福祉等における役割分担や情報共有等の連携が必要です。
- 幼児児童生徒の「多様性」が唱えられる中、互いに尊重し認め合いつつ関わる中で、人間形成や自己形成の育成が重要です。
- 幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、学校と福祉行政機関が連携を図り、指導や支援を充実させることが必要です。
- 2020年度の特別支援学校*高等部3年生の6月の時点での、大学・短大・専門学校などへの進学を希望している人の割合は2.1%、就職を希望している人は42.3%、福祉施設への通所・入所を希望している人は54.8%など、希望する進路は多岐にわたっています。
- 特別支援学校*における2020年度の卒業生の一般就労率は37.5%であり、福祉的就労率は31.8%となっています。

- 生徒がその能力・適性等に応じて進路を選択できるように、進路相談を含めたキャリア教育の充実が必要です。

【県の取組】

ア 教育内容の充実

- ① 幼児児童生徒一人一人の実態を把握し、教育内容・教育方法等の研究を行い、教育の充実に努めます。[教育委員会]
- ② 個々の児童生徒の障害の種類や程度、特性などに応じて、多様な教育内容や指導方法を用意するなど、きめ細かな指導に努めます。[教育委員会]
- ③ 豊かな人間性、社会性を育むため、特別支援学校*の幼児児童生徒に対して体験学習を実施します。[教育委員会]
- ④ 教職員に対する特別支援教育に関する研修を実施し、指導力の向上を図ります。[教育委員会]
- ⑤ 発達障害*に対する教職員の理解を深めるとともに、専門的な知識及び技術を修得するため、指導方法等に関する研修を充実します。[教育委員会]

イ 教育環境の整備・充実

- ① 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、「共生・共育」の推進や狭隘化の解消を目的に県立高等学校、小学校内に特別支援学校分校の整備を推進します。[教育委員会]
- ② 特別支援学校*の新設・通学区域の見直しなどにより、障害に配慮した施設・設備の整備を計画的に進めます。[教育委員会]
- ③ 特別支援学校*が、その専門性や施設・設備を生かして、早期からの教育相談や研修など、特別支援教育に関する地域のセンター的な役割を果たすための体制づくりを推進します。[教育委員会]
- ④ 特別な支援が必要な子どもと地域の資源やシステムをつなぐため、特別支援教育コーディネーター*を活用し、学校間の連携を強化するとともに、地域の支援機関との連携や支援体制を構築します。[教育委員会]
- ⑤ 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設や医療機関で訪問教育を行います。[教育委員会]

- ⑥ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、特別支援学校*において安全かつ適切な医療的ケアを提供するための体制を整備します。[教育委員会]

ウ 放課後生活等の充実

- ① 障害のある子どもの放課後や休みの日（特に夏休み等の長期休業時）における安全・安心な居場所を確保し、社会との交流や自立を支援するため、放課後等デイサービス*、放課後児童クラブ*、放課後子供教室*の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部こども未来局]、[教育委員会]
- ② 特別支援学校*に通っていても放課後等デイサービス*が使えない、医療的ケアを必要とする子どもの放課後生活やそれを支える家族を支援するため、居宅介護*をはじめとする障害福祉サービス等の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 障害児入所施設や児童養護施設などに入所する障害のある子どもの教育・育成のため、学校と施設の連携を促進します。[健康福祉部障害者支援局]、[健康福祉部こども未来局]
- ④ 教育と福祉との連携を促進することにより幼児児童生徒の指導や支援の充実を図るよう努めます。[教育委員会]

エ 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- ① 特別支援教育の生涯学習化に向けて現状とニーズの把握に努めます。[教育委員会]
- ② 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための環境整備を進めます。[教育委員会]

オ 特別支援学校高等部教育の充実

- ① 生徒が自己の在り方、生き方を考え、豊かな自己実現を目指すために、高等部教育の整備・充実に努めます。[教育委員会]
- ② 生徒の多様な進路に対応できるよう、幅広い学習を展開するとともに、進路相談の充実を図ります。[教育委員会]
- ③ 就職など生徒の社会的な自立を図るため、学校や地域の特性に応じた情報教育や職業教育を積極的に推進します。[教育委員会]
- ④ 事業所等と連携し、一人ひとりの適性に応じた職場開拓や職場実習の充実に努めます。[健康福祉部障害者支援局]、[教育委員会]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	居住地の小・中学校との交流を行った特別支援学校*の児童生徒数	(2021年度) 690人	(2025年度) 1,500人
2	放課後等デイサービス*事業所設置数	(2016年度) 339箇所	(2020年度) 509箇所
3	特別支援学校高等部生徒の進路選択のための実習先数	(2021年度) 1,648箇所	毎年1,850箇所

3 重症心身障害児（者）*・医療的ケア児（者）に対する支援の充実

（1）重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援

【現状と課題】

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月18日）を受けて、都道府県には医療的ケア児等支援センター*の設置等が求められています。センターでは、当事者への相談支援及び情報提供、支援人材確保のための研修の実施、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関との連携による支援体制の構築が求められています。
- 医療的ケアの必要な児童生徒が増加、多様化している現状から、医療的ケア児への安全安心な対応及びその家族支援が求められています。
- 小・中学校における医療的ケアに従事してもらう看護師が不足していることが課題となっており、医療的ケアの必要な児童生徒を受入れるための市町の体制整備が難しい現状があります。
- 2020年に実施した「在宅で生活する重度の心身障害のある方及び日常的に医療的ケアが必要な方に関する調査」によると、家族が在宅生活における医療的ケアへの不安、介護等にかかる時間的・身体的負担などを抱えていることがうかがえます。
- 在宅の重症心身障害児（者）*及び医療的ケア児（者）並びにその家族が、住み慣れた身近な地域で安心して在宅生活を過ごせるよう、在宅支援を担う医療・福祉等の人材の養成・確保や在宅生活を支えるサービスの充実を図る必要があります。

【県の取組】

- ① 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができるよう、「医療的ケアの手引き」や「連携協議会」の情報を市町に提供していきます。また、今後医療的ケアを必要とする児童生徒の受入れを検討している市町に対して、既に受入れをしている市町の先進的な取組の紹介や、情報交換を行うなど、市町の体制整備に向けた支援に努めます。〔教育委員会〕
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市町に対し看護師を配置しやすいよう、国の補助制度について周知します。また、看護師協会と連携を図り、看護師の配置につながるよう努めます。〔教育委員会〕
- ③ 既に看護師を配置している特別支援学校*では、令和4年度から人工呼吸器管理のモデル的取組を実施し、児童生徒の自立心の育成及び保護者による付添いの負担軽減に努めます。〔教育委員会〕
- ④ 在宅の重症心身障害児（者）*及び医療的ケア児（者）とその家族が、住み慣れた身

近な地域で安心して在宅生活を過ごせるように居宅介護（ホームヘルプサービス）

、日中活動、訪問看護、通所施設における看護師配置の促進、医療機関による短期入所（ショートステイ）、リハビリテーションの実施などの在宅支援サービスの拡充に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕

- ⑤ 看護、介護、福祉職等への研修や医療、看護、介護、福祉、教育職などといった多職種のネットワーク化により、重症心身障害児（者）*及び医療的ケア児（者）の在宅支援を担う人材を確保し、支援体制の充実に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑥ 在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の介護ニーズは、24時間対応等の包括的・継続的なサービス提供が不可欠であるため、地域における行政、福祉、教育、医療等の連携を図り、関係機関との間で総合調整を行うコーディネーターを養成します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑦ 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の生活の質の向上のため、日中活動の充実など環境整備に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑧ 医療的ケア児等支援センター*を設置し、専門的な相談への対応、情報提供等を行うとともに、市町等に配置される医療的ケア児コーディネーターと連携して医療的ケア児及びその家族を支援します。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	重症心身障害児（者）*の支援に携わる専門人材養成数	(2018～20年度) 累計 313 人	(2022～25年度) 累計 500 人

4 発達障害*のある人に対する支援の充実

(1) 発達障害のある人に対する支援

【現状と課題】

- 自閉症スペクトラム障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*等の発達障害*のある人に対し、「静岡県における今後の発達障害者支援のあり方」を踏まえたライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。
- 個々の発達障害*の特性等を理解し、相談支援従事者、保育士など必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 発達障害*のある人への支援については、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び関係団体との連携体制の強化や地域的な課題に取り組む必要があります。
- 身近な地域での相談支援機能の充実を図るため、2020年度から県発達障害者支援センター*を東部地域と中西部地域の2箇所体制とし、政令市のセンターと合わせて県全域の支援体制を構築しました。複雑化・多様化する相談へ対応するため、センターの運営を専門的な知識・経験を有する民間法人に委託しています。
- 発達障害のある人は、障害を有していることが理解されず、偏見や差別などの困難を抱えている場合があるため、発達障害についての正しい理解を促進するための取組が必要です。

【県の取組】

- ① 発達障害者支援センター*において、市町や一般の相談支援事業所では対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修等を実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 地域の医療機関や支援機関の職員等を対象に専門家を養成するための研修会を開催し、地域での対応力の向上を図るほか、地域の療育拠点となる児童発達支援センター*の設置を促進し、障害児に対する重層的な支援体制の構築を図ります。[健康福祉部障害者支援局]
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者から構成される「静岡県発達障害者支援地域協議会」において、施策の評価や進捗管理を行い、地域課題への対応や関係機関等の連携の緊密化を図る仕組みを構築します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 発達障害*のある子どもをサポートする支援員の配置、学習障害等に対応した通級指導教室*の充実、高校段階での支援や教育の在り方の検討などを行い、様々な障害のある子どもを支援します。[教育委員会]

- ⑤ 県発達障害者支援センターにおいて、発達障害の特性に関する理解を深めるための研修等を実施するとともに、「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」等の機会をとらえ、関係団体や市町と連携を図りながら発達障害のある人に対する理解を図るための啓発に取り組みます。〔健康福祉部障害者支援局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	(2018～20年度) 累計 657 人	(2022～25年度) 累計 800 人

(2) 強度行動障害*のある人に対する支援

【現状と課題】

- 強度行動障害の状態となることを予防し、障害特性に応じた適切な支援をするため、支援に必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 強度行動障害があることで福祉施設（事業所）での受入れが消極的となったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されます。
- 強度行動障害のある人に対してライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。

【県の取組】

- ① 強度行動障害のある方に対して高度な専門知識や技術に基づく個別支援を行うため、支援者養成研修による人材の養成に努めます。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 県立磐田学園では、居室の個室化、小規模ユニットケアを導入し、家庭的な雰囲気の中で障害特性に応じた個別の療育を行うことで、家庭や地域での生活の移行に向けた支援を行います。また、保護者のレスパイトを目的とした短期入所*の受入れも実施します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 県立磐田学園において研修を通じた民間施設への技術的支援や実習受入による次代を担う人材の育成に取り組み、県全体の養育支援力の充実を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕

5 精神障害のある人に対する支援の充実

(1) 精神障害のある人に対する支援

【現状と課題】

- 精神疾患は、症状が多様であるとともに自覚しにくいという特徴があるため、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になって初めて精神科医療機関を受診するという場合が少なくありません。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もあります。
- このため、精神疾患に罹患した場合、早期に適切な医療を受けられるよう、統合失調症、うつ病・躁うつ病（双極性感情障害）、依存症、PTSD、高次脳機能障害*、摂食障害、てんかんなど多様な精神疾患ごとに対応できる医療機関を明確にし、早期に必要な精神科医療が提供される医療体制の確保が必要です。
- 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりのために、医療、保健、福祉の連携を進める必要があります。また、精神障害のある人が地域の一員として安心して生活できるよう精神疾患に対する理解の促進を図る必要があります。
- 長期入院している精神障害のある人の地域移行を進めるに当たっては、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

【県の取組】

- ① 精神科病院における患者の療養環境の向上を図るとともに、入院患者の人権に配慮した適切な医療を確保するため、入院の必要性や入院患者の処遇に重点をおいた指導・審査を実施します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ② 精神障害のある人が安心して精神科医療を受けられるように、患者・家族の選択に必要な精神科医療機関に関する情報提供を促進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 精神疾患に身体合併治療を伴う入院患者に対して、適正な治療を提供するため、精神科と一般診療科との連携を推進します。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ④ 休日や夜間において緊急に医療を必要とする精神障害のある人に対して、24時間365日の措置・診察・入院等に対応するため、いつでも相談できる精神科救急情報センターの機能を強化するなど、精神科救急医療体制*の充実を図ります。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ⑤ 精神障害のある人が地域で安心して生活し続けることができるよう、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や精神障害のある人の主体性に応じた社会参加を促進す

るための支援を行います。また、地域で生活しながら医療を受けることができるよう、精神障害のある人の精神疾患の状態やその家族の状況に応じていつでも必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供できる体制を確保し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進します。[健康福祉部障害者支援局]

- ⑥ 県下全域の拠点病院を明確にし、多様化している精神疾患ごとに情報発信や人材育成を行うとともに、2次保健医療圏において地域連携拠点機能を担う医療機関の支援を行うことにより、地域医療連携体制を構築します。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **統合失調症**

国が目指す専門的治療方法の県下全域での普及に努めます。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **うつ病・躁うつ病（双極性感情障害）**

早期発見・早期治療を目的に、精神科とかかりつけ医との連携を強化します。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **依存症**

アルコール、薬物、ギャンブル等の様々な依存症患者については、自助グループにおける取組の促進や家族への支援等を行います。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **心的外傷後ストレス障害（PTSD）***

災害及び事件、事故等が発生した場合に、早期に被災者・被害者のこころのケアに対応できる体制を整えます。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **高次脳機能障害***

高次脳機能障害のある人が身近な地域で適切なケアを受けられるよう、圏域ごとに地域リハビリテーション*関係医療機関、高次脳機能障害支援拠点機関、就労支援関係機関、健康福祉センター等との連携により相談支援体制の充実を図ります。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **摂食障害**

摂食障害は、適切な治療と支援によって回復が可能な疾患である一方、専門とする医療機関が少ないことから、患者が身近な地域で適切なケアを受けられるよう、医療連携体制の充実等を図ります。[健康福祉部障害者支援局]

- ・ **てんかん**

てんかんは、適切な診断、手術や服薬等により症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活できる場合も多いことから、運転、就労などの生活にかかわる相談支援体制を充実し、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進します。[健康福祉部障害者支援局]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	多様な精神疾患等ごとの拠点医療機関設置数	(2020年度) 156箇所	(2025年度) 226箇所
2	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2020年度) 36人	(2022～25年度) 累計316人

6 難病のある人に対する支援の充実

(1) 難病患者に対する支援

【現状と課題】

- 障害者総合支援法においては、難病患者も障害福祉サービス等が利用可能となり、対象範囲は2021年11月時点で366疾患となっています。
- 難病患者の安定した療養生活の確保や生活の質（QOL）の向上のため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実することが必要です。
- 難病患者の在宅での療養生活を支援するため、一人ひとりの療養計画に沿ったきめ細かな相談支援ができるように関係機関の連携体制を構築することが重要です。

【県の取組】

- ① 難病患者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、居宅介護（ホームヘルプサービス）*をはじめとする障害福祉サービス等の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携しながら、訪問相談等の医療サービスの提供を行う。〔健康福祉部障害者支援局〕、〔健康福祉部医療局〕
- ② 難病患者が、在宅で安心して暮らすことができるように、市町が実施する補装具*や日常生活用具*の給付等に関する助言などの支援を行います。〔健康福祉部障害者支援局〕
- ③ 県難病相談支援センター*において、地域で生活する難病患者や家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援を行います。〔健康福祉部医療局〕
- ④ 難病患者を介護するホームヘルパー*の養成研修を行うとともに、難病の知識啓発のための講演会等を実施します。また、国の指定難病に指定されていない原因不明の希少疾病等の講演会等を行い、広報啓発を図ります。〔健康福祉部医療局〕
- ⑤ 在宅で療養する介護の必要が高い難病患者が病状の悪化等により入院が必要となった場合の入院施設を確保するとともに、各種相談に応じるため、医療機関による難病医療体制（ネットワーク）の充実を図ります。〔健康福祉部医療局〕
- ⑥ 難病患者に対し、適切な医療サービスを提供するとともに、指定難病等の治療に要する医療費負担を軽減する等の支援を行います。〔健康福祉部医療局〕

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	県及び政令市難病相談支援センター*等における支援の件数（相談完結件数）	(2020年度) 884件	(2025年度) 1,000件
2	難病患者ホームヘルパー養成研修受講者数	(～2020年度) 累計3,378人	(～2025年度) 累計3,800人

【資料】

資料 1 静岡県障害者施策推進協議会条例

昭和 47 年 3 月 21 日
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、静岡県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則 (略)

資料2 静岡県障害者施策推進協議会委員名簿

氏名	所属名・役職名
池谷 修	静岡県知的障害者福祉協会会長
岩瀬 輝美	静岡県身体障害者福祉会会長
大石 明利	前東海大学短期大学部児童教育学科教授
小倉 健太郎	静岡県聴覚障害者事務局長
加藤 弘江	静岡県精神保健福祉会連合会常務理事
紅林 照代	静岡県難病団体連絡協議会理事
篠原 照代	静岡県自閉症協会事務局
立花 明彦	静岡県立短期大学部部長・教授
西尾 知世	酒井・根木法律事務所弁護士
増田 樹郎	静岡福祉大学副学長・教授 愛知教育大学名誉教授
松永 憲之	静岡県経営者協会事務局長
三浦 一也	医療法人好生会小笠病院理事長
三輪 浜子	静岡県作業所連合会・わ理事長

(任期：2021年7月1日から2024年6月30日まで)

資料3 静岡県障害者計画等策定・推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定を踏まえ、障害者施策を総合的に推進するため、静岡県障害者計画等策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者施策に係る総合的な展開の検討・調整に関すること
- (2) 静岡県障害者計画及び静岡県障害福祉計画の策定及び推進に関すること
- (3) 市町の障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進の支援に関すること
- (4) その他障害者施策について必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉部長の職にある者、副会長は健康福祉部障害者支援局長の職にある者、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(運営)

第4条 協議会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- (3) 協議会は、別に組織する静岡県障害者施策推進協議会と連携して、所掌事務に当たるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害者政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

別表（第3条第2項関係）

知事直轄組織	知事戦略局理事兼総務課長
危機管理部	参事（政策調整担当）
経営管理部	行政経営局長 財務局長 地域振興局長
くらし・環境部	政策管理局长
スポーツ・ 文化観光部	政策管理局长
健康福祉部	健康福祉部長（会長）、障害者支援局長（副会長） 政策管理局长 福祉長寿局長 こども未来局長 医療局長
経済産業部	政策管理局长 就業支援局長
交通基盤部	政策管理局长
出納局	次長
教育委員会事務局	教育部長
警察本部	総務部参事官兼総務課長

資料4 策定経緯

1 策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、障害のある人、障害の福祉に関する事業に従事する方で構成される「静岡県障害者施策推進協議会」で審議しました。また、障害者計画については、関連施策との連携を図るため庁内関係部局で構成する「静岡県障害者計画等策定・推進協議会」において検討を行いました。

2 計画策定までの経過

- (1) 計画策定にあたっては、県内の障害のある人の実態を把握するため「障害のある方の実態調査」を実施しました。
- (2) 障害者計画については、県内の主な障害者団体に対し、骨子案及び計画案について意見照会を行い、回答いただいた意見を計画に反映しました。

時期	第5次障害者計画
2020年度	・「静岡県障害のある方の実態調査」実施 (9月～11月)
2021年度 8月	・第1回静岡県障害者施策推進協議会開催(8月5日)
10月	・関係団体に対し計画策定に係る意見照会実施(10月8日～22日)
11月	・静岡県障害者計画等策定・推進協議会書面開催(11月12日～17日)
	・第2回静岡県障害者施策推進協議会開催(11月26日)
1～2月	・パブリックコメント実施(1月～2月)
3月	・第3回静岡県障害者施策推進協議会開催(3月28日)

資料5 「静岡県障害のある方の実態調査」の結果概要

(要旨)

- ・ 県では、障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等を把握し、第5次静岡県障害者計画（令和4年度～7年度）作成の基礎資料とするため、「静岡県障害のある方の実態調査」をとりまとめた。
- ・ これによると、防犯対策の推進やバリアフリー化等により「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところとだと思える方の割合」が前回調査と比べて約4ポイント増加している一方で、「差別や虐待を受けたことのある方の割合」は、2割弱で横ばいになっている。
- ・ また、「70歳以上の介助者の割合」が前回調査と比べて約4ポイント増加し、介助者の高齢化傾向が一層進んでいることに伴い、「今後心配なことは、親亡き後の生活についての割合」が一番多くなっている。
- ・ 調査の結果は、現在作成中の「第5次静岡県障害者計画」に反映していく。

(調査の概要)

1 調査目的

本調査は、障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等を把握し、第5次静岡県障害者計画作成の基礎資料とするために実施した。

2 調査内容

障害のある方の生活の実情と施策に対する意向等の8分野、38項目

【8分野】①あなたについて ②住まい・暮らし ③障害福祉サービス等の利用状況
④仕事や家計 ⑤生活の環境や安全・安心 ⑥社会参加
⑦悩み事に対する相談 ⑧その他（生活満足度、行政への希望）

3 調査方法

(1) 調査対象

- ・ 身体障害のある方、知的障害のある方への調査
県内の身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者から無作為に抽出し、郵便にて調査票を配布・回収
- ・ 精神障害のある方への調査
県内の精神科医療機関の協力を得て、各医療機関を通じて入通院者に配布し、郵便にて回収

(2) 配布数 10,000部（身体障害 4,000人、知的障害 3,000人、精神障害 3,000人）

(3) 調査期間 令和2年9月～令和2年11月（約3か月間）

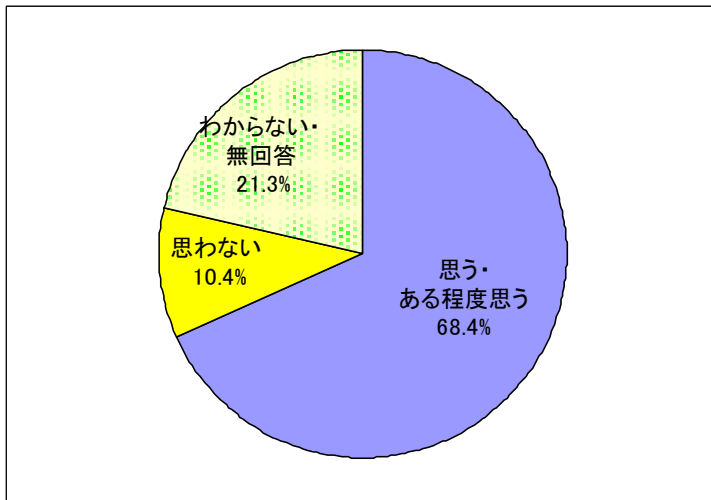
4 回収結果

	令和2年度調査	前回調査 (H28)
発送数	10,000票	10,000票
回収数 (回収率)	4,615票 (46.2%)	4,389票 (43.9%)

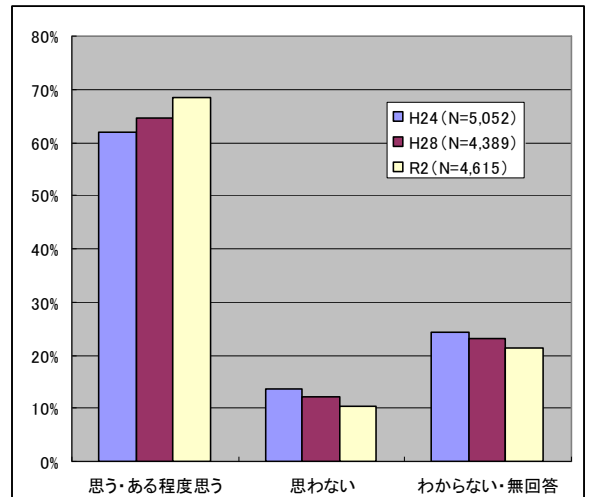
自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う障害のある方の割合 H28 調査 64.7% → R2 調査 68.4%

問 22 自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思いますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



	安心して暮らせるところだと思う	ある程度安心して暮らせるところだと思う	安心して暮らせるところだと思わない	わからない	無回答
H24 前々回調査	19.6%	42.4%	13.7%	16.5%	7.7%
		62.0%	13.7%		24.2%
H28 前回調査	19.5%	45.2%	12.2%	17.5%	5.6%
		64.7%	12.2%		23.1%
R2 今回調査	21.4%	47.0%	10.4%	17.1%	4.2%
		68.4%	10.4%		21.3%

「安心して暮らせるところだと思う」及び「ある程度安心して暮らせるところだと思う」を合わせた割合は 68.4%と、前回調査結果から 3.7 ポイント増加しています。

今後も、福祉サービスの充実はもとより、障害に対する県民の理解を深める「心のバリアフリー化」や、交通機関や施設などの「街のバリアフリー化」を進めていく必要があります。

差別や虐待を受けたことのある障害のある方の割合

H28 調査
17.4%

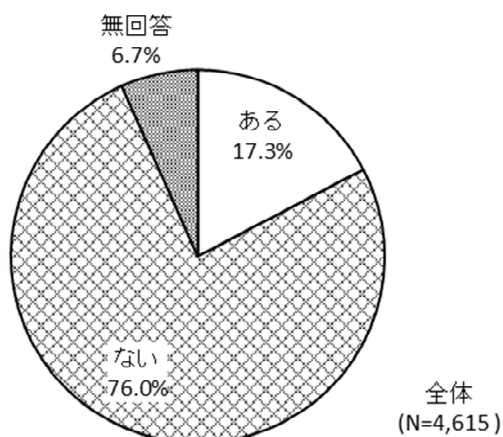


R2 調査
17.3%

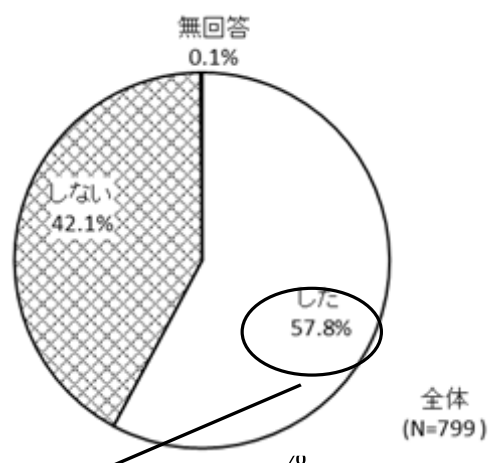
問 23 生活をしている中で、差別や虐待を受けたことはありますか。

※「虐待」とは身体的な虐待だけでなく、金銭的な虐待、心理的な虐待、性的な虐待を含みます。

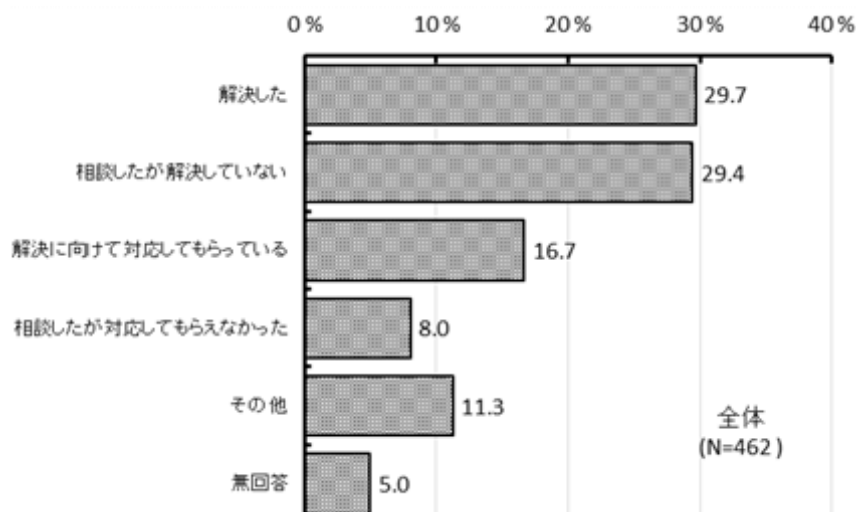
【差別・虐待経験の有無】



【相談経験の有無】



問 23-4 (上記において相談した方について) その相談は解決しましたか。(新規調査)



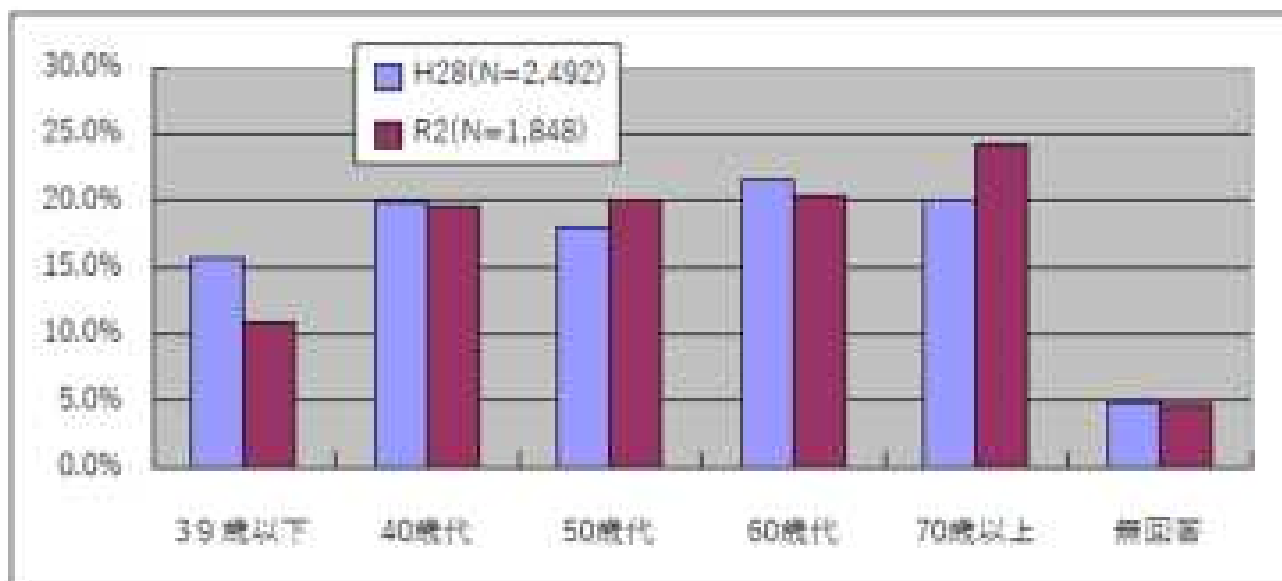
生活をしている中で、差別や虐待を受けたことが「ある」方の割合は17.3%でした。

また、差別や虐待を受けたことがある方のうち、57.8%が差別や虐待を受けたことを誰かに相談していますが、「相談したが解決していない」29.4%、「相談したが対応してもらえなかった」8.0%と、問題が解決していないのは3割以上となっています。

70歳以上の介助者の割合

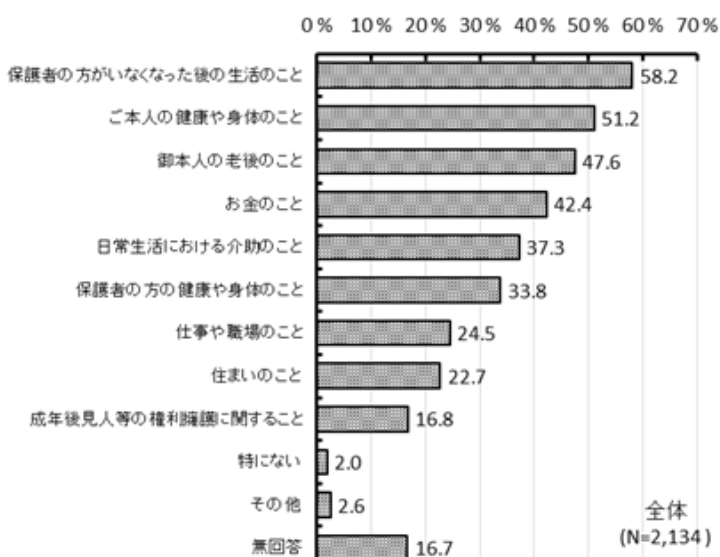
H28 調査
20.1%R2 調査
24.3%

問 8-2 あなたを主に介助してくれる方の年齢層を教えてください。



	39歳以下	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
H28 前回調査	15.7%	19.9%	17.9%	21.6%	20.1%	4.9%
R2 今回調査	10.9%	19.6%	20.0%	20.4%	24.3%	4.8%

問 14 御本人が生活していく上で今後心配になることは何ですか。



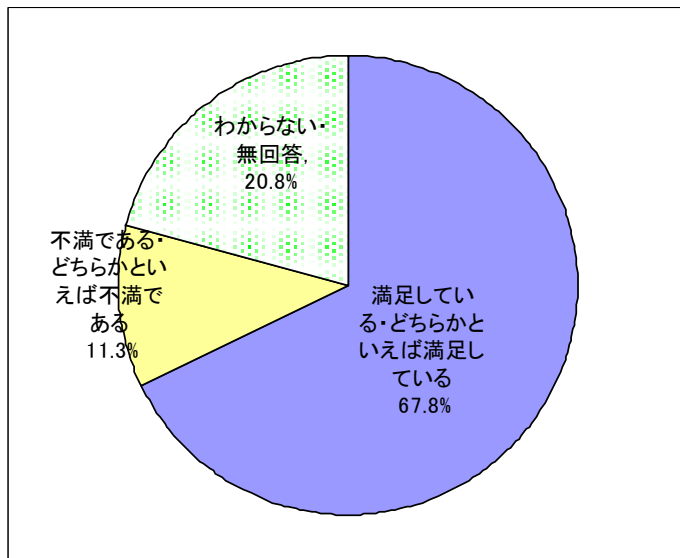
70歳以上の介助者の割合は24.3%と前回調査より3.2ポイント増加し、介助者の高齢化が進んでいます。また、新たに回答項目とした、「保護者の方がなくなった後の生活のこと」が58.2%と最も回答数が多く、県内においても8050問題*で心配されている方が多くなっています。

生活に満足している障害のある方の割合

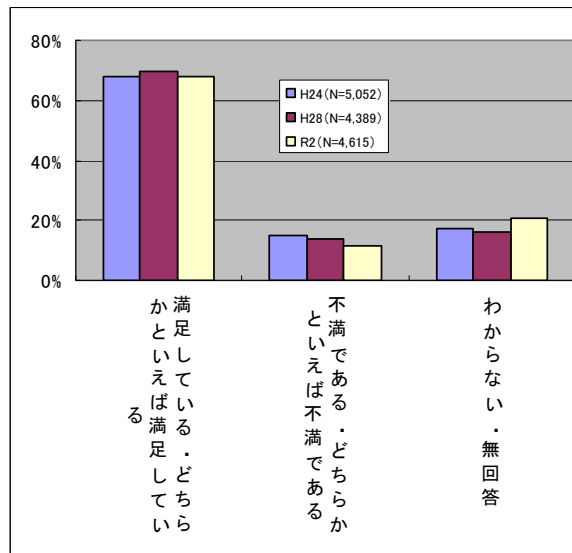
H28 調査
69.9%R2 調査
67.8%

問 37 あなたは、現在の生活に満足していますか。

【今回調査結果】



【過去の調査との比較】



問 37-2 あなたは、現在の生活に不満がある理由を具体的に教えてください。

項目	H28 調査 A	R2 調査 B	増減 B-A
家計・収入・金銭に関すること	20.2%	14.7%	△5.5%
就労に関すること	9.6%	8.3%	△1.3%
家族や人間関係に関すること	8.8%	10.6%	1.8%
福祉制度・サービスに関すること	6.4%	4.3%	△5.1%
行動に制約があること・やりたいことができないこと	6.2%	16.5%	10.3%
自分の体調・障害・病気等に関すること	5.6%	11.3%	5.7%

「満足している」及び「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は 67.8%と、前回 (69.9%)、前々回 (67.9%) 調査結果と比べて、大きな変化はありませんでした。

不満がある理由については、前回調査では「家計・収入・金銭に関すること」が 20.2%と一番多かったが、今回調査では、新型コロナウイルス感染症による外出自粛や移動の制限、マスク着用などの影響により、「行動に制約があること・やりたいことができないこと」の割合が 16.5%で一番多く (前回 6.2%) となっています。

日常生活において自立し、社会参加をしていると感じている障害のある方の割合

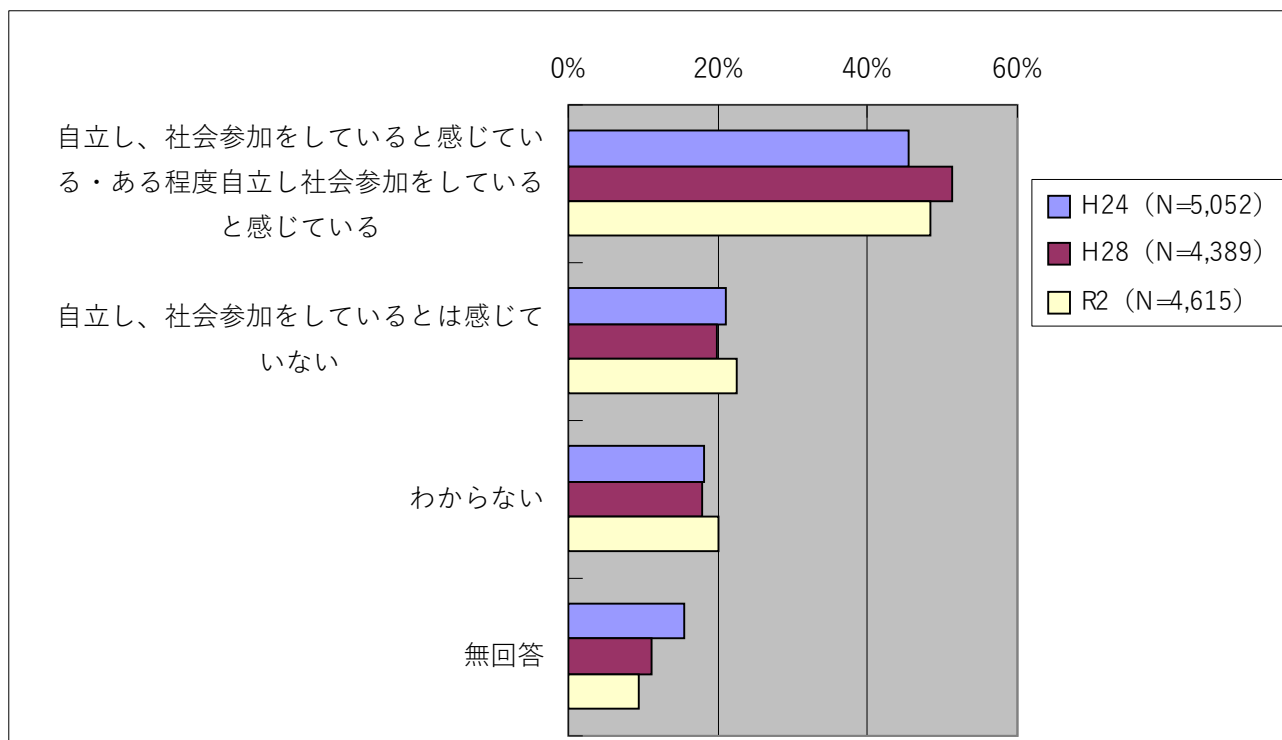
H28 調査
51.3%



R2 調査
48.3%

問 27 あなたは、日常生活において自立し、社会参加をしていますと感じていますか。

※ここでいう「自立」とは、必要とする支援を受けながらも、自分の意思をもって日常生活を送ることを含みます。



	自立し、社会参加をしていると感じている	ある程度自立し、社会参加をしていると感じている	自立し、社会参加をしているとは感じていない	わからない	無回答
H24	19.1%	26.3%	21.1%	18.0%	15.5%
前々回調査		45.4%	21.1%	18.0%	15.5%
H28	22.3%	29.0%	19.7%	17.8%	11.1%
前回調査		51.3%	19.7%	17.8%	11.1%
R2	20.0%	28.3%	22.4%	20.0%	9.3%
今回調査		48.3%	22.4%	20.0%	9.3%

「自立し、社会参加をしていますと感じている」及び「ある程度自立し、社会参加をしていますと感じている」を合わせた割合は48.3%と、前回調査結果から3.0ポイント減少しています。新型コロナウイルス感染症による外出自粛や、イベント・研修会等の中止などにより、社会参加の機会が減少したことが要因と考えられます。

資料6 「県政インターネットモニターアンケート」の結果概要

(要旨)

令和2年10月に、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する「県政インターネットモニターアンケート」を実施した（対象者数609人。回答者536人。回答率88.0%）。

(概要)

- 「障害者差別解消法」を聞いたことがある人の割合は昨年度から8.1%増加し、半数を超えた。「障害者差別解消条例」を聞いたことがある人の割合も9.1%増加した。

項目	H28	H29	H30	R元	R2
「障害者差別解消法」を聞いたことがある	34.6%	43.4%	44.2%	47.5%	55.6%
「障害者差別解消条例」を聞いたことがある	—	25.5%	27.9%	27.5%	36.6%

- 「合理的配慮*」の考え方を知っている人の割合は昨年度から3.6%、聞いたことがある人は、6.2%増加した。

項目	H28	H29	H30	R元	R2
「合理的配慮」の考え方を知っている。	13.5%	14.7%	17.2%	19.9%	23.5%
「合理的配慮」を聞いたことがある	25.3%	24.9%	26.3%	26.1%	32.3%

- 障害のある人への差別を感じたり、見たり、聞いたりしたことがある人の割合は依然2割を超えており、差別かどうか分からないが、いやな気持ちになったことがある人の割合は約3割で推移している。

項目	H28	H29	H30	R元	R2
ある	23.4%	22.4%	20.1%	23.5%	25.7%
差別かどうか分からないが、いやな気持ちになったことがある	30.3%	31.5%	33.5%	34.5%	32.6%
ない	46.3%	46.1%	46.4%	42.0%	41.6%

- 差別を感じたり、いやな気持ちになったことがある場面として、昨年度に引き続き「電車やバスなどの交通機関の利用の場面」が多い。次いで多いのが「学校、教育現場」や「買い物」の場面」で、いずれも昨年度から割合は増加している。

項目	H28	H29	H30	R元	R2
電車やバスなどの交通機関の利用の場面	44.7%	42.3%	43.9%	43.1%	43.8%
学校、教育現場	36.5%	37.1%	34.8%	30.9%	34.5%
買い物の場面	26.2%	32.0%	26.4%	24.9%	28.8%

○ 「ヘルプマーク」を見たことがあり意味も知っている人の割合は、昨年度から5%増加した。

項 目	H28	H29	H30	R 元	R 2
見たこともあり、意味も知っている	/	12.9%	32.6%	42.2%	47.2%
見たことはあるが、意味は知らない		12.1%	17.8%	17.6%	16.4%
知らない		75.0%	49.6%	40.2%	36.4%

○ その他

性別及び年代によるクロス集計を行ったところ以下のとおりの傾向が見られた。

- ・ 条例や合理的配慮*等の認知度は男女による差は少ないが、60歳代以降の世代が比較的高い。
- ・ 「ヘルプマーク」の認知度は、「見たこともあり、意味も知っている」と答えた方は、女性が59.6%であるのに対して、男性が40.3%と男女差が見られた。

資料7 用語の説明

【あ行】

● 愛の援聴週間

聴覚に障害のある人に対する県民の理解を深めることを目的とした週間。3月3日（耳の日）から9日まで、聴覚障害に関する様々な啓発活動を実施している。

● 移動介護従業者

脳性麻痺者等全身性障害のある人等の移動を支援する者。

● 医療的ケア児（者）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児（者）

● 医療的ケア児等支援センター

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき都道府県が設置する機関。医療的ケア児及びその家族への相談・情報提供のほか、関係機関等への情報提供、研修、関係機関との連携体制の構築を行う。

● 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する者

● インクルーシブ教育システム

障害の有無による分け隔てのない共生

社会の実現に向け、障害のある子どもの特性を踏まえた十分な教育が受けられるように合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害のある子どもとない子どもが共に学んでいく教育。

● ウェブアクセシビリティ方針

高齢の方や障害のある方を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう定めた方針。本県では平成25年3月に静岡県公式ホームページのウェブアクセシビリティ方針を定めて運用している。

● 運営適正化委員会

社会福祉法に基づき、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置されている。

● エシカル消費

人や社会・環境に配慮した消費行動。エシカル消費には、フェアトレード商品、授産品、地場産品、環境認証ラベルのついた商品、リサイクル商品の購入のほか、食品ロスの削減など様々な消費行動が含まれる。

● NPO（NonProfitOrganization）

非営利組織のこと。市民が主体となって、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織の総称。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて、法人格を取得した組織を特定非営利活動法人（NPO

法人) という。

【か行】

● 介護保険制度

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

● 介助犬

肢体に障害がある人の日常生活動作を介助することができるように物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉などを行なうために特別な訓練を受けた犬。

● 学習障害 (LD= Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

● 家族等支援事業

ペアレントメンター（発達障害のある子の子育て経験があり、相談支援に関する一定の研修を受けた者）やピアサポート（当事者や保護者同士の交流や共同作業による悩みの共有や支え合い）活動支援者の養成及び活用などにより、当事者及びその家族を支援する事業

● 基幹相談支援センター

相談支援の機能強化のため、総合的かつ専門的な相談支援や地域課題への対応、地域における人材育成等を実施する機関。

● 基準該当障害福祉サービス

指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であって、市町が認めた場合に限り、特例的に給付費を受けながら実施することができる障害福祉サービスのこと。

● 共生型サービス

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス。

● 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。

● 強度行動障害

精神科的な診断ではなく、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他人害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その療育環境では著しく処遇の困難な状態。

● 業務管理体制

不正事案の発生防止の観点から、指定障害福祉サービス事業者等に対し、整備することが義務付けられている事業運営の適正化を図るための体制。

● 居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害のある人の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事援

助等を提供するサービス。

● **グループホーム（共同生活援助）**

障害のある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

● **軽度・中等度難聴児**

両耳の聴力レベルが 30 デシベル

(dB) 以上で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の児童。補聴器の使用が必要となるケースが多い。

● **ゲートキーパー**

周囲で悩みを抱えている人に気づいて声をかけ、話を聴き、必要な支援に早期につなげて見守る人。

● **圏域自立支援協議会**

障害保健福祉圏域において、市町、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関で構成される協議会。市町自立支援協議会で解決できない広域調整が必要な事項の協議や圏域障害福祉計画の策定を行う。

● **圏域スーパーバイザー**

圏域自立支援協議会専門部会の運営や、市町自立支援協議会の活動に対する助言など、障害者支援に係る専門的援助や広域調整を行う者のことであり、障害保健福祉圏域ごとに県が設置している。

● **高次脳機能障害**

病気や事故の影響により、脳が傷つきその後遺症として、記憶や注意力などが低下し、日常生活に支障をきたす症状。

● **合理的配慮**

障害のある人の求め（障害のある人が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあつては、障害のある人の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するために、又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うこと。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

● **個別支援計画**

個々の利用者の意向・適正・障害の特性等を踏まえた適切な障害福祉サービスを提供するために、サービス管理責任者が作成する計画。

【さ行】

● **サービス管理責任者**

サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者。なお、訪問系サービスを除く、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設に配置が義務づけられている。

● **災害派遣精神医療チーム（DPAT）**

地震、台風等の自然災害や航空機・列車事故等の大規模災害が発生した場

合、被災地域において精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。

● **災害派遣福祉チーム（DWA T）**

大規模災害発生時に福祉避難所等において、要配慮者の福祉的ニーズを把握し生活の支援に当たる社会福祉士や介護福祉士などから構成される専門職チーム。

● **在宅就業障害者支援制度**

在宅で就労する障害のある人や登録在宅就業支援団体を介して仕事を発注する事業主に対して、特例調整金・特例報奨金を支給して支援する制度。

● **サイポスレーダー**

静岡県が運営する地域密着型防災サイト。ピンポイント天気予報をはじめ、気象情報、防災情報、ライブカメラ映像、雨量・水位情報をリアルタイムで提供している。

● **作業療法士**

心身に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法（手芸、工作、治療的ゲーム等）を用いて、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う者。医療機関や福祉施設等で働いている。

● **静岡県障害者活躍推進計画**

障害のある方の職員としての雇用や障害のある職員が活躍できる環境づくりを推進するため、採用及び定着に関する目標や各種取組について定めた計画。

● **静岡県障害を理由とする差別の解消の**

推進に関する条例（障害者差別解消条例）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、相談及び紛争解決等の体制、県民の理解及び関心の増進等を規定し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている条例。

● **静岡県地域福祉支援計画**

社会福祉法の規定により、市町村は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」）を策定することとされている。「都道府県地域福祉支援計画」は、市町村が「市町村地域福祉計画」の達成のために公私の協働で進める取組を、県が広域的な見地から支援するために策定する計画である。

● **静岡県福祉のまちづくり条例**

障害のある人や高齢者など誰もが自由に社会参加できる福祉のまちづくりに向け、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備促進や県民の思いやりの心の醸成について定めた県条例。

● **市町自立支援協議会**

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置する協議会。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などで構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に

に向けた協議などを行う。

● **失語症者向け意思疎通支援者**

脳の言語中枢の損傷により、聞く、話す、読む、書くなどの言葉にかかわる機能が失われた人に対し、会話の理解や表現を補助（必要に応じて道具や絵を利用）して意思疎通支援を行う者。

● **児童相談所**

福祉事務所、保健所、学校、警察、民生委員・児童委員等と連携を図りながら児童の養育についての相談、調査、診断、判定、一時保護等を行う機関。

● **児童発達支援管理責任者**

障害児通所・入所施設に配置され、障害のある子どもに対する効果的かつ適切な支援を行う観点から、保護者及び障害のある子どもの解決すべき課題を把握した上で、個別支援計画の作成や提供した支援の客観的な評価を行うなど、障害児支援全般に関する責任を担う者。

● **児童発達支援事業**

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービス（障害児通所支援）の一つで、未就学の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援（児童発達支援）を行う事業。

● **児童発達支援センター**

児童福祉法に基づき、児童発達支援を行う施設。「児童発達支援事業」が身近な療育の場であるのに対し、「児童発達支援センター」は、地域の障害の

ある子どもやその家族への相談（障害児相談支援）、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言（保育所等訪問支援など）を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

● **自閉症スペクトラム障害**

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害ともいう。

● **市民後見人**

弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職ではない一般の市民で、成年後見人となるための養成研修を修了し、社会貢献として権利擁護活動をする者。実際に成年後見人として活動するためには、家庭裁判所から選任される必要がある。

● **社会福祉人材センター**

社会福祉法に基づき、社会福祉施設等への就労に関する無料職業紹介や福祉従事者への各種研修等を行う機関。静岡県では、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が運営に当たっている。

● **周産期医療体制**

妊娠 22 週から生後満 7 日未満の期間を周産期といい、周産期とその前後の期間に母体や胎児・新生児に生じがちな突発的事態に対応するための、産科と新生児科の協力による総合的な医療体制。

● **重症心身障害児（者）**

肢体不自由 1 級又は 2 級の身体障害者手帳及び A 判定の療育手帳の交付を受けている児（者）若しくは身体障害者

手帳及び療育手帳を所持していないが、前記の者と同程度の重度の障害を有していると認められる児（者）。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

● 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

● 手話

ろう者が、コミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使う言葉で、手指の動きや表情等を使って、概念や意思を視覚的に表現する視覚言語。2006年に採択された国連の障害者権利条約や、2011年に改正された障害者基本法では、手話が言語であることが定義されている。

● 手話通訳者

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障ある障害のある人等に対し、手話により意思疎通支援を行う者。

● 障害者虐待防止支援センター

市町障害者虐待防止センターは、障害のある人に対する虐待に関する通報・届出窓口となるほか、相談、指導助言等を行う機関。県障害者虐待防止支援センターは、使用者による虐待の通報・届出窓口となるほか、権利擁護等

の専門的な事項に関し市町障害者虐待防止センターに助言等を行う機関（法律上の「都道府県権利擁護センター」にあたる）。

● 障害者試行雇用（トライアル雇用）

有期雇用契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障害のある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障害のある人の雇用を促進することができる。

● 障害者週間

国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意識を高めることを目的とした週間。12月3日から9日まで、障害のある人に関する啓発活動等を実施している。

● 障害者就業・生活支援センター

障害があるため、就職や職場への定着が困難である人や就職経験のない人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立を図るために必要な支援を行う施設。

● 障害者就労応援団

障害者雇用の促進及びふじのくに福産品の販売促進を図るために、障害者雇用実績がある企業等が登録して集まった応援団。障害者雇用を検討してい

る企業等に支援を行う。

● 障害者働く幸せ創出センター

障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で2010年5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。総合相談窓口の開設や県内の障害者就労施設等や障害のある人に係る情報収集・発信、授産事業の支援など、福祉と産業界をつなぐ取組を行っている。

● 障害を理由とする差別解消推進県民会議

県や市町、障害のある人や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」で障害を理由とする差別解消を推進するため、障害者差別解消条例に基づいて開催する会議。

● 小児慢性特定疾病

子どもの慢性の病気の中でも、発育や生命に重大な影響を持ち、治療に長い期間と高額な医療費がかかる病気のこと。治療研究事業としての医療費助成があり、対象となる病名や症状がそれぞれ定められている。

● 職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートを行う者。

● 処遇改善加算制度

平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における

助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された制度。

● 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

● 自立支援医療

障害のある人等に対し、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療。

● 自立支援給付

障害福祉サービスに係る介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療費等及び補装具費の支給。

● 人権啓発センター

県民一人ひとりの生活の中に人権尊重の意識が定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、様々な人権啓発活動や人権相談を行う機関（県健康福祉部内に設置）。講師派遣（出前人権講座）やDVD、図書の貸出等により人権学習を支援する等、県民に広く開かれた人権啓発の拠点。

● 新生児聴覚スクリーニング検査

新生児の聴覚障害を発見するための検査。

● 身体障害者更生相談所

身体障害のある人の更生援護の利便及び市町における援護の適切な実施を支援するため、専門的な相談・指導を行う機関。

● 身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、市町が委託（設置）する相談員。原則として身体障害当事者であり、自身の様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者の目線に立った相談援助を担う。

● 身体障害者補助犬

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。2002年10月1日から身体障害者補助犬法が施行されている。

● 心的外傷後ストレス障害（PTSD＝Post-Traumatic Stress Disorder）

心に受けた衝撃的な傷（トラウマ）により生じる様々なストレス障害のこと。トラウマには、事故・災害による急性の外傷と虐待・いじめ等による慢性の外傷とがある。

● 生活介護（デイサービス）

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

● 精神科救急医療体制

精神障害のある人の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、24時間の精神科救急医療相談窓口の機能をもった精神科救急情報センターが設置されている体制。休日・夜間において外来診療及び入院治療等を行う基幹病院の設置や搬送体制の整備

や、24時間の精神科救急医療相談窓口の機能をもった精神科救急情報センターが設置されている体制。

● 精神保健福祉センター

精神保健福祉に係る知識の普及啓発、調査研究、相談等を行う県の機関。

● 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

● 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害のある人が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある人に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催する大会（全国大会年1回、国際大会4年に1回開催）。

● 相談支援コーディネーター

高次脳機能障害に関する生活面・医療面・就労面等の相談に応じるとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築を行う者。

● 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住居入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障

害のある人の全般的な相談支援を行う者。

【た行】

● 短期入所（ショートステイ）

障害のある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障害のある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などを提供するサービス。

● 地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害のある人やその家族の緊急時の対応を図るための拠点として、市町が設置する。

● 地域福祉計画

社会福祉法の規定により、市町村は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として市町村地域福祉計画を策定する。地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することを目指す計画。地域における高齢者、障害のある人、児童、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備に関する事項等を定める。

● 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）

小・中学校区単位等の小地域福祉活動の担い手として、地域において個人・

家庭の個別支援や地域支援を行う人材で、県社会福祉協議会が行う養成研修を修了した者。

● 地域包括支援センター

地域の高齢者のこころと身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行うことを目的として市町が設置する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントを担う。

● 地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者とその家族が、住み慣れたところで、その人らしくいきいきとした生活ができるように、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含めた生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう。

● 地域リハビリテーションサポート医

リハビリテーションに関するかかりつけ医や介護専門職への支援、多職種連携づくりの推進役となる医師

● 地域リハビリテーション推進員

市町等が実施する介護予防事業などに対して、リハビリテーションの視点から助言するリハビリテーション専門職（理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)）

● 知的障害者更生相談所

知的障害のある人の医学的・心理的及び職能的判定を行うとともに、家庭そ

の他からの相談業務を行う機関。

● **知的障害者相談員**

知的障害のある人並びにその家族に対する相談業務、関係機関との連絡及び知的障害者援護思想の普及を行う相談員。

● **注意欠陥／多動性障害（AD／HD＝AttentionDeficit／HyperactivityDisorder）**

「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害の概念のひとつ

● **超低床バス（ノンステップバス）**

乗降口の段差をなくし、通常のバスよりも床面の地上高を低くし、車いす使用者をはじめ、誰もが乗り降りしやすいバス。

● **聴導犬**

聴覚に障害がある人の耳の代わりとなり、電話の呼出音やその人を呼ぶ声、車のクラクションなど危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝えたり、音源へ誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

● **通級指導教室**

小・中学校等の通常の学級に在籍し、特別な教育課程での教育を必要とする子どもたちに対して教育を行う教室。

● **同行援護従業者**

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行う者。

● **特別支援学校**

障害があるために、教育上の配慮を必要とする幼児児童生徒それぞれに応じた教育課程を編成し、専門的できめ細かな指導を行う学校。

● **特別支援教育コーディネーター**

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

【な行】

● **難病相談支援センター**

地域における難病患者の支援を一層推進するために、地域で生活する難病患者や家族の日常生活における相談や支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを行っている機関。

● **日常生活自立支援事業**

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるように利用者との契約に基づいて生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業。実施主体である県社会福祉協議会からの委託により市町社会福祉協議会が生活支援員の派遣等を行う。

● **日常生活用具**

障害のある人等が、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具。市町地域生活支援事業の必須事業の1つで、対象者、対象品目、利用者負担等は各市町において決定される。

- **日中一時支援**
日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援。
- **日中サービス支援型グループホーム**
グループホームの3種類（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型）の類型の一つ。昼夜を通じて1人以上の職員を配置し、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を実施。
- **乳幼児健康診査**
乳児及び幼児が発育栄養状態、精神・運動機能の発達、疾病または異常の有無などを確認する健康診査。保護者に対しては、適切な養育について助言、指導し、育児支援を行う。市町事業として行われている。
- **農福連携ワンストップ窓口**
農業者や障害福祉サービス事業所からの農福連携に関する相談への一元的な対応や農業者の求人・農作業等の情報、障害福祉サービス事業所の求職・労働力情報等を集約し、マッチングを支援する窓口として令和2年6月より障害者働く幸せ創出センター内に設置。

【は行】

- **8050 問題**

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯が社会的に孤立することにより様々な課題を抱える問題。ひきこもりの長期化や当事者とその家族等の高年齢化が進むことにより深刻な社会問題となっている。

- **発達障害**
発達障害者支援法に規定されている自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）*、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害ともいう。
- **発達障害者支援センター**
発達障害のある人の日常生活についての相談支援や発達支援、就労支援、普及啓発及び研修等を行う機関。
- **バリアフリー対応型信号機**
視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導装置、経過時間表示装置、高齢者等感応化の機能を付加することにより、障害のある人や高齢者等の道路横断の安全を図る信号機。
- **ひきこもり**
様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出も含む）。
- **避難行動要支援者**
要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自

ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

● 福祉避難所

一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるように、市町が指定した避難施設。主には、社会福祉施設が指定されている。

● ふじのくに型福祉サービス

県内に数多くある高齢者の介護サービス基盤を活用し、高齢者に加え、障害のある人、子ども等に対しても、年齢や障害の有無に関わらず、垣根なく福祉サービスを提供することを目指す静岡県独自のサービス。

● ふじのくに福産品

障害者就労施設等で作られた授産品の愛称。静岡県では授産品をより身近に感じられ広く親しまれるよう、令和元年度に愛称を募集し、125点の応募の中から「ふじのくに福産品（ふじのくにふくさんぴん）」に決定。

● ふじのくに福産品Webカタログ

県内の障害者就労施設等で製造しているこだわりの製品をWEBで紹介する電子カタログ。

● ふじのくに福産品一人一品運動

障害のある人が働く障害福祉サービス事業所の製品である「ふじのくに福産品」（授産品の愛称）の継続的な購入を県民に対して呼び掛けることで、障害のある人の工賃向上と経済的な自立を推進する取組。

● ふじのくに福産品ブランド認定製品

県内の障害福祉サービス事業所で製作し、優れた品質をもつものとして県がお勧めする製品。アドバイザーによる助言や改良支援、販路開拓など、ふじのくに福産品（授産品）の売上増と工賃向上を目指す取組を行っている。

● 放課後子供教室

放課後や週末に、地域ボランティア等が全ての子どもたちを対象とした安全・安心な活動拠点（居場所）をつくり、様々な体験や交流等を行う教室。

● 放課後児童クラブ

小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所。

● 放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに提供される通所サービス（障害児通所支援）の1つで、学校に就学している児童を対象として、授業の終了後又は休日等に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

● 防災ベッドフレーム

2002年度に静岡県が開発した住宅の耐震補強の代替措置。資金面等から住宅の耐震補強工事が困難な方などが、1階で就寝中に地震が起きても、家屋の倒壊から命を守ることができるよう、安全な空間を確保し身を守るもの。下部のベッド部分は木製、防護フレームは鋼鉄製。

● **ホームヘルパー**

障害のある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する者。

● **補装具**

身体障害のある人の身体機能を補完又は代替するための用具。購入、修理及び借受けに要する費用に対し助成制度がある。利用者負担は原則1割であるが、所得に応じた負担上限額がある。義肢、装具、車いす、補聴器等。

【ま行】

● **民生委員・児童委員**

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（任期3年、無報酬）で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。一定の区域を担当し、自らも地域住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行い、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスの情報提供などを行う。

● **盲導犬**

視覚に障害のある人が安全に歩くことができるように、交差点や曲がり角、階段などを止まって知らせたり、電信柱や看板などの障害物を避けて歩行誘導したりするために特別な訓練を受けた犬。

● **盲ろう者向け通訳兼介助者**

視覚及び聴覚に重複した障害のある人（盲ろう者）のコミュニケーション及

び移動等の支援をする者。

【や行】

● **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、情報、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方。

● **要配慮者**

災害時において、高齢者、障害のある人、乳幼児、その他特に配慮を要する方。

● **要約筆記者**

聴覚等の障害のため、意思疎通等を図ることに支障がある障害のある人等に対し、要約筆記（発言の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳）により意思疎通支援を行う者。

【ら行】

● **レスパイト**

在宅で障害のある人などを看護・介護している家族に、支援者が看護・介護を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

● **ろう者**

聴覚に障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

資料8 主な障害に関する啓発マーク

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	国際シンボルマーク	<p>国際シンボルマーク (International Symbol of Access)は、「障害のある人が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。このマークは、「すべての障害のある人を対象にしている」ものです。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
	視覚に障害のある人のための国際シンボルマーク	<p>1984年に世界盲人連合(WBU・加盟160ヶ国)で制定された「視覚に障害のある人のための国際シンボルマーク」です。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885 FAX:03-5291-7886</p>
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613</p>
	耳マーク	<p>聴覚障害のある人は、障害のあることが、外見からは分かりにくいために誤解されたり、不利益な待遇を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安は数知れなくあります。</p> <p>視覚障害のある人の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたものが耳マークです。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	ろう者*のマスコットマーク	たつの落とし子は耳を型どっており、愛嬌があり、全国のろう者（聴覚に障害のある人）のマスコットとされています。 3月3日「耳の日」にちなんだ「3」の数字、ろう者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単純な表現で見やすいものです。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
	手話*マーク	5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しました。 【対象】 ろう者*等、手話を必要としている人 【意味】 ろう者等から提示⇒「手話で対応をお願いします」 窓口等で掲示⇒「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」等	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
	筆談マーク	相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しました。 【対象者】 筆談を必要としている人（ろう者*等、音声言語障害のある人、知的障害のある人、外国人なども含みます。） 【意味】 当事者から⇒「筆談で対応をお願いします」 窓口等で⇒「筆談で対応します」	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
	障害者雇用支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。	公益財団法人ソー シャルサービス協 会 ITセンター TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	オストメイトマーク	<p>オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱保有者を言います。このため、トイレには、オストメイトが排泄物の処理、皮膚の清拭・洗浄などができる設備が必要であり、かつ、外見上は身体障害のある人であることが判別しにくいオストメイトが身障者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入口に表示されることが必要です。</p>	<p>公益社団法人日本オストミー協会 TEL：03-5670-7681 FAX：03-5670-7682</p>
	ハート・プラスマーク	<p>「身体内部に障害のある人」を表現しています。身体内部を意味する「ハートマーク」に、思いやりの心を「プラス」。身体内部に障害（心臓機能障害など）のある人は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p>	<p>NPO 法人ハート・プラスの会 E-mail: info@heartplus.org ※職員が常駐していないため、E-mail へご連絡ください。</p>
	ほじょ犬マーク	<p>身体障害者補助犬*法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬*、介助犬*、聴導犬*のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL:03-5253-1111 FAX:03-3503-1237</p>

マーク	名称	表す意味など	問い合わせ先等
	身体障害者補助犬*ユーザー受け入れマーク	<p>身体障害者補助犬を使用している方の自立と社会参加を応援する静岡県独自のマークです。</p> <p>盲導犬*などの身体障害者補助犬だけにスポットを当てるのではなく、あくまでも補助犬使用者が主役であるため、障害のある人とそのパートナーの補助犬と一緒に愛で包むデザインとなっています。</p>	静岡県補助犬インフォメーションデスク TEL : 054-221-5544
	身体障害者標識(身体障害者マーク)	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL:03-3581-0141
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL:03-3581-0141
	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からは分からなくても配慮を必要としている人が、援助が得やすくなるためのマークです。</p> <p>経済産業省で、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた日本工業規格 (JIS) 案内用図記号の見直しの議論が行われ、2017年7月に「ヘルプマーク」が追加されました。</p>	県障害者政策課 TEL:054-221-2352 FAX:054-221-3267

※「令和3年版障害者白書」等を参照



ふじのくに
障害者しあわせプラン

第 5 次 静 岡 県 障 害 者 計 画

令和 4 年 3 月 策 定

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電 話 : 0 5 4 - 2 2 1 - 3 5 9 9
F A X : 0 5 4 - 2 2 1 - 3 2 6 7
メール : shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp